

第百十二回 参議院外務委員会會議録第一号

昭和六十三年三月二十八日(月曜日)
午前十時開会

委員氏名

委員長 森山 眞弓君
理事 宮澤 弘君
理事 最上 進君
理事 松前 達郎君
理事 小西 博行君
理事 大鷹 淑子君
理事 倉田 寛之君
理事 後藤 正夫君
理事 嶋崎 均君
理事 鳩山 威一郎君
理事 林 健太郎君
理事 林田 悠紀夫君
理事 原 文兵衛君
理事 三池 信君
理事 中村 哲君
理事 矢田部 理君
理事 黒柳 明君
理事 広中和歌子君
理事 立木 洋君
理事 田 英夫君

出席者は左のとおり。
委員長 森山 眞弓君
理事 宮澤 弘君
最上 進君
松前 達郎君
小西 博行君
大鷹 淑子君
倉田 寛之君
後藤 正夫君
嶋崎 均君
林 健太郎君
原 文兵衛君
中村 哲君
矢田部 理君
黒柳 明君
広中和歌子君
立木 洋君
吉岡 古典君
田 英夫君

委員

外務大臣 宇野 宗佑君
外務大臣官房長 藤井 宏昭君
外務大臣官房外務報道官 松田 慶文君
外務大臣官房審議官 遠藤 哲也君
外務大臣官房会計課長 林 陽君
外務大臣官房領事移住部長 黒河内久美君
外務省アジア局長 藤田 公郎君
外務省北米局長 有馬 龍夫君

説明員

事務局側
常任委員会専門員 木村 敬三君
法務省入国管理局総務課長 石垣 泰司君
外務大臣官房文化交渉部長 田島 高志君
文部省学術国際局国際教育文化課長 砂子田忠孝君

本日の会議に付した案件

○国政調査に関する件
○昭和六十三年度一般会計予算(内閣提出、衆議院送付)、昭和六十三年度特別会計予算(内閣提出、衆議院送付)、昭和六十三年度政府関係機関予算(内閣提出、衆議院送付)について(外務省所管)

○委員長(森山眞弓君) ただいまから外務委員会を開会いたします。

議事に先立ち一言申し上げます。皆様に御承知のとおり、本委員会委員でありました三池信君は去る二月二十日逝去されました。まことに哀惜痛恨にたえません。

同君の長年にわたる御功績をしのび、委員会を代表いたしまして委員長より供花をささげ、弔意を表しましたことを御報告申し上げます。

○委員長(森山眞弓君) 委員の異動について御報告いたします。

三池信君が逝去されましたに伴い委員が一名欠員となつておりましたが、去る二十三日、その補欠として吉井英勝君が選任されました。また、去る二十四日、吉井英勝君が委員を辞任され、その補欠として吉岡古典君が選任されました。

○委員長(森山眞弓君) 国政調査に関する件についてお諮りいたします。本委員会は、今期国会におきましても国際情勢等に関する調査を行いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(森山眞弓君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(森山眞弓君) 去る三月二十五日、予算委員会から、三月二十八日及び三十一日の二日間、昭和六十三年度一般会計予算、同特別会計予算、同政府関係機関予算中、外務省所管について審査の委嘱がありました。

この際、本件を議題といたします。宇野外務大臣(宇野宗佑君) 昭和六十三年度外務省所管一般会計予算案の概要について御説明申し上げます。

外務省予算の総額は、四千四百十六億四千六百十三万八千円であり、これを昭和六十二年度予算と比較いたしますと百七十二億四千四百七千円の増加であり、四・一％の伸びとなっております。

我が国を取り巻く国際情勢は依然として厳しく、外交の役割はいよいよ重大であります。近年国際社会における地位が著しく向上した我が国は、世界に開かれた日本として、また世界に貢献する日本という視点に立ち、各国からの期待にこたえてその地位にふさわしい国際的役割を果たし、積極的な外交を展開していく必要があります。

この観点から、昭和六十三年度においては定員・機構の拡充強化、在外勤務環境の改善等の外交実施体制の強化、政府開発援助（ODA）及びその他の国際協力力の拡充、海外邦人対策等の整備拡充等に格別の配慮を加えました。特に外交強化のための人員の充実は、外務省にとつての最重要事項の一つであり、昭和六十三年度においては定員百二名の増員を得て、合計四千五百五十一名となります。

また、機構面では、在外公館として在イエメン大使館を開館することが予定されております。次に経済協力関係の予算について申し上げます。

今や自由世界第二位の経済力を有するに至った我が国が、平和国家として、世界の平和と安定に貢献する上で、経済協力は我が国の重要な国際的責務となっております。なかんずく、政府開発援助（ODA）の果たす役割は年を追って重要なものとなっております。政府は六十年九月にODA第三次中期目標を設定し、その着実な拡充に努めることを宣明し、さらに昭和六十二年五月には緊急経済対策において、第三次中期目標の極力早期達成、少なくとも七年倍増目標の二年繰り上げ実施等を決定いたしました。昭和六十三年度はこの中期目標の極力早期達成に向けて、量質両面の着実な拡充を図るため、ODA一般会計予算においては、厳しい財政事情にもかかわらず、政府全体で

対前年度比六・五％増とする特段の配慮を払いました。

このうち外務省予算においては、無償資金協力予算を対前年度比三十一億円増の一千四百七十一億円としたほか、技術協力予算の拡充に努め、なかんずく国際協力事業団事業費のうち、技術協力に向けられる同事業団交付金は対前年度七・五％増の一千六十二億円と初めて一十億円を超えるものとしております。また、国連等の国際機関を通ずる国際協力及び欧米等先進諸国との関係を円滑化するための対策にも配慮を払っております。

さらに情報機能の強化のための予算の充実に努め、また、各国との相互理解の一層の増進を図るための広報・文化・人的交流予算についても一層の手当てを講じております。

このほか、海外で活躍される邦人の方々が安心して生活できるよう緊急事態における通信連絡体制の整備拡充を図るとともに、海外子女教育の問題についても、全日制日本人学校一校の増設を図る等の配慮をしております。

以上が外務省関係予算の概要であります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（森山眞弓君） 以上で外務大臣の説明は終わりました。

この際、お諮りいたします。外務省所管昭和六十三年度予算の主要説明は、これを省略して、本日の会議録の末尾に掲載することにいたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと称する者あり〕

○委員長（森山眞弓君） 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○宮澤弘君 質疑に入ります前に、過日、中国で大きな列車の事故がございました。多くの方々が遭難をされました。亡くなられた方々の御冥福を祈りますとともに、御家族の方々に心からお悔やみを申し上げたいと思います。

この事件に対しまして、外務省、現地の総領事館、早速対処をされる。また、浜田外務政務次官を派遣されたようでございますが、なお入院をされていらっしゃる方も多いようでありますし、補償問題等もあるようでございますので、どうかひとつ事後処置遺漏のないようにお取り計らいをお願いいたします。

六十三年度の具体的な予算の問題を伺う前に、世界情勢についてひとつ伺っておきたいと思っております。

ただいま世界の情勢を見ますと、イラン・イラク戦争のように地域的な紛争は依然としてございまして、米ソ間でINFの廃止条約は合意を見せましたが、さらに戦略核五〇％削減の交渉も行われて、近く米ソ首脳会談も行われようということ、世界は軍縮の方向に向かいつつあると思っております。このときに、五月から六月でございまして、第三回の国連軍縮特別総会が開かれ、総理も出席をされると聞いておりますが、この機会に日本としてはどういった観点から何を世界に訴えようとしておられるのか、外務大臣から伺いたいと思っております。

○國務大臣（宇野宗佑君） 御指摘のとおり、INFのグローバル・ゼロという問題は、日本政府といたしまして核軍縮の第一歩として評価し、また当然他国の御努力に対し敬意を表するとともに、この署名、調印は心から歓迎いたしておる次第でございます。

また、続くSTARTつまり軍備管理、あるいは戦略核の半分を削減しようとするほかにも二国間地域紛争、さらには人権等々問題がございまして、これに對しまして、今両国外相間におきまして非常にいい成果をおさめるような準備がなされておるというところは我々いたしたとしても当然歓迎いたします。その成功を祈る次第でございます。したがって、そういう環境下において軍縮会議が行われるわけでございまして、特に我が国といたしましては唯一の被爆国であるというこの大切な経験をもととし、なおかつ非核

三原則を初め、憲法上におきましても我々は戦争を放棄して、そういう立場を強調しながら世界的な軍縮の成果が上がることを主張していかなければならないと、かように考えておる次第でございます。

当然そのためには、日本といたしましては特殊な立場というものがございまして、最終的には核の廃絶を目標とし、さらには軍縮が一挙に進めば結構でございますが、常に低レベルにおける抑止力というものを、それが均衡を保たれるというところ、そうしたことを念頭に置きながら、今後世界の動きもございまして、そうした世界の動きの中において何を提言すべきかということ、ただいま鋭意いろいろ検討いたしておりますので、総理が登壇になられます前日まで我々いたしましては十二分な準備を整えまして、強いアピールが世界になし得るよう努力をしたいと考えております。

○宮澤弘君 ただいま大臣は唯一の被爆国としての立場を基本にしておっしゃいました。私もそのとおりだと思っておりますので、我が国は唯一の被爆国でございまして、核廃絶を世界に訴える権利があり、かつ義務がある、私はそう思います。

前回の国連軍縮特別総会では大きな成果がなかったと言われておりますけれども、一番大きな成果は核軍縮のキャンペーンが発足したことだと思っております。この線に沿って、当時の鈴木総理大臣の御提言もあって、日本政府は広島と長崎の原爆の資料、被爆資料を国連に提供いたしました。御承知のように国連に常設展示場がございました。それからまた国連は、国連の広報局でございまして、この被爆資料を持って世界の主要都市で核の脅威というのを巡回して開いたわけでございまして、さらに、その際に国連の軍縮フェロシッブという制度がございまして、軍縮専門家養成することを目標に、主に開発途上国からフェローをつくりまして、毎年二十五人でございまして、日本政府の尽力によって広島、長崎で一週間研修をするという制度ができたわけですね。私は、国

連軍縮特別総会でいろんな方が演説をなさる、これはもちろん必要でありますけれども、百の説教よりも一つの実物教育の方がやはり世界の人々に被爆の実態を通じて核廃絶を普及するという、非常に重要だと思っております。

そういう見地から、私は前から日本政府が主催して広島、長崎の被爆資料を世界に展示する核の脅威展を開いたらいじやないかということをお前の総理大臣、外務大臣にも伺いましたけれども、この点については余り積極的なお答えはございませんでした。そこで、そういう点について大臣のお考えを伺いたいのと、政府主催でできないというところでありますれば、国連の当局がそういう企画をし、実施することを政府としてぜひ働きかけていただきたいと思います。いかがでございますでしょうか。

○国務大臣(宇野宗佑君) 既に国連には、今お話ありましたとおり、原爆の常設資料館が設けられておりまして、これは強く世界の人たちに大きな影響を与え、また原爆に対する今後の人類としてのそれを生かすべからずという一つの宣言、そうしたものを心に抱かすのではないかと思います。

現在、国連主催のそうした行事に対しては我が国も積極的に御支援を申し上げておるといふことでございますし、またフェロニッシュに對してもいろいろと我が国といたしましての支援もなさなければならぬと思っておりますが、今後ひとつ今の御提言に關しましては十二分にいろいろと検討させていただきます。かように考えております。

○宮澤弘君 再度申し上げますが、政府として難しいならば、国連が主催してやるように働きかけることぐらいはできるのじやないかと思っておりますので、どうかひとつ御検討をお願いしたいと思っております。

それから、この件に關して一つお願いがございますが、軍縮特別総会へNGOグループとして広島と長崎の市長が出席して発言をいたしたいというところを国連の事務局に申し出ております。ま

だ確たる返答がございませぬけれども、ひとつあの場でそういう発言が出来ますように、外務省とされても積極的に協力添えをいたしたいと思っておりますが、いかがでございますでしょうか。

○国務大臣(宇野宗佑君) これに關しましては国連に一つの選挙委員会のようなものがございまして、当然我が国も何人かの代表者が常にこの問題に關しましては発言をしていただきた、かように考えておりますから、そうしたルールもございしますが、そのルールに従いまして、我が国といたしましては極力御推薦申し上げておるといふ段階でございます。

○宮澤弘君 どうぞよろしくお願いをいたします。次に、予算に關連をいたしまして、まずODA、政府開発援助の問題から伺いたいと思っております。

先ほど大臣の御説明にもございましたが、六十三年度一般会計のODA予算七千億以上、伸び率六・五％ということで、当局の御努力を高く評価をいたしたいと思っております。

ところで、一昨年のODAのドルベースによる実績、多分昨年の六月ぐらいに外務省から公表されたものがございまして、それによりますと、一昨年はその前年に比べて多分五〇％近い伸びであったと思っております。恐らく昨年の実績ももう五月ぐらいいはドルベースの実績が出てくると思っておりますが、恐らくこれもかなり目標を上回っていると思っております。

そこで、外務省はこれまで二回中期目標を設定されて、今第三次の七年間の中期目標が進行中でありまして、既に昨年でありましたか、七年を二年短縮して五年にする、前倒しということであると思っておりますが、このままでまいりますと私はもう五年を待たずしてドルベースによる目標は十分達成できると思っております。もうこの際に新しい第四次と申しますか、中期目標を策定して実施すべき時期だと、私はそう思っておりますが、大臣いかがでございますでしょうか。

○国務大臣(宇野宗佑君) ODAに關しましては今御指摘のような面もこれあり、さらにはまた世界で非常に注目をされておりますが、やはり内容的にも検討しなくちゃならない点がたくさんございまして。そうしたことを含めてどうするかというところは大切なことだろうと思っております。ひとつ実績等々の見通しに關しましては政府委員から答弁させるようにいたします。

○政府委員(美正道君) 委員御指摘のように、八六年の実績は前年比四八％伸びておるといふことが高い伸び率でございまして、これはそのうち四〇％が円高の影響ということでございまして、八七年の実績につきましては、まだ現在集計中で確たることを申し上げる段階ではないのでございまして、為替相場の変動につきましては大体その前の年が約四〇％の伸びというのに対応するものとしては約一七％、つまり換算レートが八六年についてはOECDの開発援助委員会、DACで百六十八億五十二億というところになっておりますが、八七年については百四十四億六十四億というところで約一七％の伸び、加えてまして予算のODA経費の増額の努力、御支援によりまして、合わせますと相当高い伸び率に引き続きなるのではなないかというところは言えると思っております。ただ、現在作業中でございますので、作業が完了次第発表したいということで、現在幾らというところまでは言えない段階でございます。

○宮澤弘君 高い伸び率であらうと、私もそう思います。恐らく外務省としましては、新しい計画をつくりたいと思つて検討しているとおっしゃりたいんだらうと思つて、財政当局その他のあれもあるし、なかなかこういう公の席ではおっしゃれないんだらうと私は勝手に推測をいたしますが、これはぜひもう新しい計画に移らなければならぬと思つております。どうかひとつ適当な時期にそういうふうになりますようにお考えをいただきたいと思います。私は申し上げておきたいと思つております。

そこで、先ほど大臣も内容的、質的にも検討すべきことがあるとおっしゃいましたが、以下この

内容的、質的な面で幾つか伺いたいと思つてます。まず第一番目は、経済協力の理念というか、考え方の問題についてであります。これにつきましては、国際的な一般通念というか、二つの柱がある。一つは人道的配慮というのであります。それからもう一つは、南北問題を背景にした相互依存の認識。外務省もまたその二つの柱を中心に、これに一般的に国際的な通念だと思つております。そして、それに加えて各国とも外交目的に即した理念をいろいろ加えておられるらうと思つてます。我が国におきましては平和国家としてのコストという観念であるとか、あるいは経済大国としてのコストという観念であるとか、さらに総合安全保障の一環としての経済交流、経済協力という観念はまさにこれに当たると思つてます。

しかし、いづれにいたしましても、従来ODA、経済協力の根底には経済的な観点というか、経済的な視点が中心であつたと思つてます。私は無論これからは経済的な視点が基本にはなると思つておりますけれども、それに加えて、政治的な観点と申します。政治的な観点も十分考慮していく必要があるのではないかと思つてます。無論、世界の平和と繁栄というのが最終目的であります。世界経済と繁栄に経済的に寄与するばかりでなく、ODAを通じて政治的に貢献するといふ立場もこれからさらに強調されていいのではないかと思つてます。例えば、世界各地で不幸に起つていゝる紛争が起りますけれども、その紛争の防止あるいは紛争の解決という観点、さらに紛争の防止と不安定な地域の安定化を図るというふうな観点にもつながるわけでありまして、紛争終結後の地域の復興と申しますか、あるいは紛争終結後の地域の復興を私は申し上げておきたいと思つております。例えばイラン・イラク戦争、不幸にして都市間の攻撃等が行われ、またペルシャ湾では邦人の船員が犠牲になるというふうなこともございまして、そういうようなイラン・イラク戦争を早く終

した。

そういうことで、途上国のニーズに対応するよう努力を、予算の範囲内でありますけれども鋭意努力を行っているというふうに御理解いただきたいと思います。

○宮澤弘君 たいだいま無償資金の援助のことを話されましたが、それについてちょっと二つばかり伺いたいです。

一つは、従来の無償資金の援助というのは、一つは地域住民の生活のレベルアップというんでしようか、もう一つは人づくり、こういうようなことが中心であったと思うんですけれども、それに加えて、今後被援助国の外貨獲得に役立つ、例えば工業部門ですとかあるいは観光開発とか、そういうものに積極的な目を向ける必要があるんじゃないかという点が一点です。

それからもう一つは、今まではやはり物的施設というのが中心だったと思えますけれども、これからはソフトの面というか、文化面というものもやはりかなり考えていく必要があるんじゃないか。これは、私が聞きましてこれは正確であるかどうかはわかりませんが、例えばエジプトに日本の援助で立派なオペラハウスが近くでき上がる。それに對して、そのこけら落としなんかの際に、ほかの国からは一流のオペラストラナなどが来るけれども、どうも日本はまだそういうことについてどういふものが行くかというようなことがはっきりしていない、こういう話も聞きましてなんです。

そこで、今申しましたように、物をつくり上げるといふこともいいんですけれども、そういう芸術家や芸術団を派遣するとか人の派遣とか、あるいはもっと言えばビデオ等を制作して出すとか、そういう広い意味の文化協力ですね。特に大臣は文化人であらうしやるんだから、やはりそういうことを宇野大臣のときに大いに強調されることも必要じゃないかと思いますが、いかがでしょう。

○国務大臣(宇野宗佑君) 専門的には政府委員が

答えると思いますが、この間、私も今おっしゃったようなことで、アメリカのシェルトン国務長官に何をプレゼントしようかと思ひまして考えたのが、NHKでかつて北海道で釧路湿原でツルを養っている一人の人の話、「鶴になった男」というのがございまして。だから、日本人はすぐ鯨を食うとかあるいはいるんが言われておるときでございまして、さにあらず、かくのごとく一人の人が親に迷ったツルを養ってこゝまで飛ばすまで努力したと、大変涙ぐましいビデオでございまして、私はそれをNHKから買い求めまして、そしてシェルトンさんに差し上げましたところ、孫と一緒に見たというふうな非常に心温まる返事をちょうだいしました。

やはり政治家の中におきまして、そうした一つの何でもないことが大変な両国の理解を促め、さらに孫にまで、孫の代まで日本のツルの物語が残るかと、こういうふうな思ひますと、確かに現代ではなくなつて将来に残すべき文化というものはいいはあると思ひます。さういふ意味で、今御指摘の点は将来尊重していきたいと私は考えます。

○宮澤弘君 今大臣にお答えをいただいたんですが、英さんね、今の工業開発とかそれから観光開発というふうなものにも着目してやっていくということについては御反対じゃないでしょうか。

○政府委員(英正道君) 観光開発の問題につきましては、環境の破壊とか現地の住民に対する影響とか、かなり消極的な意見もかつてはあったわけ

でございまして、最近、途上国の幾つかの国はやはり観光収入というものを今後ふやしたいという気持ちは持つようになってきております。特に南太平洋の国でございましてネパールでございましてとかギリシャでございましてとか。そこで、私もさういふ新しい途上国の要請にこたへまして、これらの国に對する専門家の派遣でございまして、さういふことをやっております。仰せのとおり、今後観光につきましては、積極的にやはり援助の

分野で適當なものは取り上げていくことは検討してしかるべきというふうに考えております。

それから、やはり輸出の促進に貢献するような援助ということで、この点につきましても、最近東南アジアの国に幾つか輸出の貿易促進のためのセンターですね、品質の改善であるとか輸出技術の伝播であるとか、そういうことを目的とするプロジェクトタイプの技術協力というふうなことも積極的にやるというふうにして着々準備を進めているところでございまして。

○説明員(田島高志君) たいだいま委員が御指摘のエジプトの教育文化センターについてでございまして、御指摘のとおり文化面の活動がこのセンターにつきましましては期待されておりますので、十月の開所式に際しましては、外務省といたしましては国際交流基金事業を通じて、これは松竹に御協力をお願いしてございまして、歌舞伎の公演を企画いたしております。歌舞伎のはかにも、できましたらほかの公演事業あるいは展示事業もあわせて企画を進めたいと鋭意努力しているところでございまして。

○宮澤弘君 次に、NGOの問題について伺いたんですが、NGOを通じての援助というんですか、それは草の根の援助といいますが、地域に即してきめ細かい援助ができるということで各国かなり積極的にやっております。外務省のODA研究会の報告書でも、ひとつNGOを大いに活用せよというふうなことを言われていたと思ひます。どうも余り今までのやうな面で見るとい

がなかつたように思われる。これは日本のNGOの活動自身が余り活発でないということもあるかもしれませんが、やはり今後NGOというものを重要視して、それを通じての援助というふうなことを積極的に考えていかなければいけないと思ひます。いかがでしょう。

○政府委員(英正道君) この点が現在の経済協力行政の中でひとつおくられていてという御指摘を

員御指摘のように、日本のNGOと諸外国のNGOの間にはかなり活動状況等において差異がございまして。したがって、諸外国がやっていると同じようなことがすぐに日本で実施できるといふ状況でないという点もあるものでございまして。なかなかすっきりとしたふうにはございませぬ。

ただ、若干のNGO活動に對する支援ということは行っておりまして、例えばNGOの方が途上国で仕事をされる前にJICAで研修のコースを設ける、そういうような活動でございましてとか、具体的にエチオピアでございましてとかバングラデシュでございましてとか、そういうところでNGO活動を支援するという形で具体的な協力を行わしていただいております。

ただ、今後の方向といたしましては、一つは途上国のNGOの活動に對する支援、それからそれと連携して活動を行う日本のNGO活動の積極化というふうなこの方向で検討を行うような時点に來ているのではないかとこのように考えます。一部の国では政府援助の実施をNGOに行わせるというケースもございまして、ある程度NGOの役割をその中で認めるというふうなケースもござい

ます。フィリピンでもそのような試みが行われております。私もとしましては、そういうものを念頭に、実効的な計画でございすればできる限り前向きに對していくべきだろうというふうに考えておる次第でございまして。

○宮澤弘君 我が国でもオイスカあたりには随分外務省の方もお金を通じて協力を求めているようです。この問題はやっぱり外務省が座っている向こうからなかなかやってこないと思ひます。ですから、NGOに外務省の方も積極的に協力を求められるという積極的な姿勢が私は必要だと思ひます。これはそれだけ申し上げておきます。

ODAの問題の最後に、外務省がかねて研究しておられる国際開発大学ですね、これは今どういうふうに進んでいるんでしょうか、簡単にお答えをいただきたいと思います。

○政府委員(英正道君) これは外務大臣のもとに設けられました研究会が、援助人材養成というこの必要性からそういう組織をつくったかどうかというのを提唱されたことを受けて、六十一年の六月に文部省の御協力も得まして有識者で構成する設立検討会議という組織をつくりました。約一年間検討いたしました。その報告書が出たわけですが、この報告書は、我が国の将来の援助要員を養成し、開発途上国の研究員、留学生の受け入れも行い得る大学院レベルの高等教育機関として、国際的に開かれた、これ仮称でございしますが、国際開発大学というものをODA資金を活用して設立してはどうかというのを提言しております。

こういうような検討を踏まえまして御審議いただいております。六十三年度の政府予算の原案におきまして、援助関連高等教育機関の調査に関する経費という調査費が約五百万円計上されております。この調査を基礎として着実に構想の具体化を図っていき、かように考えております。

○宮澤弘君 次に、外国人への日本語教育のことについて、三伺いたいんですが、まず最初に外務大臣の感想を承りたいんです。

それは、過日マスコミに出ました外国人に対する簡約日本語ですね。これにつきましましてマスコミに報道されたところによりまして、この簡約日本語というのは、国立国語研究所の所長さんが外国人のために簡約日本語をつくるということ、十年この方研究をしてきたものだそうですが、文法上の決まり事や言葉、文字を海外の初心者向けに思い切った簡略化する試みで、向こう三年間で完成をさせたい。それで、ルールとしては、語尾を「です」とか「ます」調で統一をする。後に続く言葉でさまざまに活用する動詞は原則として「ます」に連なる形に加工する。つまり、「書く」ではなく「書きます」とするんだそうですね。それから言葉は二十語ぐらいにする。こういうことで今盛んに研究をしている。

その例として、これは大臣コピーをごらんをいただいたかと思うんですが、「北風と太陽」というイソップの物語があります。それが普通の日本語ですと、「遂に北風は、彼からマントを脱がせるのをあきらめた。」と、「脱がせるのをあきらめた」と、こういうことですが、この国語研究所の所長が研究している簡約日本語になりますと、「とうとう北の風は彼から上に着ますものを脱ぎさせますことをやめませんとなりませんでした。」これは、大臣は無論所管の大臣じゃございせんので、外務大臣としてよりも文人字野としてどういう感想をお持ちでございせんか。

○国務大臣(宇野宗佑君) いろいろ日本を知ってもらうために簡約日本語の研究をなされておるということは十分に承知しておりますが、「北風を「北の風」とわざわざ訳さなくても、日本にはやはり昔からこち吹かばの東風あり、あるいは、はえの南風あり、あるいは北の風は白秋のもとでございしますから白風とも言うというふうに、いろいろ日本語というものは特別のデリケートなニュアンスがございします。例えば、そういうことから考えましても、極めて物理的に寒いから北の風ということだけで果たして日本が理解できるだろうか。ましてや、今お読みになりましたように、一体どうなっておるのかわからないような文法でありまして、これは非常にかえって混乱を招くんではなからうか。確かに日本の文法は英語、中国語とは全く違います。「これ本です」と、「これです本」ではありせんから。したがって、そういうところもいろいろ問題はございまして、けれども、私といたしましては、果たしてこうした場合が本に日本を理解するために必要なものだろうかという点に關しましては、私は私なりに、はつきり申し上げますと現在疑問を抱きます。

○宮澤弘君 ありがとうございます。

そこで、外国人に対する日本語教育、国内の方は主として文部省が担当しておいでになるので、まず文部省に伺いますけれども、現在国内で日本語を学んでいる外国人は三万五千人ぐらいおりまして、日本語の教師が三千八百人いるようであります。

○説明員(砂子田忠孝君) ただいま先生の方から御案内ありましたように、内外の日本語学習者の増大は非常に極めて急激にふえておるといふふうに聞いております。国内は確かにふえておりますし、海外においてもふえておると聞いております。

それで、私どもの方で、日本語教員の養成等につきましまして、昭和六十一年五月に日本語教育施策の推進に関する調査研究会というところから御報告をいただきました。その対策をそれに即して考えているところでございしますが、現在我が国で日本語教員の養成を行っている機関は大学が二十二校、それから専修学校、各種学校等が五十機関、計七十二機関ございします。私どもとしましては、日本語教員の養成は日本語教育体制の整備の上で最も重要な課題の一つと考えておりました。文部省としましては、昭和六十年度から国立大学に日本語教員養成のための学科等を設置しており、これまでに八大学に設置したところでございします。

目下施策を進めているところでございします。

○宮澤弘君 海外の外国人に対する日本語教育、これは主として外務省が担当しておいでになるので、外務省の方に伺います。

海外では、今日日本語を学んでいる人が百万人ぐらいて、教師の数が七千二百人だそうでありまして、将来どのぐらいふえると推定をしておいでになるのか。また、それに必要な教師の数はどのぐらいで、それをどうやって充足するというお考えですか。

○説明員(田島高志君) 先生御指摘の数が、海外での学習者約百万人、教師の約七千二百人と申しますのは、昭和五十九年度に調査いたしました結果でございします。それが、将来十年後、六十九年度におきましては、海外での学習者数は約四百万人、必要な教師の数は約六万五千人というふうに推定されております。

外務省といたしましては、海外の日本語教育につきましましては、海外からの協力要請が急増しておりますので、国際交流基金を通じて鋭意諸施策を実施しているところでございします。主なものとしたしましては、日本語教育専門家の長期派遣、それから巡回指導チームの派遣等によりまして現地の日本語教育及び現地の日本語教育に対する指導及び協力を行いますとともに、現地の日本語教師を日本に招聘いたしまして養成、研修等行っております。その他、日本語教材の開発あるいは教材の供与あるいは日本語能力試験の実施等を行っております。さらに国際交流基金におきましては、これらの事業を拡充強化いたすために現在日本語国際センターを建設中でございます。

○宮澤弘君 今六万五千人と言われたけれども、六万五千人の教師をつくり上げるといふことは大変なことだろと思ひます。今国際交流基金で恐らく常時百人前後の日本語の教師を外国に派遣しておいでになるし、それから今部長のお答えで日本語国際センターですができて、そこでも何か百四、五十人の宿泊研修施設ができる。だけれども、恐らくそうしたところではなかなか世界の要

望には適合できないと思うんですね。それと同時に、教師の養成も必要ですけれども、教科書とか辞書とかいう教材の開発、整備が大変不十分だと私は思うんです。外国へ参りましても、どうも日本にそういうものを頼んでもなかなかくれないという話をたくさん聞くわけですね。本日は教師を養成して派遣をしたり、現地からの人を研修して何万何千充足できればいいけれども、それができないとなれば、何か今現在中国でもやっているそうだけれども、教材のうちで例えばビデオを開発して各国のテレビ局に配って放送をしてみたら通信教育、そういうシステムを推進する、ビデオの開発というようになこともぜひ必要だと思つてます。

それと同時に私は、日本語教育については非常にたくさん機関がかかり合っているわけですね。外務省と国際交流基金、それから文部省文化庁、それから途上国から研修に来る人については国際協力事業団であるとか、それから通産省所管の海外技術者研修協会ですか、それからNHKも日本語を放送しているということで、関係機関が非常に多くてどうもばらばらだという印象を私は持っております。ですから、教師の養成とか教授法とか、それから教材の開発、整備というところについてもう少しやっぱり一体的に取り組んで、どこかのレポートによりまして日本語教育のネットワークという字が使っておりまして、ネットワークをつくるということがぜひ必要だ、私はそう思います。

そこで、この問題について大臣に伺いたいんですが、外国人への日本語教育の問題は、単にそれを通じて日本語を知ってもらうとか、あるいは日本と外国との文化交流を盛んにする、そういう見地だけではなくて、今識者の間では、日本語が国際語になりつつある、そういう認識でこの問題に取り組む必要があるというふうに言われております。私もそのとおりだと思つてますね。これは外務省からいただいた資料ですけれども、主要先進国と比較をしてみますと、よくマヌ

コミなんかに出ておりますが、例えば英国のブリティッシュ・カウンシルは予算が百五十億円で四千百十人、ドイツのゲーテ・インスティテュートは百億円で二千二百人、フランスのアリアンス・フランセーズは四十億円で三百人。それに対して日本の国際交流基金は、これは外務省自身がお出したんだから間違いないと思つますが、十八億円で百三十二人。オーダーが違ふんですね。私は教師の養成とか派遣とか、先ほど申しました教材の整備とかこういうことについては、外務大臣が国際交流基金を所管しておられますから、国際交流基金をさらに拡充していくということについてお考えがあらうなと思つてます。それを伺いたいことが一つ。

それから、先ほど申しましたようにどうもシステムになつていない。ネットワークをつくることに必要だと言われておりますので、これは外務大臣がある文化人として閣議等の席で、ひとつ我が国としてもっとしっかりやっていかねければいかぬということを強く発言していただきたい。この二点を伺いたいと思つてます。いかがでございますか。

○国務大臣(宇野宗佑君) この国会を通じて非常に特色的なことを挙げますならば、与野党を通じて外交の重要性を非常に力説していただいておりますのでございます。そのためには、まづ量も必要ではないか、さらに質が必要ではないか、こういうふうな御要請が各党からもほとんど出ておりまして、私たちも非常に力強く感ずる次第でございます。

特に日本語の問題は、国連の公用語としてひとつ日本語を用いるように努力せよと、こういうふうなお話もございまして。まだアラビア語ほど日本語を用いておる人たちが多くないという点もあるやに承りますが、しかし事実の問題として多くの国際人が日本語をひとつ勉強しよう、こういうふうな幼少のころから考え出したという大切な事柄でございますから、いわゆるこういふときには私たちもそうした雰囲気と申しましようか。

そうした環境に恵まれておることを認識しなくちゃならない、かように考えますので、今申された交流基金等々を通じての一層の努力は我々自体といたしましていたさなければならぬ、かように考えております。

しいたが、日本は予算編成はややもすればシリリングとか過去の実績等々の話ばかりでございまして、新しい時代には新しい時代の予算編成が必要であらう、かように考えておりますので、いすれまた六月、七月になりますと概算要求という事態も参つてまいります。我々といふことはこの国会を通じての与野党の御要望というものが、やはり今私が申し上げましたような点に非常に力を注がれておるといふことを一つ今後その面の努力を重ねていきたい、かように考えております。

○宮澤弘君 日本語の問題はこれで終わります。最後に、今問題となっております外国人労働者、特に単純労働者の問題について伺いたいと思つてますが、法務省の方見えてると思つてます。

数日前、新聞を見ますと、法務省で出入国管理法でございまして、法律の改正について検討をされて、いわゆる技能労働者については在留資格を明確化していこう。しかし、いわゆる単純労働者については触れない。というのは現状のままというところでやっていたら、それで法律の改正案を次の通常国会あたりに出そうという記事が出ておりました。それはそのとおりですか。

○説明員(石垣泰司君) 今回、入管法すなわち出入国管理及び難民認定法の改定作業に着手することといたしました趣旨は、昭和二十六年の制定以来、五十六年に及ぶ見直しが行われたわけとなつてございまして入管法の外国人の在留資格を中心とします関係規定を、外国人の入国数及び形態が当時とは大幅に異なりました今日の実情に照らしまして見直しをして、国際化という時代の要請にこたえ得るようにすることとしたものでござい

ます。

単純労働者の問題につきましては、原則としてこれを受け入れられないという従来の政府の方針がございまして、これを踏まえつつ多様な角度から現在関係省庁と連絡を保ちつつ慎重な検討を行つておいて、今回の改正の対象としてはございせんが、今後の検討結果を踏まえてから慎重に対応を考えた所存でございます。

○宮澤弘君 多様な角度から慎重に検討をしておいでになる。しかし、とにかく今のところは入れない、こういうことだと承りました。

それで、きょう新聞を見ますと、一昨日ですが、労働省でも研究会が何か労働大臣に答申をされて、雇用許可制というものを導入したい、技能労働者は比較的緩めていくけれども、いわゆる単純労働者はこれは認めない、こういう方向だといふことが新聞に出ていました。きょうは労働省の方に来てもらつておりませんけれども……

そこで、この問題については積極論、消極論があつて、積極論の方は、人の自由化というものはもう時代の趨勢じゃないか。それから貧しい国から富める国に人が流入するということはこれは必然であつて、さらにまた、今日日本では労働力不足でそういう人材、人手が不足なんだといううな積極論。消極論の方は、貧しい国を救済するならばそれはその国で雇用拡大を図つたらいじやないか、さらに国内の労働条件や失業問題を考えなきゃいけない、もつと言えは社会問題も発生する。両論が世の中にはあると思つてます。

今法務省なり労働省なりから承ると、どうもこの単純労働者というものは入れない、大体こういう方向でいこうというお考えのようですが、外務省でも研究会をつくつてやっております。なるようでありましてけれども、これについて外務省はどういう検討をしておいでになつて、どういう方向になりそうですか。

○政府委員(黒河内久美君) 先生御承知のとおり、この外国人労働者受け入れの問題は大変問題が多岐にわたつておりまして、同時にまた、対外的にも非常に大きな影響を及ぼしかねない問題で

あるということをおもひもたず十分認識しながら最近省
内でも広く検討、議論を重ねてきているところでご
ざいます。同時に、これはもちろんのことながら国内
関係官庁のお考えをも十分踏まえて対処する問題で
ございまして、関係の各省とも随時連絡をとりな
がら検討を進めていくところでござい
ます。また最近、各経済団体あるいは労働組合の
方でもいろいろ御議論をしておられまして随時
意見の表明がございまして、そういう点にも注
意を払いながら引き続き多様な角度から慎重に
検討を進めているという現状でございます。

○宮澤弘君 三省ともまさに慎重に御検討にな
っておられるのはお答え同じですね。私は、それ
は慎重に御検討になるのもいいんですが、現にい
ろんなところで単純労働者の不法滞留者について
人身事故が起ったり、人権問題が起ったり、あ
るいは外国人同士の傷害事件が起きているわけ
ですね。そういうことからいいますと、私はやは
りこの問題は早く方針をはっきりさせる必要があ
ると思うんです。もし政府としてこれはもう単純
労働者に入れないというならば、現在の違法状態
について措置をとるとも、今後そういうことが起
きこらないような措置をされなきゃいけないし、
あるいは入れるということであればどういう条件
で入れるかというきつかりした条件をおつくり
にならないといけない。

そこで、大臣に最後に御答弁をいただきたいん
ですけれども、三省とも各省と協議しながら慎
重に検討しておいでになるということですが、私
は、やはり政府としてどちらにするのか。それ
で、した場合にどういう措置をするのかというこ
とを早くお決めにならないかと思ひます。外務
大臣も所管大臣の一人でありまうから、そうい
うことについてのお考えを承りたいと思ひま
す。

○国務大臣(宇野宗佑君) テレビで見えています
と、東南アジアの不法就労者が入国管理者に追
われている、逃げている、追いかける、そうして
捕まえて、さながら囚人のごとく護送車に乗せる、

そうした光景がしばしば放映されております。こ
れ、もし事情を何もわからない方々が見たらどう
思われるだろうということでございます。やは
り我が国の法に照らして不法入国者を取り締ま
るのとは当然のことでございますが、アジアの中
の日本という点から考えますと、やはり今おし
やるような問題がどんどん出てくるわけ
ですから、早急にきつかりとした対応をすることが
必要であると思ひます。

また、我が国の中小企業者の場合、同じような
フィルムで見えますと、そこに働いておる人
たちが、東南アジア系の方々に捕まえられるとい
く。残った人たちはどう言いかうかと、私たちが
の職場から労働力を奪うのか、こういうふう
に言っております。確かに日本の労働条件は現在
はよろしいございまして、したがってい
余り好まない職場で働くことを好まない人が多
いかもしれません。しかし、それに対しては、
安く使おうと思ふからなんだという声もあるとい
うことを私たちが耳にいたしますと、やはりそ
うした両面から外務省としては気を配らな
ない問題だと思ひますが、まず我が国の労働
市場というものは大切でございます。その労働
市場からいような問題が出てくる法務省の考
え方も大切でございます。将来アジアの人
たちが相当数ふえるという問題でございます
から、今ですら先進国の二倍の出産率である、こ
ういふふうな考えたりいたしますと、本
当にこの対策は難しい問題で、情けを持
って処すべきか、あるいは秋霜烈日のごとき
気持ちを保持して臨むべきか、この点も外
務省といたしましてはやはりその場
の場におきましていろいろ思ひをいたす
ものでございまして、

しかし、やはり法治国家でございまして、日本
が今日まで育つてまいりました環境等を考
えながら国内でのごときを考えなくちゃなら
ないといふことになれば、今黒河内閣長が
申しましたとおり、やはり各省と連絡を密
にして歩調を合はすことも必要ですとい
うことは申し上げておるわけ

でございます。したがって、勢い労働市
場等々のことを考えますと、私たちが労働
省に法務省のことを頭に置きながらやり
対し
ていかなくちやならぬというのが現在の
立場であります。

しかし、今冒頭に申し上げましたような
光景を見て、そういう事情を知らない人
が見たならば日本は何とひい国じやない
かという印象を与えかねません。だから、こ
れらの労働者の方々の出入国に際しま
してはより一層厳格にするとかい
ろんな方法があるかと、かように考
えておりますので、確かに御指摘の面
は私たちが外務省として、現在の対応
としては慎重にならざるを得ません
けれども、慎重ならば慎重なそれだけ
はつきりした対応を示せといふこと
でございます。で、単純労働者に関
しましてはなお一層どうすべしとい
う問題にしまして外務省もひとつ
研究をいたしたい、かように考
えております。決してこれは前向き
でないといふわけではないので、その
点だけは御理解願ひしたいと思います。

○宮澤弘君 終わりますけれども、私が申し上げ
ましたのは、ひとつ政府として早く
方針をお決めいただきたい、こ
ういふことでございます。

○松前達郎君 先週二十四日に中
国を修学旅行中の高知の高校生
の皆さんが事故に遭われたわけ
でございます。死亡者も多数出た
といふことでございますが、死
亡された方には心から御冥福
をお祈りしたいと思ひます。

そこで、同僚議員も今触れられた
ことでありますけれども、まだ
事故そのものがすべて、負傷者
その他の問題等が終わつてい
ないといふことです。手当等も
まだ進行中でありまうけれども、
補償問題がもう既に出てい
るといふことなんです。新
聞報道によりますと、この補
償にしましては外交ルートで
交渉をしていく、こ
ういふふうなことが報道
されていふんですけれども、
二十七日の報道によります
と、政務次官が補償問題につ
いて、国家

間の問題ではない、学校と遺族と中国側
の問題である、こ
ういふふうなことをおし
やられてるんですね。ですから、こ
れをそのままそっくり読んで理
解をいたしますと、国として補償
問題に關与しないといふふう
にとれるんですね。これについて、
今後外務省としてどうい
うふうにか、まずそれをお聞き
したいと思ひます。

○国務大臣(宇野宗佑君) こうした
ケースにおきましては、やはり
当事者同士と申しまうか、中国側
と日本側の被害者との間の話し
合いというものが一つの原則
でございます。外務省は助力を
する、力を与え助ける、そして
そういう交渉が円満に進行する
ように側面的に助力をする、こ
れが従来の方式でございます。
したがって、政務次官もそういう
方式に従つてのお話をしたので
はないかと考えております。し
かし、中国の鉄道は国有でござ
いますから当然中国政府が相手
であり、またこちら側は、言
うならば日本の一地方の修学
旅行生であり、その両親も地
方の方々であり、いふことを考
えますと、もしそれ学校側から
はり政府に願ひしますといふ
ふうな話が今後どのように展開
していくかといふ問題もござ
いますので、国と国とが頭から
その問題に取組み合ふといふ
んじやなくして、十二分な話し
合いをしながら、我々とい
たしましても遺族側の気持ち
なりあるいはまたそうした要
求なり、そうしたものが円満に
相手国に伝わるよう、これに
対しましてまず第一段階でお
助けをするのが当然であ
ろう、かように考えてお
ります。

○松前達郎君 中国側は遺族の補償
問題に關して前向きに取り組
んでいくといふ姿勢をどうも示
しているといふふうな報道され
ております。やはり今おし
やりましたように、事故を起こ
した交通機関というのは中国の
国営の交通機関であります
から、最終的にはやはり国と
国とのルートである程度解決
を求めていかなきゃならぬ
問題が出てくると思ひます。そ
の点は必ずそうなると思ひ
ますので、ひとつよろしく
願ひをいたしたい

と思います。

それと、文部省がことしから高校生の海外修学旅行を公認する、まあ公認というのがどうもはつきりわからないんですけれども、いずれにしても海外旅行を文部省としては認知をしようというところだと思えます。また同時に、運輸省の方も海外旅行の倍増を目指すということでテンミリオン計画などを推進されているわけですね。今度の事故の背景にはこういう方針との関連がどうもありそうである、出てくる可能性がある、こういうふうにも思うわけですが、事故がない方がもちろんいいわけでありまして、万一こういうことが今後もし起るとしますと、こういったことに対する基本的な措置、態度といえますか、こういうものがある程度決めておかないといけないんじゃないか、こういうふうには思っていますけれども、その点いかがでしょうか。

○国務大臣(宇野浩吉) 昨夜も政務次官が帰国いたしました直ちに電話で連絡をしてくれましたが、中国側の対応は非常に大変なやうに懇切丁寧、微に入り細にわたる対応がなされておる、だから遺族も非常に喜んでおられる、こういうことでございます。その際、中国側が遺族に言われました言葉の中に、この事件で日中友好平和という関係が損なわれることがあってはなりません、この点はひとつよろしく願います、私は大變大きなことではなからうか、かように思っております。

したがって今後、せっかく文部省が計画いたしました修学旅行、そうしたものがこうした事件によりまして阻害されないということが一番大切ではなからうか。しかしながら、今御指摘ありましたような点に配慮すべきであらうけれども、広く海外を若い青年たちに見てもらい、生徒たちに見てもらい、これは非常に結構なことではないか、かように存じております。

○松前達郎君 最近団体の旅行というものが非常に

ふえていまして、特に中国に団体で行くというのは多いんですね。中国の事情もいろいろあると思えますが、航空機の事故も大分多くなっているやうであります。また同時に、団体が行きますと民間の、まあ中国の民間というのがあるかどうかわかりませんが、いわゆるルートの飛行機がとれないような場合は軍の飛行機が出るというふうな状況も私自身も体験いたしております。

ですから、いずれにしても、今おっしゃったやうに外交的にある程度うまく処理をしていただく、これは確かに損なわれたら大変なことですから、そういう点で外務省もその辺を配慮しながら今後の対応をしていくことが必要なんだろうと思っております。その辺はひとつよろしくどうぞお願いをしたいと思います。

さてそこで、六十三年度の外務省の予算についてでありますけれども、先ほど御説明がございましたが、外務省の六十三年度の予算は総額四千四百十六億圓余りということでございます。六十三年年度の予算に比較しますと四・一%増額されたというところでございます。これは国家そのものの概算要求基準というものが非常に厳しいという中である程度の増額が得られたということは、一歩前進じゃないかと私は思っていますけれども、その中で特に六十二年に比べて減っている部分があるのではないかと思っています。

これは私直接細かく比較してはおりませんが、例えば一般行政費あるいは経済開発援助費ですとか、あるいはJICA出資費、こういうものがその増額もされていなくて、あるいは一部は減っているところがあるというふうに見受けられるわけなんです。こういったものももしかしたら増額されたい、あるいは減っているものがある、これをひとつ簡潔に御説明いたしませんでしょうか。

○政府委員(藤井宏昭君) ただいま松前委員御指摘のとおり、一般行政費、経済開発援助費、JICA出資額については六十三年度の予算では減額

しておるわけでございますが、六十二年の当初予算と比較いたしますとこれは増加しております。六十二年の第一次補正予算におきまして、例えばたゞいまの一般行政費でございますと十億圓、それから経済開発援助費、これは無償援助でございますけれども、それにつきましては百四十億圓、それそれぞれ増額されております。したがって五億圓、第一次補正後と比較いたしますと確かに減額でございますけれども、六十二年当初予算と比較いたしますと、それぞれ六億圓、百三十一億圓の増額ということになっております。また、JICAの出資額につきましても、これは既に開発投融資、移住投融資の自己資金が増加しておりますので、その増加がございまして減額を見たということでございます。運営上全く支障はないというふうに考えております。

○松前達郎君 外務省の予算については毎年問題になるわけなんです。我が国のこれからの外交の展開を考えると、外交の実施体制を格段に充実していくというのがやはり重要な課題じゃないか、こういうふうに思っています。その内容としては、外交予算ですとかあるいはいわゆる定員ですね、これも昔はイタリア並みだとかいろいろ議論があったわけでありまして、これを拡充するというのがやはりどうしても必要なんだろうと私は思っています。この拡充によって活動を我が国の国際的地位が向上していく、それに伴う外交活動の展開、事業量も大幅にふえていっていかなくてはならないわけなんです。ですから、現実には事業量というのは、仕事の量はどんどんふえているわけですね。それにもかかわらず予算、定員というものが余りにも少ないものでございまして、今後ひとつこの予算獲得、これは大変なことだろと思うんですが努力をしないか、いけないうちやないかと思っております。

例を挙げますと、ここ十年間に電信料、それからさらに経済協力に関する費用、あるいは条約締結の数、それからさらに海外渡航者数、こういったようなものについてどれほど伸びているのか、

その数字をまず御説明いただきたい。それから同時に、これに対して予算、定員の伸びというのは一体どの程度になっているのか、これをひとつ御説明いただければと思います。

○政府委員(藤井宏昭君) 昭和四十六年と昭和六十一年を比較いたしますと、電信料につきましては約十六・九倍、それから経済協力費につきましては約十一倍、それから海外渡航者数はこの間に五・七倍、条約締結数は約四・七倍ということでございます。

これに對しまして、御指摘の外務省の定員でございますけれども、昭和四十六年度は二千七百五十三人、昭和六十一年度は三千九百六十八人でございまして、約一・四倍でございます。それから予算につきましては、昭和四十六年度と昭和六十一年度の対比では約七・九倍に増加しておりますけれども、インフレ率などを加味して調整いたしますれば約三・四倍程度の増加というふうに考えられるわけでございます。

○松前達郎君 今ちょっと御質問したことは、いろいろな活動に関してその内容がどんどんふえているということなんです。電信料が十六・九とおっしゃったわけですが、経済協力費十一倍、いろいろと相当大きな仕事の量がふえてきている。それに対して定員が一・四倍しかふえていない。定員がふえれば仕事ができるかどうか、これは別話でしようけれども、余りにも差があり過ぎるものでございまして、やはりこの辺が今後の大きな予算要求に對しての問題点になってくるんじゃないか、こう思っております。

また同時に、外国の外交予算、これと我が国の予算を比較してみても非常に我が国の予算が低いんですね、少ない。これも比較すればすぐわかることであります。例えば我が国の外交予算の対GNP比率、それから国民一人当たりの額、それから国民予算に占める外交予算の比率、これらを恐らく外国と比較してみてもはるかに少ないんじゃないかと思っております。この辺比較してみますとどういうふうになりますか。

○政府委員(藤井宏昭君) 我が国の外交予算、これには無償等経済協力あるいは技術協力が入っておりますけれども、対GNP比率は〇・一三%、これは国民一人当たりで申しますと三千五百四十六円ということになります。

それから、これを国際比較にいたしますと、カナダにおきましては〇・五八%、一人当たり一万三千円強、西独は〇・五三%で一万二千円強、イギリスは〇・五五%で八千円強でございます。それからフランスは〇・三五%で七千円強、アメリカは〇・一八%で四千円強ということでございます。イタリアは〇・二五%で三千五百六十五円ということでございます。

○松前達郎君 外国が非常に予算をとって活動しているから、これは一つの例として今申し上げたんですが、特に西ドイツというのは全体を見ても相当外交予算というのとは違うんですね、外交を活発に展開しているんじゃないかと思うんですが。

国際国家日本という看板があるわけですから、その点は一挙には解決できないと思いますけれども、ひとつ今後この辺を強調していただいて、やはり軍備をふやすのもいいでしょうけれども私の立場ではいいと言えませんが、それよりも外交という手段、これがやはり重要だと思っております。ですから、そういう方向でひとつ検討をさらに続けていただきたい、努力をお願いいたします、こういうふうなふうに思うわけでございます。

それからもう一つは人的資源の問題なんです、これにつきまして現在の条件のもとでは定員が限られているわけですから、この定員を増すということが一つの外務省全体の力を向上させると思います。活動を向上させることにともなうらと思ひますけれども、これは限られているとすれば、いわゆるノンキャリアとかそういう方々をさらに登用していくということもこれから重要であるうし、またある意味で言うところの民間の活力をその辺に導入していくということも必要であらうと思うんですけれども、この辺一体どういうふう

に、何かそういった面での御施策がどうかどうか、これをお願いしたいと思ひます。

○政府委員(藤井宏昭君) 先生御指摘のように、外務省員の士気及び質の向上ということが大変に大事でございます。もちろん研修その他におきましてこれを達成していくわけでございますが、同時に、ただいま御指摘のやうに人材の登用ということ、これに心がけておるわけでございまして、一つは適材があれば民間あるいはほかの省庁などからも採用するということが一つでございます。

それから、特にただいま先生御指摘のやうに上級、ただいまは一種と申し上げておりますが、上級以外のところからも上級に登用していくという、いわゆる登用制度というものを昭和五十年からこれを施行してきておりました、この結果、昭和五十年から六十二年までの十二年度でございまして、上級登用が三十名、中級登用が九十名というところでございます。また、民間その他から適材があれば、ただいま申し上げたやうに適宜これを採用していくというところでございます。

○松前達郎君 その辺ひとつ少ない人材といいますが、定員で最大限どういう効果を發揮したらいのか、これをひとつまたさらに御検討いただいで御努力いただければと思ひます。

五十八年の四月に臨時行政調査会ですね、ここで外務公務員制度改革というのに関しまして答申を行っていただいております。この答申の中には、外務省の人事制度の問題点が凝縮されていると言つてもいいんじゃないかと思ひます。この答申に關して外務省はどういう改革を今まで行つてこられたのか、それを聞きたいと思ひます。

○政府委員(藤井宏昭君) この答申は非常に重要な答申として受けておりまして、この答申のラインに沿ひまして、ただいま御指摘のございまして、先ほど御説明申し上げましたこと以外に、例えば部外からの採用実績というやうなことも、民間それから他省庁からも随時それを採用する

ふやしておりますし、さらに大使あるいは総領事につぎまして民間からの採用ということに心がけておる次第でございます。

○松前達郎君 最近になりました、外務省の仕事にたいしては、対応しなければならぬいろいろな対象がどんどん大きくなって、量もふえまして、幅も広がって行くという状態だと思ひますね。

日米間の各種の摩擦だけ取り上げても、これは全くプログラムに乗ったやうに次々と摩擦が絶えないわけでありまして。繊維から始まって鉄鋼、それからさらに自動車あるいは電気機器ですね。半導体、情報通信あるいは最近の農産品ですね。また漁業の問題もありまして、同時に建設問題も最近出てきています。恐らく金融もそろそろやってくるはずで、それから保険もそろそろそれに付随してくるだろう。さらに今度はソフトの分野で非常に多くの問題が今国際的に日米間で取り扱われるようになってきたわけですね。

そこでまた、後で御質問申し上げますが、科学技術の問題それから先ほどお話が出ております外国人労働者の問題、こういったやうな数多い非常に幅の広い分野での摩擦が次々と出てきていくわけですね。将来はもしかすると教育摩擦まで出てくるんじゃないか。そういう問題もどうもぼちぼち始まっているやうな感じがするわけなんです。ですから内容的に非常に幅の広い対応をしなきゃならぬ。特に、その対応をするときに各省庁との連絡、各省庁とのチームワークというのがこれもう非常に重要だと思ひます。今申し上げたことだけ挙げても物すごい数の省庁との関連があるわけでありまして、仕事が多岐にわたる複雑になり多様化している中で大変な仕事を外務省はしなきゃならぬ、そういう現状だろうと私は思ひます。

皆さんの御苦労は大変なことだろうと推察はいたしますが、やはりこれに対応できるやうな内容が年々整備されていきませんと、追われてしまつて十分の検討ができないやうな状況になってくる

んじゃないかと思ひます。これは政府全体として考えていかなきゃならぬことだと思ひます、外務省の皆さんの方ではそれに対応すべく予算の獲得にいろいろ御苦労されておると思ひますけれども、この点はいわゆる予算獲得合戦ではなくて、そういった基本的な問題をひとつ大臣から提起をしていただいて、日本の予算全体の構成の中に占める外務省の役割というのをも皆さんに認めてもらいながらその点をひとつ強力に進めていただければと思ひますけれども、いかがでしょうか。

○政府委員(藤井宏昭君) 大臣がお答えになります前に事実関係をちょっと御説明させていただきますと思ひます。

ただいま先生御指摘のとおりでございます、片や専門家の養成、これは例えば語学につきましてもウルドゥー語、フィンランド語等々世界各国の言葉をますます日本の外交官は使えるやうになつていかなきゃいけないというところで、そういう面もございまして、他方、今度は分野別にいきますと、ただいま先生御指摘のやうに極めて広範な分野についてある程度の素養を持つ必要があるというところ、この両方の要請が出てきておりまして、これに対応する一つの方法は各省庁のアタッシュを増員するというところでございまして、現在昭和六十年度末の定員といたしましては四百五名のアタッシュがおるわけでございますが、これも場所によりましてはかなりアタッシュの比率がもう館員の五七%になっている、あるいは四〇%以上というのがあるやうでございます。

そういう意味でいろいろな限界と申しますか、ということもございまして、外務省といたしましていろいろな専門家を養成していく、その専門家の中には語学の専門家はもちろんでございますし、同時にいろいろな特殊な案件といひますか、一種ごとの専門家、分野ごとの専門家という者も養成していききたいというふうに考えております。

この辺につきましまして、まさに先生御指摘のとおり状況でございますけれども、これに対して真剣に取り組んでおるところでございます。

○國務大臣(宇野宗佑君) 非常に外務省にとりましてありがたい御発言でございます。この国会を通じて本間にそういう御発言を野党ともどもにしたいという御意は、いかに外務省の今日の立場なりその責務が大きいということに對する皆さんの御激励の聲として私たちは尊重し、その実現に努力をしないやならないと考えております。

私ももう既に五カ月たちますが、ある大臣と会えば財政問題、ある大臣と会えば農林問題、ある大臣と会えば工業製品問題というふうに、日本の縦割りの行政からいいますと大蔵省の分野、農水省の分野、通産省の分野あるいは労働省の分野と、もうほとんどと外務省ではそうした外務大臣同士がそういう専門的なお話をしなければならぬという時代を迎えているような次第でございます。今度特にウルグアイ・ラウンド等におきましてはもう今まで考えられなかったガットの新しい分野が展開されたわけでございます。

昔は貿易と言えども、しかしながら物の移動だけを監視しておつても仕方がない、その物に関するサービスはいかなるものであろうか、その物についての知的所有権はどうなるであろうか、こういうふうにとりかかると今ガット自体の分野も広がります。一つあると、今度外務省の守備範囲は非常に大きくなるということでございます。で、数も必要でございますが質も高めなくちゃならない。そういうことにおきまして我々としては、ましてや世界に貢献する日本と言ったからにはそれにふさわしい体制をつくるように本間に最大限の努力をいたしたいと思つておるような次第でございます。今後、ますます御指導、御鞭撻のほどをお願い申し上げる次第であります。

○松前達郎君 経済協力についてお伺いをいたしたいんです。

政府開発援助、ODAに關して先ほどの御説明の中でも出てきておるわけですが、質と量の問題があるんですね。とりわけこの中で質の問題、こ

れについてはいろいろと議論もあるわけでありまして。ただ物だけ援助すればいいということじゃなくて、その内容についても十分相手国と検討をした上で要望に應じられるようなものにしていくということですね。こういふようなものも含めて質の問題というのは重要であらうと私は思ふんですが、この点何か新しくODAの内容を見直して、先ほどお話しありましたように、今後ソフトの分野も含めて質の方を重点的に改良をしていくとか、そういうふうなことをお考えになつておられるかどうか、その点をひとつお伺いしたい。

○政府委員(英正道君) ODAの質という点になります。いろいろな問題点がございまして、借款と贈与の比率をどうするかという問題、贈与比率の問題、さらには借款の条件をどうするかという問題、さらには借款、贈与等を供与する対象をどうするかの選定、ソフトの問題、技術協力等の連携等々非常に多くの問題がございまして。私どもは、関係省庁とも密接な協議をとりながら、こういう問題につきましましてはできる限り運用面での改善をするということをやつてきております。

この一兩年で非常に大きな変化が出ておりますのは、先ほど宮澤委員の御質問にお答えした点でございます。まず、途上国のニーズというものがございまして、できる限り親切に日本の資金と技術を提供するというふうな持ていく。もちろん従来もそういうことであったわけでございますが、いわば先方からの要請を受けた形で対応していったということ、この点につきましては相手の国の経済全体の分析、その中で日本の援助の能力等を考慮してどういふ分野をやつたらいいかというふうな分析はもとすれば二次的になりがちであつたわけでございますが、これからはやはり途上国の経済全体の分析というふうなことも主體的に政府が行う。その中で先方政府とよく話をしながら、最終的には先方からの要請に基づくわけでございます。要請のないものを押しつけるわけにはまいりませんけれども、そういう形で質の向上をしていく、そういう大きな基本的な方向を打ち

出し、現在限られた人員の中で、できる限りそういう方向で効果的、効率的でかつ適正な援助を行うというこの努力を行つているところでございます。

○松前達郎君 その質の問題の中に、これは私前から申し上げてきたつもりですが、いわゆる開発途上国が経済的發展をするという基本には産業の問題があるんだと思ふんですね。とりわけ工業的な製品をつくっていく、その中で彼らの経済がよくなつていくとか、それでだんだんとレベルが上がっていく。恐らく先進国というのは、今まで見てみますと大体工業国が先進国ですね。幾ら資源があつたって、それを売つてそれだけで生きていく、食つていく、それ以外のはたしか先進国じゃない。いわゆる内容的にそれを開発する能力と付加価値をつける能力がなければいけないわけですね。そういうふうなことを考えてみますと、やはり工業がある程度経済の基盤として果たしている役割というのは非常に大きいんじゃないか。そういうふうなことを考えていきますと、ODAの内容もいわゆる技術者養成とかそういう面に大きな役割を演じていんじゃないかと思ふんです。

そのためには、いわゆる技術的な労働者といひますか、修理するとかそういうふうなものだけじゃなくて、もっと基本的なその国の技術レベルを上げるための努力というものが、それにお手伝いするということが必要だと思ふんです。そうしますと、いわゆる技術教育機関を含めた教育機関というものが重要になつてくるんじゃないか。ですから、そういう面にも相当なウェイトを置いてODAが役割を果たしていくということがやはり今後重要だと思ふんです。道路をつくつたりいろいろなことにお金を出す、これも結構でしようけれども、しかし道路は何年かたつと壊れてなくなつちゃうわけで、やはりそれよりもっと基本的な問題として考えてODAの内容を検討していく必要があるんじゃないか。これは前から私申し上げてきたわけなんです、質の一つとしてこれが大きな問題だろうと私思ひ

ますけれども、その点いかがでしょうか。

○國務大臣(宇野宗佑君) 御指摘のとおり、やはりODAは援助の中の最大の援助であるというものが國際的な通念でございます。それから、なかなか無償に力点を置くべきであらうけれども、今おっしゃつたような技術協力、そうした面におけるところのODAの果たす役目は、私はこれはもつと大きくしなければならぬ、かように考えておるものでございます。

今日まで青年海外協力隊等のそうした方々も累積大体七千人行つていただきましたが、それはそれなりのいろいろな効果を上げていただいて、そして善隣友好の実を上げていただいておりますという効果がございまして、先ほど宮澤委員から御質問ございました外国人労働者の問題に關しましても、第一義的にはそうした国々に対して我々が援助をすることに對してその国が工業化あるいは産業を高度化される、そして雇用の増進を図られるということも一つの大きな目的でなくちゃならない、こういうふうなことを考えておりますので、今御指摘の点は今後尊重してやつていきたいと思います。

○松前達郎君 それからもう一つ質の問題なんです、グラントエレメントですね、GE。この比率、このパーセンテージというものがどうも我が国は低いと言われているんですね。私、外交青書というこの本をちょっと拝見をしてみました。後ろの方に実績の一覧表が出ています。グラントエレメントのところを見ますと、この中に日本が一九八五年の実績では七三・六%という数字が出ています。それでその一番最後の方に、これはDACの諸国十八位であるということが出ています。DAC諸国というのは何か国あるんですか。

○政府委員(英正道君) 十八カ国でございます。

○松前達郎君 そうしますと日本は一番びりであるということ、明らかにこの表で出てくるんですね。これはやはり問題だと思ふんです。諸外国は割と高い比率で出しているわけなんです、やはり

このGEというものをどういうふうに今後改善していくかという問題ですね、これをひとつお考えにならないと、全体としての金額という額は確かに多いかもしれませんが、その中のグラント・エレメントの比率が非常に低いということですね。これをやはり先進国となった以上お考えいただくべきではないでしょうか。それと同時に、もう一つは先ほどのようにノンプロジェクトといいますが、相手国の要望というものが十分踏まえた上での援助というものが必要である、これも当然の話であります。これいかでしようか、ちょっと私初めてこれを見て十八位というので驚いたんですけれども、何か御感想ございますか。

○国務大臣(宇野宗佑君) ODAに関しては二つ弱点ありと、総額においては世界一だといふけれども、しかしながら対GNPにおいては十四番目、なおかつ無償に関しては今おっしゃったように十八番目というふうなことがよく指摘されます。これはもう諸外国も、日本はあがりたければ、もうちょっと頑張ってくださいやと、こういうふうにおっしゃいますし、またそういう数字に関する限りにおいては確かにそうであるかと思えますから、一挙にはなかなか難しい問題ではございまして、やはりナンバリングが上がるように頑張ってくださいやと、考えております。

○松前達郎君 そうですね、それ頑張っていたかないと、どうも日本は抜け目がなくて、商業ベイスが非常に強過ぎるとかそういうふうにおっしゃるから、その点はひとつ今後改善をしていただければと思います。

さて、次は在日大使館の問題なんです、これもまた最近非常に話題になっている問題でございす。在日外国大使館の東京脱出問題ということなんです。

最近、発展途上国の大使館が東京から脱出しているところが非常に多いというふうに向っているんです。脱出という言葉はちょっと不適当かもしれませんが、東京の場合、非常に地価も高い、そ

れから家賃も高い、生活費も高い、いろいろな理由、さらに円高の問題もありますね。こういうことから非常に維持運営が大変であると。これは確かにそのとおりだと思うんです。

そういうふうになってきますと、当然東京から離れて外国に行ってしまう。例えば北京あたりに移転して、そこで日本も含めて対象とするというふうなことをやられてくるんじゃないかと。それで発展途上国への経済援助、これは先ほどのお話のように大幅に増加しようとしておられる。これは結構なんです、肝心の東京、おひざ元ですね、ここで大使館の維持が困難になってくる。特に発展途上国ですね、お金持ちの国は別といたしまして。こういうことが問題になりつつあるということなんで、この辺何らかの手を打たないものかどうか。この問題は国際問題となつていふと言つてもいいんじゃないかというふうに思っています。

中国はかつて、第三世界の友人である、こういうふうになりたいということから発展途上国の大使館を特別の条件で積極的誘致するという政策をとつていたと聞いています。我が国では国交回復が遅かった途上国ほど、後から来ている国ほど大使館立地というのには非常に不利な条件になっているんじゃないか。ですからその辺を何とかしてくれというので、三十一カ国ぐらいまとまって外務大臣に直訴があったんじゃないかと思うんですが、この点やはり急いで何らかの対策を講じませんかとならないと私は思うんですが、その点何か対策をお立てになつておられるかどうか、その点をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(宇野宗佑君) 現在進行形の問題でございすが、その点ある程度話している問題は官房から話すごにいたします。

確かに昨年、そういう国々から要請を受けました。直ちに私は外務省内にプロジェクトチームと申すところをおかしゅうございすが、とにかく大使館のことですから一番地価の高い都心部、この都心部に大使館がないことにはやはり間に合わないとい

いう一つの問題がございす。そんなことで、都心部において果たして御要望に沿えるような地があるのか、あるいは方法があるのか、そういう意味をひとつ検討せよというふうに命じました。もちろん政府自体は、御承知のとおり大使館に對していろいろ御便宜を図るということが政府の役目でございまして、政府がこの土地を買いました差し上げましようという問題ではない。そういうところに困難はございすけれども、一応我々としてはそのままだううておく状態ではないということだけは申し上げてよいのじゃないか、努力をしておる状態である、かように申し上げてよいのじゃないかと思ひます。

○松前達郎君 努力をする、はっておけない、これはわかるんです。

民間では、銀行系列の不動産会社のビルなどを中南米の十数カ国の大使館に安く提供しているという話も聞いているんです。こういうことで考えますと、民間の方がどうも対応が早い、こう言つてもいいんじゃないかと思うんですが、ODA予算では、日本国内の大使館建設費用をこれらに用いては使用できないというふうになっていると思ひます。政府として、我が国が国際的な孤立を避ける、大げさに言えばそういうことになりませんが、避けるために柔軟にこれに対応していかないとならぬんじゃないか、こういうふうな思ひます。

急いで対応をしなければいけないということはおわかりですけれども、何かそこちよつと発想の転換をして、新しい計画が持たれるということはないのかどうか、それがもしあるとすればいいところをめぐりにやりたいと考えておられるのか、それを午前中の終わりにお聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(宇野宗佑君) 現在百六カ国の駐日大使館がございす。そのうちやはり三十カ国前後が今申されましたような状態にございす。だから、そうした数からいきまして非常に難しい問題がございすが、具体的に今こういう方法なら

ばどうかということ、二、三もう既に折衝に入つております。在外公館とは折衝に入つておりませんが、いわゆる民間なりそうしたところと折衝に入りつつ成果を上げた。何分にも現在の家賃と、では今度入つてもらつたらどれぐらいいいかなんじやないかなと。そのためには民間にいろいろ苦労を払つてもらわなくてはならないかという問題もございす。そうしたことで、実は具体的に、二入つておるのがございすが、これはなかなか三十何カ国になると順番もございまして、難しい面もございす。はつきり申し上げまして、うちの方はひとつビルを建てますから日本政府に要求してくださいというふうな調子で、あべこべに在外公館へ行つてそして指名をもらつてビルを建てて、さあ政府が払いなさいと、そのルールがわからずにやっておられる方々も、善意だろうと思ひますが、中にはそういう方々もいらつちやいますから、やはりそういう日本市場の面も整理しながらやっていると、これは事実でございすけれども、要は都心部にいて、そして敷金もあるいは家賃も今よりは安い、うんと安いというぐらゐの気持ちを出さないことには話にならないというのが大体のプロジェクトチームの研究結果でございす。それに沿ひまして今具体化を急いでおるというのが現状でございす。

○松前達郎君 いろいろ便乗組が出てくると思ひますけれども、もしかそういうことで賃貸の対象として大使館に貸した場合、例えば税制面で優遇するとか、そういったような面もひとつお考えをいただきます。これは要望いたしておきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(宇野宗佑君) 当然そういう面も考え、税制面の優遇あるいは金融、いろんな面で考えていかなければならないと、これはもういまだう、それを民間が直接契約者としてやつていただく、日本としてはそれを側面からそのようにいろいろと便宜を図つていく。そういうことでございす。

○委員長(森山眞弓君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時に再開することとし、休憩いたします。

午前十一時五十三分休憩

午後一時開会

○委員長(森山眞弓君) ただいまから外務委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、昭和六十三年一般会計予算、同特別会計予算、同政府関係機関予算中、外務省所管を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○松前達郎君 午前中に引き続き質問させていただきます。

午前中にも外国人労働者の問題の質問があったわけですが、最近とりわけこういって外国人労働者の受け入れについての問題がクローズアップされたわけですね。先ほどちょっと申し上げましたように、どうやら貿易問題とか資本問題とかいろいろの摩擦、これはアメリカとの問題が非常に多いわけですが、外国人労働者の問題は大きな対象としてはいわゆる開発途上国ということになるのじゃないか、こういうふうに思います。

先ほどのお話ですと、原則禁止ということ、現時点ではそのまますと堅持していくというお話だったわけですが、今後基本的に緩和の方向をとっていくのかどうか。これは外務省が決める、最終的に全責任を負うという問題じゃないか、最終的に、外務大臣としてこれについてはどういふ方向で対応していきたいと考えておられるのか、その点をまずお伺いしたいと思います。

○国務大臣(宇野宗佑君) 先ほど宮澤委員のときにもお答えいたしました、現在外務省といたしましては法務省並びに労働省と緊密な連絡をとり協議をいたしておりますが、単純労働者に対しては極めて慎重であるというのが外務省の姿勢でございます。

我が国の現在の失業率は世界まれに見る低いものでございますが、ついこの間までは三割を数えたというふうなこともございますから、決してすべてが安定しているものではないということとを考えると、やはり国民のためには常に安定した労働市場というものが提供されなければならぬ。かく考えました場合に、技術者等とは別といたしまして、やはり単純労働者に対しては別といたしまして、いろいろ勉強はしなくちゃならないでございましょうが、慎重であるべきだと私も考えております。

したがって、どういふふうにするんだということにしましては、先ほど御指摘がありましたが、政府といたしましては、ひとつ労働省はこう考える、法務省はこう考える、政府全体としてはこう考えるという問題が早急にやはり結論づけられていいのではないだろうか、私個人としてはこれは考えております。

○松前達郎君 今後検討が続けられていくと思うんですが、単純労働者以外については、

最近の状況なんですが、不法就労外国人の状況、これが非常に目立ってきているんじゃないかと思うんです。とりわけビザが必要ないフィリピンなどでは、現地の大使館のチェックというものは非常に手間がかかる、大変であると思うんですが、これもチェックしている割には不法就労外国人がふえているんですね。また、ビザが免除されている国、例えばパキスタン、それからバングラデシュからの不法就労もふえている、こういうふうなことが言われているわけなんです。ビザ免除の国の人たちに不法就労が非常に多いという点につきまして、外務省として何か効果的な対策をお持ちでしょうか。

○政府委員(黒河内久美君) ただいま先生御指摘のとおり、不法就労者として国内で摘発された者の大宗はフィリピン人でございます。フィリピンにおきましては、今先生御指摘のとおり、査証担当官が査証発給の際に従来より厳重にそれぞれ面接しながら、本当に観光目的のための渡航である

かどうかというところを非常に慎重に審査の上出しているわけでございます。そういう意味で、従来に比して査証の拒否率も高まっている状況でございます。ただ、絶対的に日本に来たいというフィリピン人の数が激増しておりますので、数に於いて必ずしも減っていないという実情があることを御理解いただきたいと存じます。

他方、パキスタン、バングラデシュにつきましては、二国間、日本とそれぞれの国との合意によりまして査証免除取り決めが行われているわけでございます。私どももそれらの国からの不法就労者がふえているという実態は念頭に十分置きながら、今後どのような対策が必要か鋭意検討しているところでございます。

○松前達郎君 一方、ILOの八十六号の勧告、これは移民労働者に関する勧告なんです。これによりまして、原則的には移民労働者の移動の自由についての勧告をこの中に盛り込んであると思うんです。労働力の過剰な国からその不足している国への労働力の移動を促進することは加盟国の一般政策でなければならない。これは一般的なことでございまして、結論が出ています。これは一般的なことでございまして、結論が出ています。

これにつきましては、我が国では現在問題となっている外国人労働者の受け入れ、これとの関係が出てくるんじゃないかと思うんですが、政府としてこの勧告に対してどういふふうに認識をされて、また今後どう対応されようとしているのか、また態度等ですね、これについて御説明いただきたいんです。

○政府委員(黒河内久美君) ただいま御指摘のILO第八十六号勧告でございますが、これは我が国がILOに一九五一年に加盟したわけでございますが、その再加盟する前の一九四九年に採択されたものでございます。この勧告は、第二次大戦後の避難民の流出をも背景として、今御指摘のように、労働力の過剰な国からその不足している国への労働力の移動の促進が加盟国の一般政策でなければならないということを言っているんですが、移民

を容易にするための募集や職業紹介等に関する加盟国の施策等について規定したものと承知いたしております。

その後、一九七五年にまた同様の目的によります条約、勧告も採択されているわけでございますが、私どももいたしましては、外国人労働者受け入れの国内的検討を進めるに当たりましては、このような国際的なガイドラインを十分留意すべきものと考えております。

○松前達郎君 それでは次に、外国人の留学生受け入れに関する問題ですが、これもちょっと宮澤先生のと重複するところがあるかもしれませんが、私も、現在外国からの留学生、これは国費と私費とに分かれるわけですが、国費が三千四百五十八人、私費が一万八千六百九十六人というデータ、六十二年ですが、トータルで二万二千五百五十四人というデータがあるわけですね。その留学生の全体の七六・五%が下宿、アパートに住んでいる。受け入れの寮の施設とかそういう施設が非常に少ないということによるものだと思います。

先ほどの大使館の場合、外国の大使館が東京を逃げ出すということと同じような内容なんです。が、数年間円高が加速されて円高が定着したという格好になりました。留学生の生活そのものも苦しくなってくる。多少これについては文部省の方で対策が三月にあったと思うんですが、今後十万人という話が出ています。その十万人の受け入れの内訳が、やはり国費が一万人で私費が九万人ということと受け入れようということなんです。が、国費の割合を増すか、あるいは私費留学生の援助の充実というものがこの裏にないか、なかなかこの十万人というものの受け入れというのは大変なことじゃないか、こういうふうに思っております。

各省別のODAの予算を見ますと、六十三年では文部省については前年度比の三三・一%増、百七十二億円余りが計上されているわけなんですけれども、従来は国費留学生中心の政策だったん

ですが、私費留学生対策も今後充実していくというところだと思います。その内容を具体的に御承知であればひとつ説明をしていただければと思うんですが、いかがでしょうか。

○説明員(田島高志君) 先生御指摘のとおり、留学生の交流は我が国と諸外国との関係、相互理解の増進のために大変重要でございますので、外務省といたしまして、国費留学生のみならず私費留学生に対しても、来日前の留学情報の提供や留学相談あるいは日本語教育等、それから帰国後のアフターケア等実施いたしております。先生もおっしゃいましたとおり、国内の受け入れ体制につきましても、第一義的には文部省の担当でございますが、外務省といたしましては大きな関心を有しております。私費留学生受け入れの整備充実のため文部省及び関係機関と緊密な協議、協力を進めております。かつ、民間企業あるいは民間団体との連携にも努めてまいっている所存でございます。

予算につきましては、外務省関係の予算について申し上げます、留学生募集経費、これは国費でございますが、あるいは私費と国費とを含めまして留学生交流事業費及び経費あるいはアフターケア対策費、それから東南アジア日本留学協議会という事業を行っておりますが、その関係、それから留学生名簿作成等現地の援助費等々含めまして五千四百八十四万三千円という経費を六十三年度予算には計上いたしております。

○松前達郎君 留学生、実は私も関係しておるわけで、ある機関でいろいろ取り扱ってはいらるんですけど、なかなか大変だということこれは前から言われているんですね。ですから、これもせっかく日本に留学する以上悪い印象を持って帰るということだと逆効果になってしまうんです。

実はどうしてそんなことを言うかといいますが、いろいろ留学して帰った連中に聞きますと、非常に逆効果になっている面が多いんですね。日本に留学してよかったという人が必ずしも一〇〇％じゃない。一〇〇％どころじゃない、四割ぐら

いは余りいい感じを持っていないという返事も場合によっては出てくるんで、まあこのいい感じと悪い感じとどういふ内容かというところ、日本滞在中にいろいろあったんだと思います。しかし、全体的な面として今みたいな問題が留学生に対して非常に圧迫されるような状況になってくると、全体が悪い感じを持たれてしまうので、これも一つ今後の大きな課題じゃないか、こう思いますので、外務省、文部省、お互いにひとつ御連絡いただいて何らかの方策をとっていただくようによろしくお願いしたいと思うんです。

それからさらに、二月の末に政府が発展途上国の留学生派遣費用を留学生の派遣先を問わないで円借款供与の対象に加える、こういう方針を固めたというふうに向っておるわけなんです、これはそういうふうになされるわけですか。もしかされるときとしますと、具体的にそれがどう進展しているのかお答えいただきたいと思います。

○説明員(田島高志君) 留学生関係に円借款を活用してはどうかという点についての御質問でございますが、現在諸外国の中からそのような要請は具体的には出てきておらないというふうに承知いたしておりますので、特にその点の検討は具体的にには行っておりません。

○松前達郎君 では、まだそういう方針が固まったとかそういうことではないという、それは外務省もそういう情報は入っておりますね。

○説明員(田島高志君) そのとおりでございます。

○松前達郎君 それから、先ほどから出ております日本語教育の問題、これも大変な計画なんですね。恐らく日本語の教師を養成してそして実施するというのはそう簡単なことじゃないと思うんですけれども、日本語教育といいますが、国内に現在来ている外国人も日本語を習いたいという人はたくさんいるんだと思うんですね。相当たくさん外国人が日本に滞在しているはずなんです。私もよく調べたわけではないんですが、例えばNHKあたりでフランス語とかロシア語、ドイツ語、

英語、中国語というのは、時間があって定期の番組でもってやっているんですが、日本語の番組はありますか、これをちょっとお伺いしたいんです。日本語教育に関するテレビの番組ですが、定期的な番組。

○説明員(田島高志君) 日本の国内で外国人向けに日本語の講座を行っている番組があるかという御質問かと存じますが、私的に承知いたしております。現状を正確に把握いたしております。毎日テレビを見ているわけじゃないものですが、毎多分定期的にチャンネルとした番組がないんじゃないかと私思うんですが、もしか情報があったら教えてくださいいただきたいんです。もしかないとなれば何でだろうかと僕は思うんですね。やはりそういった放送機関というのは、公共的な機関を通じてでも国内にいる外国人に対する日本語の教育が、もしかないとなれば私は必要だと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○説明員(田島高志君) 現在はそのような番組は恐らくないというふうに承知いたしておりますので、先生おっしゃるとおり御趣旨を踏まえまして関係機関あるいは関係者等とその問題については検討してまいりたいというふうに存じます。

○松前達郎君 ぜひそれを、時間を取るが大変かもしれないんですが、何かのチャンスにサゼスチョンをしていただいていただければ。まあNHKに直接私の方から申してもいいんですけれども、そういうことで日本語教育、外国に居る人ばかりじゃなく、日本に居る外国人についてもやはり日本語教育をやるべきであると前から私気がついておりましたので今申し上げたわけなんです。

それでは次に、INFの全廃条約の締結後の問題につきましてお伺いしたいんですが、皆さん既にこれについてはもう十分締結された後の問題についてもいろいろと議論をされておりますので、ここでとりわけ特別に申し上げる必要もないかもしれませんが、ただしちょっと全体の平和に

関する問題がこのINF全廃によって多少方向が

変わってくる可能性もあるということでお伺いたしたいわけなんです。

この全廃条約に引き続いて戦略核兵器の五〇％削減という問題が最近粗線上上がってきているわけなんです。これも近々米ソ会談がありますね、トップの会談がございまして、その中で恐らくこの話題が出てくると私は思っております。わたくしは、この五〇％削減というものの対する我が国としての見方ですね、それからこれに対するコメントというのはいかがでしょうか。

○国務大臣(宇野宗佑君) 第一次のINFのグループ、これはもう私国会で何度も申し上げておりますが、核軍縮の第一歩として評価し歓迎するということでございます。したがって、これですべて世の中はデタントだというわけにはまいりませんというのが政府の立場でございます。そうした中で、まあ戦略核の五〇％削減、これはまた喜ぶべきことである、かように考えております。

直接私はアメリカへ参りましたときにその苦勞話の一端を聞きまして、やはりゴルバチョフの時代になって初めてこれが実現し得た、したがって、ゴルバチョフ書記長以前にも随分と折衝したんだが非常に難しい問題であったと、こういうふうなアメリカ側は言っておりましたので、やはり日本を初めとする西側陣営の結束というものがこうしたときにはそうした核軍縮の第一歩というものの成果を上げた、かように考えますと、当然戦略核の五〇％削減に関しても、あるいはそのほかの二国間とか地域紛争とかいってばいりますが、そういう問題に関してもやはりアメリカを大いに支援しなければならぬ、かように私たちは考えております。

ただ、専門的な方々のお話を承ると、五〇％というのは非常にすばらしい数字ではあるけれども、ICBMにいたしましてはSLBMにいたしまして、さらには重爆撃機にいたしまして、これなんかはソビエトが非常に関心を抱き、またアメリカも抱いておる問題でございますが、移動

ということが可能でございますから、ミサイル一つについてこれは存続ですか廃棄ですかというのはなかなか難しく、廃棄ですと決まってもどこかにまた動いたらどうだろうかというふうな疑問をひきつけておられますが、そういうような疑問をひとつ克服してでもやろうという両国の努力に對しましては、私たちはやはりその努力が果るようになり成功を祈りたいものである、かように考えております。

○松前達郎君 おっしゃる通りに、INFの全廃条約は、とりわけ西ヨーロッパに關しては軍事的合理性の面からいいますと疑問が持たれているところがあることは事実だと思ふんですね。西ヨーロッパ、西歐では通常兵力をそのかわりに代替しなさいいけない、その問題が新たにまた大きくクローズアップしてきたことになるのではないかと。

我が国にとりましては、これは西ヨーロッパとちよつと状況が違いますね。周りが海で、その辺ちよつと違っていると思ふんですが、潜在的脅威だと今まで言っていたSS20が撤去されるということになれば、当然これに關して防衛政策とあるいは軍備管理の政策というものをもう一遍ちよつとその辺考えてみなさいいけない、見直してみなさいいけない面も出てくると思ふんですね。見直してもとと同じだというふうになるかもしれないし、あるいは本気になつてこれは多少見直した結果少し変更しなさいならぬ面もあるだろう、こういうふうになる。どつちか、これから恐らくそういう状況が出てくると思ふんですね。でも、アメリカの国防次官補がことしに入つてから国防大学で演説をしているんですね。これはアメリカ国防次官補の演説なんです、これが報道されていたんですね。

これは私初めて聞くんですね、アメリカの議院で、日本に防衛力についてはGNP三%を要求しろなんて声があるんだというふうに報道には出ていたんですが、これに對してのアメリカ国防次官補の考え方というのが出てくるんですね。

すね。それによりまして、「日本の駆逐艦保有数は、西太平洋とインド洋全域を守備する米第七艦隊の二倍以上の五十隻を超えていく」、現時点で、それから「第七艦隊の対潜しよてい飛機は二十三機だが、日本は百機を備えようとしている」。航空自衛隊の場合ですと、「F4ファントム百機のほか、九〇年までにF15約二百機、合計三百機体制になる」ということですが、「これは米本土を防衛する戦術戦闘機の数に匹敵するものである、こういう指摘をしているんですね。そして、今後もし日本に三%なんというのを押しつけて、そういう軍事費になつてきた場合には、これはもう既にいわれる今までの防衛というもののじゃなくて、アジア全域に對して脅威となるであろうし、あるいは核武装しろと言ふのかとか、そういうつもりで三%を言っているのかとか、こういう反論をアメリカ国防次官補がしている。

私はどうも最近のいろいろな状況を見まして、シレーン防衛とかいろいろありますけれども、日本の現在のいろいろな国内情勢、経済発展の裏づけとしてどういふことがあつたか、いろんなことを考えますと、やはり防衛力というもののについて、はもう限度が来ているような気がするんですね。これ以上やたら切りがない。だから、どの辺でやはりとめるべきか。一%というのがそれであつたのかどうか知りませんが、一%という一つの歯どめがあつたんですが、それが今歯どめを超えつつある。ですから、そういう意味と、先ほど申し上げたようないわゆる戦術核、戦略核、これの撤廃の動きと削減の動き、さらにその他いわゆるソ連の軍事的政策といふんです、拡大主義じやないとかというのを最近言つておられますが、そういうことを全部踏まえてやはりこの辺で見直していかうかということがどうしても必要だろうと私は思っているんですが、その点外務大臣いかがでしょう。

○国務大臣(宇野宗佑君) いろいろお話がございましたが、まず私たちがINFのローパルゼロ以後も要注意で、決してわきの下を固めることを

忘れちゃいけない、こういうふうに出ておるゆえんは、はっきり申し上げまして太平洋におけるソ連の軍力というものは、バックファイアを中心としたら、あるいは太平洋艦隊を中心として近代化が進められておる、またその機数がふえておるというこれは事実でございます。ソ連に對しては、出会うたびにそのことは言つておるんですが、どうぞお互いにそういうようなおそれのあるようなことのないように自衛しようや、これは私たちが申し上げておるところでございます。

それが第一でございます。アメリカの発言も私たちは注意深く読ましていただきたんですが、恐らく国防次官補として我が国の中期防に關する説明をされたのはなからうか。そうした中においても、有事の際には航路帯は千海里だとかいろいろ設けてある。だから、それ以上の防衛力を求めることは、日本を以て軍事大国にせしめるむしろおそれがあるのではなからうか、こういうふうなアメリカのお話である、私たちはこのように解釈をいたしておるような次第でございます。特にアメリカ議員の中には三%とか、そういうことを言う人もたくさんあります、フリーピンさんの肩がわりをさせなんというやうなことを堂々と言う人もありますが、その態度私たちはそうしたことに対する否定をいたしております。

先般も、松前先生も御承知だろうと思ひますが、シェローダーさんという女史の国会議員がお越しになりました。この方は同盟国に對する軍事費をいろいろと処理する小委員会の委員長であるというのでお越しになりましたが、女史みずから言われました。日本には憲法上の制約があることはよく知つておられます、しかしながら、こつちでは、この間竹下総理が東南アジアに行かれたときに、この委員会でもそういう御意見を私は拝聴して参考にしたのでありますが、経済大国になりまして軍事大国にはなりません、これはもう常に日本が言わなくちゃならぬことである、こ

ういうことがございますから、ややアメリカの方と私たちの方々との防衛に關する意見は異なる面があるいはあるかもしれないんですが、日本の立場は今私が申し上げたことが一番正しい、こういうふうに申し上げておいたような次第でございます。

だから、一%枠を外したというときにも、あれは私も党の最高幹部の一人としてその會議に参加しておつたんですが、五十一年度一%を超えるべからず、そういう趣旨の閣議決定、これは尊重しますと、こういうふうに出して上げましたし、今後も節度ある防衛というのに對しては自主的に判断する、節度あるというところが大切である、かように申し上げておるもので、やはりこの線は竹下内閣といたしてもいささか変わるものではないところである。したがって、太平洋の情勢を眺め、あるいは北東アジアの情勢を眺めました場合に、今申し上げましたような考え方、節度ある防衛は続けていかなければならない、かように考へておる次第であります。

○松前達郎君 アメリカ国防次官補の発言はこれ一回じゃないんですね。前にも、内容がちよつと違いますが、同じような趣旨で発言されているわけなんです。

節度ある防衛とおっしゃったんですね、それから軍事大国とならない、これはそういうふうな総理も言われているわけなんですけれども、一体どの辺が軍事大国のリミットなのか、節度ある防衛というのとはどの辺がリミットなのか、この辺がどうも今まで議論をされたことが余りないわけですね。これは相手があつて、その相手が増強すれば、こつちもそれに從つて増強している、その度合いがバランスしているのが節度なのか。あるいはそうじゃない、相手があつた、その相手以外の地域、例えばアジア地域の各国に對する脅威となるような軍力を持たない、こういうふうなことが節度あるのか。その辺がどうも私まだはつきり理解できないんですね。言葉では節度あるとか軍事大国にならないということをよく言われるん

ですけれども、一体どの辺が限度なんだろうかと
いう限界がどうもはつきりしない。

今までは限界というのを一％に求めていたわけ
ですから、それがなくなってくると一体どこが限
界なんだろうかと。結局、片方が要するに軍事力
を増強するから、それに相応してこっちも対抗上や
らなきゃならないという、これは切りなく両方
とも大きくなる、いわゆる競争になってきてしま
うんで、その辺から考えますと、やはりこの辺で
もう一度見直しと申し上げたのはそういう意味も
含めて申し上げたんで、見直ししながら検討する
必要があるんじゃないか、こういうふうなことで
今申し上げたわけなんですけれども、いかがでし
ょうか。

○国務大臣(宇野宗佑君) 松前委員のお気持ちは
よく私も了としますものでございまして。しかし、や
はり日本といたしましては専守防衛でございまし
て、厳密に言うならば集団的自衛権は我々にはな
いわけで、単独的自衛権しか、個別的自衛権しか
ありません。したがって、中期防等々におき
ましては防衛大綱が求められて、その防衛大綱に
よって現在の中期防がその水準を達成すべく努力
しておる、こういうことでございまして、一応
我々としたしましては防衛大綱というものが我々
の一つの防衛についての常識である、こういうふ
うに考えております。

○黒柳明君 高知の高校生の事故が起こりまし
てきょう五日であります。亡くなった方に心から
哀悼の意を表します。家族の方はこれからまた苦
しみと新しい闘いが始まるわけなんです。また、
外務大臣、現地へ飛びました外務次官、関係者の
皆さんの労を多とするとともに、中国側の協力に
ついても高く評価いたします。

それを前提とした上でですけど、私は非常にや
っぱり気になることが二つありまして、一つは事
故発生当時の情報の大混乱、もう一つは、それ
を踏まえて文部、運輸、当然海外の邦人の生命、財
産を預かる外務省、どういう反省といえますか改
善策を考えているといえますか、今後どう処置す

るか、この二点がいろんな私なりに見聞きした中
で非常に気になっていて二つであります。

まず初め、中国の今回の事故、修学旅行の学
生、これを踏まえて、海外旅行といったらこれは
多岐にわたりますから、あくまでも若い学生、し
かも計画的、しかも人数が多い、こういう中で起
こった事故を踏まえて外務省当局、文部、運輸
もいろいろ反省しておりますけれども、外務省と
してはどういう点を反省し、どういう点に、まあ
一生懸命努力した中においてもしこういう点にな
ったならばという反省、今後の改善、こんな点
がありましてあらためて教えていただけますか。

○国務大臣(宇野宗佑君) 外務省といたしまして
は全力を挙げたつもりでございまして。そして、時
しも閣議がございまして、いろんな報告が文部大
臣からなされたが、その直後に総理を中心
に官房長官、運輸大臣、文部大臣並びに私が集まり
まして、混乱を起こしてはいけぬ、その混乱を
静め、また直接指揮者がいなければならぬ、こ
ういうような考えで、政府代表として政務次官を
派遣した次第でございまして。

もちろんそれをやる前に、上海領事館には緊急
態勢をとらし、また外務省本省にも緊急本部を設
けまして、さらには北京の中島大使は、少数精鋭
でございまして十名の課員を上海に直行せしめ
た、そして十二分に事態の把握に努めた、かよう
なことでございまして。その間に残念ながら死傷者
の数がふえたという点がございます。私たちが率
直な、事故の現場に居合わせるものでございま
すからいろいろと数字上のこともある程度把握した
と思っております。特に学校側では非常にその点を心
配なさって、同行の同窓生にショックを与えちゃ
いかぬというふうな配慮もあって、そうしたため
に母校に對しましてはあるいは一時少な目の数字
が報道されたというふうなこともあったわけでご
ざいます。

そういうような配慮も当然必要であったかもしれ
ませんが、外務省はやはりきちっとした

数字を申し上げて、そして事故というもののにつ
いての認識を深めていただくということも大切で
ございましたので、いろいろと対策本部が情報の収
集に当たりました。また混乱が起らないようにしたつ
もりでございまして、もしそれ、どこかに欠陥あ
りとなればやはりまた反省しなくちゃならない問
題だと思っております。しかし、今のところ一
応、ああいう大混乱時に際しまして現場の人は
よく頑張ってくれたんではなからうか。同時にま
た、中国政府も、本当に事故でございましての
であらゆる点に細心の留意をし、またいろいろと
応急の措置をとっていただいたんではなからうか
と、かように私は考えております。

○黒柳明君 NHK中心に私終始テレビを見てお
りました。九時のNHKなんか大混乱で、現場の
高知のその学校からの報道、あるいはどこから
来たニュース、生きていらっしゃる方を死亡とい
うことで流したりなんかして、それはやっぱりNH
Kの方も情報不足だったろうと、こう思います
が、それはそれとしまして、外務省にこの一報が
現地から入ったのは何時ですか。

○政府委員(黒河内久美君) 第一報が入りました
のは二十四日の午後八時でございまして。
○黒柳明君 現地からは八時ですね。現地の上海
の総領事館の人、あるいは現地の人ですね。
○政府委員(黒河内久美君) はい。

○黒柳明君 交通公社からは何時に入りました
か、交通公社。
○政府委員(黒河内久美君) ちょっと申しわけご
ざいませぬ。私、今正確な時間を把握してござい
ません。

○黒柳明君 済みません、偉い人。私、偉くない
ものですからいろいろ調べまして、六時なんです
。交通公社から外務省に一報が入りましたのが
午後六時です。東京本社ですね。ですから、当
然交通公社は添乗員がいたからと、これはいたか
らだかというだけで果たして、きつぎ外務
大臣がもし不備があったら——私は何も外務大臣
に不備があるという前提で言っているんじゃない

んです、あくまでも、大変なことですから、今後
のことでもありますから、対応については私は抜かり
なかったと思えますけれども、交通公社は添乗員
がいたからですけれども二時間早いんですね。そ
して、その入った情報で現地の総領事館に電話を
入れたのが、外務省、六時、交通公社から来てい
るわけですよ。それで、あくまでも現地の大使館
筋から入ったのが八時。こういうことです。ここ
に一つ問題があるわけだ。

それじゃ、なぜ大使館がそれだけおくれたんで
すか、外務大臣、理由。——偉い人はわかんない
んです。部長、わかりませんか。——部長もわか
ない。わかんないや。私だ。おくれた理由。——
いいです、いいです、私、女性には非常に寛大な
方ですから。

これははいれなかった、現場に。これは新聞で
も報道されました。現場が嚴重に、これは事故が
起るとある程度そうかわかりませんね、一般の
人は入れません。一般の人ははいれません。日
本だってそうですよ。ただしマスコミ、これはあ
あいう国ですから、ああいう国と言ったって悪い
という意味じゃありませんよ、ですからマスコミ
もシャットアウトするかわかりません。

ですけれども、日本人の旅行者が百九十三人い
たわけですから、そこで大使館が行動を起こした
のがやっぱり四時か五時ごろ行動を起こしている
んですよ、らしきものはある。ところが交通公社
の第一報で本省が向こうに電話を入れてだれもい
ない、行動を起こしているから。ところが交通公
社の方の添乗員がいたからといって入った。それ
が外務省に入った。なぜ外務省がおくれるかとい
うと、はいれないんですよ、あの中に。そこらあ
たりには非常にやっぱり何か問題の一端がもし
かすところある。起こったことに、事故に対しては
不可抗力という言葉があります、事故の原因はこ
れから究明されるでしょう。らしきことは出てい
ますね、らしきことは。わかりません、はつきり
したところは。

だけど、やっぱり日本人の子供が多数乗った

そういうことで、外務大臣ね、それは国外で起こったことです。あくまでも外交ルートを通じてだつて拒否されるときは拒否されるかわかりませうよ、だから情報収集一生懸命やつた、だけど限度だったんだと言えばそれだけのことかと思ひます。

私はその後なんですよ、言いたいことは。今このことをメインで言っているんじゃないんです。これからどんな言うところを言いたいために、今まぐらでそのことを言っているだけなんですよ、言っているだけ。そういうことがあつたんです。あつたんですって、私外務大臣じゃありませんから、外務大臣になつたらもっと詳しいことをしゃべります。まだ外務大臣じゃありませんから、あつたらしいと、こうしておきましよう。らしい。

情報収集に手間がかかった。だから、NHKを
中心にして、全くだれが病院へ選ばれているの
か、何人亡くなった方があるのか。それは学校で
は、今大臣おっしゃったように、校長先生は控え
目に言っていたんだ。そういう発言がテレビ通し
て来ましたね。これは私も見ました。これは学校
当局の話ですね。その情報はどこから入ったの
か、そこも問題なわけです。だから、さっきも
言ったように、ニュースのコメンテーターは、ど
こで入ったんですか、その学校の情報どこから入
ったんですかと盛んに言っていました、わからな

そういうことで、添乗員が、これで三回目ですけれども、いるからとは言いながら外務省に情報がおくれたというのはそういうことがあった。二度と起こってはいけません。二度と起こっちゃいけないけれども、起こることだってこれからないなんて言えない、人間ですからわかりません。そこらあたり外交ルートで反省の一つとしてやっぱりクリアにしなきゃならないんじゃないでしょうか、もしそうだとすれば、大臣、もしこういうことがあったとすればですよ。私が言っていることが全部正しいと押しつけているわけじゃありません。しかし、うそでもないですよ。

○國務大臣(宇野宗佑君) 今のお話を聞く限りにおきましては、やはりいろいろと混乱があつたといふことは私たちといたしましても反省しなくちやならぬと思います。

全力を挙げたと申します条、外務省とそして旅行社との間で何時にはどういう日程かと、そういう問題も、今私はそこまでは知りませんが、しかし將來はやはり外国においてはそれぐらいのこととも当然在外公館との間においてある程度の意思疎通といふものがあることも必要ではないかなと、私はそういうふうに考えたような次第でございます。いまして、参考にさせていただきます。

○黒柳明君　これは外務大臣、こんなものを出す
必要ないと思いますすね。これ、旅行のたびにこう
いうもの来ますよ。(資料を示す)費用が幾らだ、
地図がどこだ。ところが、中国だけはこういうもの
のがついています。「緊急事故対策とその報告ル
ート」と書いてあるんですよ。これがついていろ
んです。私も国際局長二十二年やった。いろんな
パンフレットを見ました。注意もしました。事故
があつてはならない。ないことが当たり前。だけ
ど、こういうパンフレットは余り見ません。これ

そこで、この桃色が添乗員。事故が起こったら在外公館に報告すること、それとその次は北京駐在事務所に報告すること、これのどれをやったか。この在外公館なんかやりようがないわけです。本当は上海の総領事にやればいいんでしょうね、このルートですと。北京に行ったわけです、北京に。交通公社の北京駐在事務所。そして北京駐在事務所から交通公社の本社、本社から外務省、六時。六時で上海総領事に電話をかけた、外務省が。だれもない。それで八時になったら現地から外務省に電話が入った、領事部第二課に。こういうことなんですよ。

だが、これだけ、不慮の事態に備え、日ごろから社員に徹底的な教育と訓練を実施し、万が一の場合全社を挙げて迅速な処置が行われる万全の体制をしておりますと、こういう注意書きがしてあって、こういうふうに書いてある。だから、我々は万全の体制で事故は起こりません、起こったとしたってこういう緊急事態の体制が整っていますよと。これもまあ私わかりません。非常に異例ですね、こういうパンフレットがついているのは。しかも、添乗員、これ桃色。それが在外公館、北京駐在事務所へすぐ連絡とりなさい。この在外公館の連絡はしなかった。すぐ北京事務所へ

行つた。そして北京事務所から本社へ来て、外務省に來たのは六時。だからこつちなんかにする余地ありませんよ、添乗員としたら、混亂しているんですから。ですけれども添乗員がいましたから、生存者が、先生がいましたから、だからそれでも敏速にできた。その情報がどンドン学校には入つていったわけです。こういうことなわけです。

何も不測の事故が、緊急事態が起るためにこれをつくつたんじゃないと思ひますよ。ですけれども

そこで私はよいよ本論に入りない。
外務省はよくやりましたよ、外務大臣。決してけなししているんじゃないんですよ。藤田さん後ろでにらんでいますけれども、決して私は藤田さんをあれししているんじゃないですよ。よくやったという大前提で、私はうそでもない、本当であります。

ただ問題は、その次なんです。さっきも社会党の松前先生おっしゃったように、文部省が昨年の九月に教育委員会の部課長会議で、海外旅行、ミリオン計画というんですか、と同時に修学旅行も拡大しなさい、推進しましょう。それで一月に出したわけでしょう。その後のルートはどうなるのか。これは当然ながら国公立しかこの教育委員会の指導訓練なんか周知徹底できません。私立高校は全く業者任せです。国公立だって業者任せですよ。それで業者の方も今この事件が起こる前から反省しているのは、現地の受け入れ体制の安全と

衛生面、輸送力を強化しなければならぬということ、この事故が起こつてからじゃないですよ、二十四日の前からこれをやらなければならぬといふことを感じてゐるというんですよ。

ところが、業者の場合やっぱり競争ですから、なかなかそうはいかない。シェアを獲得する方が先行する。何も文部省と運輸省がそれに乗つたとは言いませんよ。その業者の後押ししたとは私は言いませんよ。ですけれども、外務省の方はやっぱりそういう立場とちよつと違うわけだ、立

場は。現地の情報を収集できます。業者が何をここで一番先に言うかというところは、現地の情報の収集はできないことではないと言います。できないことではないけれども、それを先に立てたら商売にならないというわけですよ。情報を先に立てたら。危険ですよ。こうありますよと。たら商売になりません。私たち万全を尽くしています。一生懸命やっていますよ。そういうところがみんなあるんですから、あれも危険ですよ。これも危険ですよ。

私は中国旅行だけを取り上げたくないんです。言っているつもりはないんです。ですけれども、言うまでもなく現地主義ですから、ついせんだってまでは現地へ行ってみなければ飛行機の便もわからない、汽車の便もわからない。今は改善されたけれども、現にまだ変更は幾らもある。今回の旅行だって変更した一環なんです。そういうものが現にあるんです。旅行社だってそういうことは知っている。まあ私は極端に、だからもうけ主義とは言いませんよ。そんなことはないと思えます。ですけれども、やっぱり商売ですよ、競争ですよ。その中によって現地の実情というものを隠してまでもとは私は言いませんけれども、むしろ注意を促すためには、こういう点もあります。こういう点もありました。私たち注意しますけれども、皆さん方ぜひそういうことを認識した上でひとつ御旅行してください。そのぐらゐのことがないとうまくないんじゃないか、あるいはうまくない面もこれからできるのではなからうか。

ただ単に、失礼ですけれども、本当に失礼ですけれども、事故が起った。よくやっただ、どこもいいた。私は、どこもいいた、どこもいいたと。それでいいんだ、黒柳もいいた、こゝろ言っておしまいたいんです。それが一番いいです。利口になつていけば。ただ、利口になつてばかりいられるかな。行って業者に話を聞き、現場に行つて実際のいろんなことを聞いてみますと、今言った本音、まだまだいっぱいあります。いっぱいあるけれども、そんなもの私、委嘱

審査の会ですから、この会というものを私はやっぱり自覚して、業者の言い分なんかずらずらずら言つたつてしようがありません。

文部省、運輸省と立場が違ふんじゃないですか、外務省というの。イの一番に行かなければならないのは政務次官ですよ。外務政務次官ですよ。運輸省、文部省じゃありませんよ。それで現地のやっぱり窓口にならないうちやない、そういう立場においてはもうちょっと情報を集めるじやなくて、情報があるわけですから、その情報を認識させないうちやない。

今回の旅行でも、いやいや生徒が希望して行つたんだから班が分かれていたんだ、自分で行きたかつたから陰口をきく人もいます。まあそれはそうかわかりませんよ。ですけれども、事故がある前提で行くなんてことじゃありませんから、喜んでみんな楽しい旅行のつもりで行かれたわけですから、だから、せめて外務省が、外地で何か起こつたから勧告するんじゃないか、通告するんじゃないか、こういう情報があるんですから、やっぱりそこあたり運輸省、文部省と若干違つた角度で情報収集、情報分析、そして生命、財産を守る、こういう役目があるんじゃないか、たかたかと、こういう感じもするんですが、いかがですか。

○政府委員(黒河内久美君) 今の先生の御指摘まことにとてもございまして、私も領事移住部におきましては日ごろからそういう点も十分念頭に置いて作業しているつもりでございまして。領事移住部の中には海外安全相談センターというものをかねてから設けておりまして、最新の海外の事情について情報を収集するとともに、主として旅行業者を中心とする関係者に情報もお流ししております。それから、昨年初めてそういう情報を一まとめにした一冊の本もつくりまして、また今回新たに改訂版もつくつて出したところでございまして。同時に、ただ待つていて情報を提供するというのはみならず、今後は積極的に関係方面に、できればコンピュータを通じて提供するようにな

システムを今検討しているところでございます。さらに、今回のような修学旅行が、かなり多岐にわたつて海外に修学旅行が行われているということがわかりましたので、私も担当レベルといつたしましては、今後文部省と十分御協議しながら、組織的にそういう点につきましても事前に情報を確実に提供できるように考えていきたいと思つていところでございます。

○黒柳明君 部長さんの言葉じりをとらえるわけじゃありませんけど、まあ相当海外にいらつたやつていいる。実は私も今わかつたんです。だ、今わかつたなんて言うと同じになつちやうから、昔からわかつたといつたしな、やっぱり野党としての質問にはちよつとちがはぐになりますから。これだけ運輸省、文部省が奨励しているわけですから、相当行つていられるわけですよ、今までも。それはちよつと何か私、失礼ですけれども、今回の事件で相当行つていることがわかつたという発言はちよつとどうかなと私、済みません、申しわけありません、変なことを言つて済みません、おわびしながら発言するというのはなかなか苦しいですけれども、申しわけありませんけど、ちよつと外務省の態度……。

それじゃもう一つ、部長さん、そのつくだパソフレットの中に、中国はどういう指摘をされてますか。今事故が偶然中国だったから。ほかに起こる。台湾にも行つていらつたしやいますね、修学旅行、ほかも行つていますから。今度は偶然中国で起こつたから中国と言いますけれども、私別に中国だけがどうこうということじゃありません。よくやつていただきた。もう何回も大前提で言いましたけど、冒頭に。どういことが書かれてありますか、その外務省の情報収集したというパソフレットの中に。

○政府委員(黒河内久美君) まことに申しわけございませ、今私手元に持つてまいりませんでしたので詳細は申し上げられませんが……。

○政府委員(黒河内久美君) 一般的な交通機関の安全の状況、交通事情、それから医療事情、その他治安関係の情報、ありとあらゆる角度から私どもが可能な限り収集したものを入れているつもりでございます。

○黒柳明君 もう時間がありませんので、さつきも自民党の先生がお話されましたけど補償問題、何か新聞一部情報とちよつと食い違ひがあるみたいですね。秘書長と外務政務次官と外交ルートでやつて、国内法のほか特別に扱うというの、これは情報間違ひみたいですね。特別扱ひはしないんですね、今回は。あくまで国内法のつとつてやるんですか、今度の事故の補償問題。けさ一部報道では、何か特別扱いするといふようなことが書いてあつた。これは間違ひですか。

○政府委員(藤田公郎君) 補償の問題でございすけれども、これは今後、死亡なされた方につきましては御遺族その他関係者の方々、傷を負われた方と中国側との間でお話し合ひが行われることになると思ひます。

外務省といたしましても、相手が外国でございすので、このお話し合ひが円滑に行われるようにできる限りのお助けをするというのが基本的な立場でございまして、これをそのときの御質問の受け方とか等々でいろいろ言ひ方が変わつて報道されたことがあるかと思ひますけれども、基本はそういうこととございす。

○黒柳明君 だから、国内法では特別扱ひはすると書いてあつたんです。そうじゃないんですね、新聞には特別扱ひする。

○政府委員(藤田公郎君) これはもう中国側の法律で処理されるものと理解しております。

○黒柳明君 中国側の国内法というものはまだ入手されてないんですね。まずそんなところだと思ひますけど、これから入手されると。

○政府委員(黒河内久美君) 私ども今在北京大使館に訓令を發して調査しているところでござ

います。
○黒柳明君 結構です、ゆっくりでいいですよ、結構です。

この国内法、藤田さん、中国には保険制度というのには相当充実していますか、保険制度、生命保険、障害保険、交通事故。

○政府委員(藤田公郎君) 保険関係の制度はございます。

○黒柳明君 最近ちょこちょこ出始めたのね。

もう言うまでもありません、旧国鉄、J.R.では保険で全部賄うわけですね、保険に全部入っていますから。だから、当然政府がなにするわけじゃないですね。これはもう言うまでもなく中国の場合には政府ですよ。その政府が国内法で処理するわけですよ。その国内法で処理する場合に、日本のあるいは諸外国にたいにそういう保険が適用されるか、そういうこと。これは領事部長、国内法を早くお取りになりませんか、これから、先ほど私冒頭に言いました悲しみ、まだ悲しみでしょう。悲しみの後には苦勞とやばり闘いが待っているわけですよ。その闘いが始まるために外務省が外交ルートで補償の先鞭をつける、個々にやるんではない、あくまでも、だけど、日航だつてあれだけ身近にいる中だつてまだ片づいてない、弔意をあらわしながら。あるいは大韓航空もそうですわな。IATAというあれだけの協定の中においででも、個々で解決できないんですよ。

まして中国の国内法、領事部長早く入手したいと。またあしたありますよ、外務委員会。こつちが持っていてそつちが持っていないきやうくないんじゃないですか。どういふふうに書いてあるか、特別にしないわけですから。これは国内法にのっとるわけですから、そうでしょう。向こうは民間じゃありませんから、国ですから、国がどういふ保険制度を持っているか、こころあたりは非常に疑問ですよ、いいですね。

それにのっとって個々の遺族が補償問題についてどう解決するか。それは中国は大人の国ですから、これは大丈夫だと私は思います。ですけれど

も、これから大変な遺族の苦勞が始まると私は推測するにやぶさかじゃないわけでありまして、外務大臣、ひとつこの点、補償は個々でしょう。いろんな家庭で違います。今ここで補償問題を言うのはあるいは不遜かわかりませんね。まだ悲しみに暮れている最中です。ですけれども、やばり政治家として政府として大局観に立って、すぐあした起こることはやばり処置しなきゃならない、そういうことのためにやばり国内法を早く取ってそれをよく見ていただいて、それをどういふふうに適用するか。果たしてこれは窓口では、あるいは照会するぐらいのルートだったからこれは解決できませんよ。

ひとつその点よく政府が、まあこれは今局長がおっしゃったことが基本的なものである、これは私そうだと思います。それをわかつた上でも、非常にこの補償問題の解決に中国がどう出てくるか、どう出ていたいただけるのか、これにかかっていると思うんですよ。あくまでも国内法で詰めることはできないんじゃないかと私は今推測しているわけでありまして、ひとつ老練心に終わればいいと思うんですけれども、外務大臣、まだわからないことを前提にしての話で申しわけありません。午前中に既に外務省の、個々にはやると、だけれども照会すると、こういう答弁が出て、私もテレビで見たんですけれども、ちょっとこれだけでいいのか非常に私は疑問なんですけれども、いかがでしょうか。

○国務大臣(宇野宗佑君) 浜田君を派遣した責任者として、その点だけを事実関係申し上げておきたいと思いますが、二十六日上海に赴いた浜田政務次官と会見した中国国務院秘書長から補償問題に關しての言及はありましたが、補償方法等について具体的な申し出はまだ受けておりません。

なお、中国鉄道省の規定等補償に關する制度、規定に關しましては、今黒河内部局長が申しましたとおり、早速に手元に取り寄せます。そして、あくまでも外務省は当初は助力という姿でやっていくのが普通の姿だ、これだけは一つ御理解賜りた

いと思います。

○黒柳明君 当初は助力でいいですよ。それは今までに準ずるんですから、全部そうですよ。ですけれども、個々のいろいろな違いがありますから、ですけれども中国ですから国内法がある。よく見ていただいて、それじゃいけないときにはもう一歩立ち入らなきゃならないんじゃないんですか、老練心で終わればいいんですけれども私言っているんですから。今までのパターンをわかつた上でおっしゃっているならいいですよ、わからないでおっしゃっているんですから。そうだと私は断言しません。ひとつぜひその点、もし必要があるならばもう一歩立ち入ってやっていた方がいい。ただ当座だけ哀悼の意をあらわして、当座だけかわいそうでしたではだめなわけですよ。最後まで面倒を見ていただく、できる限り。私は要望を含めてお願いするわけですよ。

○国務大臣(宇野宗佑君) 要望として承っておきます。

○黒柳明君 要望として承つてつれないな。結構です。ありがとうございます。

○広中和歌子君 今の質問に關連いたしました一言だけ伺わせていただきましたんですけれども、修学旅行生は日本の国内において障害保険、死亡保険、そういうものに入っていたかどうか、事実をお知らせいただきたいと思ひます。

○政府委員(黒河内久美君) 私どもの承知しております限り、海外旅行保険にそれぞれ加入して行かれていたと承知しております。

○広中和歌子君 それぞれ入っているんですね。○政府委員(黒河内久美君) 各人お一人一人について当たつたわけではございませんが……失礼いたしました。交通公社として団体旅行保険に加入しているということでございます。

○広中和歌子君 どうもありがとうございます。

その金額なんかはわかりませんね。

○政府委員(黒河内久美君) 細かい点は、今ちょっと手元に資料がございませんので、大変申しわけ

でございますが。

○広中和歌子君 それでは、別な質問に移らせていただきます。

けさほどからODAに關して大変いい御質問もございまして、また御親切な前向きな御答へもいただいたわけでございますけれども、一つだけ伺わせていただきます。

前々回でしたか、私は外務委員会で小規模援助の必要というのを申し上げて、そして努力をするというふうなお答へをいただいたわけでございますけれども、小規模援助と私が申しますのは、例えば去年の夏でしたか、ブラジルなどに旅行し、アマゾンの領事館などにお伺いいたしましたときに、現地でこういうことをしてあげたいと思うような小さなことがいっぱいある。しかしながら、援助というのは原則的には要請ベースであるから、こちらから気をきかせて何かをして差し上げるというところは規則としてできにくいというふうなことをおっしゃつたわけですが、もし、しかしながら、私が受けたところによりまして、やはりちょっとした災害であるとかなんかというの非常にタイミングが大切でございますので、そのことを外務委員会で御質問したわけでございます。

そういったしましたら、大きな災害に關しましては、それも要請ベースではあるらしいんですけども、外務省としては対応し、タイミングに合った形で何かできるんだけだということでございます。またしたけれども、今回の予算措置の中で、いわゆる各在外公館などが独自の判断で必要だと思われる小さな援助でございまして、金一封的な、火事場の見舞い金といったようなそのような援助ができるようなシステムになっているかどうか、そのことについて伺ひたいいたします。

○政府委員(美正道君) 現在、例えば技術協力の関連で単独機材供与、単独と申しますのは専門家の派遣を伴わないという意味において単独機材供与、これは先方からの要請に基づいて供与するというものはございます。しかし、広中委員御指摘

のような、現地の大使館なり援助機関の出先の機関の判断において使用できるというようなプログラムというものはまだできていないのが実情でございまして、在外公館からもそういう現地の判断に基づいて使用できるようないわゆる小口の援助というものは機動的に、それから量的に少なくとも大変喜ばれるものである、そういうものをぜひ新設してほしいという御要望は、実は各地域の大使会議が開かれますとその都度大使から強く要望されております。

実施の制度をつくる点において、なかなか完全にはこれならばそういう小口の援助が実施できるといふものができないということがあって、これまでまだ実現していないわけでございますけれども、大変重要な御指摘だと思っておりますので今後ぜひ検討させていただきたいと思っております。

○広中和歌子君 先ほどの御答弁の中にも、なるべく柔軟性を持たせた援助というようにもおっしゃっていただけてございますけれども、どのような難しさがあるのか。そういうことと、それからやはりこれはODA予算というものは、今までもそうでなければならぬからふえていく。大きな金額を有効に使うためには、やはりそれなりのいわゆる人材というんでしょうか行政というんでしょうか、そういうものが必要であらうかと思っております。例えば研究所に研究費が行く場合でも、その約四〇％は行政費、オーバーヘッドと申しまして行政のために使われ、残りの六〇％が研究そのものに使われる。

ODAに關しまして、日本のODAでございませうけれども、どのくらいが実質的な援助でどのくらいが行政であるかということ、その数字がわかりましたらお知らせいただきたいのでございます。

○政府委員(英正道君) 現在政府の行っておりますODAというのは、今広中委員御指摘のような、欧米の国が例えば大学研究機関等にあるプロジェクトを委嘱する、そしてその際に四割、六割でございますか、オーバーヘッドと実際の援助の

ための支出というものを区別する、そういう形の実援助はございませんで、今の御質問にちょっと直接答えられないわけでございますけれども、どちらかというと、それに近い形は民間のコンサルタントを使って開発調査をするとか、そういうようなものが割合近いのじゃないかと思っておりますが、この場合にはむしろ何人のコンサルタントが何時間仕事をしたかというように支出が行われておりまして、その機関が自由にできるお金というように形にはなっております。コンサルタントの側からも、何時間働いたからということも重要であるけれども、どういふアイデアを出したかということが重要なので、いわばアイデア料を費目として計算してほしいという要望がありまして、少しずつそういう方向に進みたいと思っております。

○広中和歌子君 先ほどからもいわゆるODAに携わる人材開発というようにもいろいろお話しも出ていたわけでございますけれども、この予算の増大にふさわしい内容のあるソフトの方の構築に向かつてぜひ御努力いただきたいと思うのでございますけれども、外務大臣のお考えをお伺いします。

○國務大臣(宇野宗佑君) 黒次申し上げておりますが、ODAこそ真の援助である、これが国際認識でございますから、常に先進国日本といましては、もう同僚からもあるいは後輩からもいろいろな意味で見られておられるのが今日の日本の立場でございます。したがって、総額は大きいけれどもしかし内容においては乏しきものがあり、あるいはまた、GNPは日本は大きいけれどもその対比からすると総額は決して大きくない、こういうような批判がございまして、したがって、全力を挙げてやっていきたいと思っております。

ただ、先ほどの御質問にちょっと触れますが、援助、ODAというのはあくまでも南北間の根拠にあるところの人道上の考慮、これがまず第一点、そして相互依存、これも共存する問題ですか

ら第二点としてございまして、災害時のときなんかもやはりいろいろ対応の方法はございまして、やはり相手国のこうしてほしいああしてほしいという申し入れで初めてそれに対応しなくちゃならぬと。

つい最近も南米で大きな事故がありましたとき、私はせっかく昨年国会の了承を得てレスキュー部隊ができておるんだから、レスキュー部隊出たかといふ一番に言いましたら、いや今度は要りません、それよりも食糧を送ってくれという話でした。こういうふうなことで、現地在在外公館はやはり現地政府と打ち合わせをいたしまして、それに応じてやっていくということになるのではないかと、こう思います。だから、今の小規模の災害等々に関しましては、在外公館の長からはそういう要望もたくさん来ておるわけでございますから、今後ODAそのものの内容改定等いろいろ私も考えていかなくちやならないと思っておりますので、そうした際に一つの着眼点として検討を加えていきたい、かように思っております次第であります。

○広中和歌子君 次に、日米関係についてお伺いたします。

日本で新聞、テレビなどを見ますと、非常に経済記事が多いわけでございまして、これは外国人が指摘したことでもございますけれども、本面に第一面に非常に経済記事の占める割合が多い。それとかかわりがあるのかもしれないけれども、最近非常に経済に絡んだ日米関係の記事が多いわけでございまして、それがすべて日米関係、経済関係がうまくいっているときにはそれなりに結構なことなんでもございますけれども、最近のように多くのあつれきが諸所に見られるところにおきましては本面に不協和音がだんだん増幅されてくる、そういう中で日米関係全体、それが庶民のレベルで何かこう、何というんでしょうか、反米感情、そういういったところに発展しなければいけない、非常に恐れているわけでございます。宇野外務大臣は現在の日米関係を全体としてどのようにとら

えていらっしゃるか、まずそのことからお伺いたします。

○國務大臣(宇野宗佑君) まず第一点は、この間竹下・レーガン会談がございまして、そこで確認されたことがございまして、これが現在もその基調をなしておると思えます。これが竹下総理の側から、お互いに大きくなりまた世界が進展すると、いろいろな思いがけない問題が次から次へと出てくるものでございまして、これは何も日米だけに限ったことではございません。しかしながらお互いにそうしたことを根に持って、経済は縮小均衡であつてはいけませんから、拡大均衡にいたしたいと、こういうふうにお考えになりました。そして、一つ一つの案件に關しては専門家同士でよく検討して、お互いに意見のそごを来さないよう、突りあふものにするようにと、こういうふうな話がございまして、

したがって、貿易で二つばかりございまして、現在そういう一つの基本と申しましようか、その上で両国の話し合いが続けられておる、こういうふうにお考え賜りたいと思っております。したがって、政府と政府は非常に信頼し合い理解し合いながらこの問題を解決したい、かように考えております。

また、議會側におきましても非常にそういう問題に心を砕いていただく方々も多いわけでございまして、やはり日米親善というものは、これは永久の一つの大きなパターンでなくちやならない、こういうふうにお考えの方々が非常に多いわけでございまして、中にはやはりいろいろと批判をされる方々もいらつしやいます、それはそれなりに私たちもいたしましていろいろなルートを通じて、あなたの考え方に対してはこうです、よというふうな理解をしてもうように努めなくちやならない、かように思っております。

ただ、最近アメリカにおきまして、御承知のとおりにああやうな選挙の選挙ございまして、何とも今度の大統領の予備選を申し上げるわけでは

ありませんが、その前の下院議員の選挙等におきましても、ジャパン・パッシングをすれば当選というふうな傾向は必ずしも一〇〇%正しいものではない、そのためにかえって席を失った方もいらっしゃる、これが一つのアメリカ人の良識ある見方であります。

我が国におきましても、やはりどの国と一番親しくしなくちゃならないかという、多くの国民の方々が米國だと言っているのです。しかし、今日のような際立った何か具体的な例がありますと、その関係者はアメリカは嫌いだとおっしゃるかも知れませんが、やはりそういうような兩國国民の立場をお互いに理解しながら私たちも常に日米親善という実を上げたい、これが今日の日米関係であります。

○広中和歌子君 バランスのとれたお考えを伺いして大変うれしかったわけですが、私も数回ワシントンを訪ねさせていただいて、議員の中にもいろいろあるということ、そういうことが日本に余り知られていないことを大変残念だと思っている次第でございます。

今回は、際立つたいわゆる不連続線のある部分を聞かせていただきたいわけでございますけれども、牛肉、オレンジ交渉というものが最近新聞、テレビなどをにぎわしているわけでございますが、その交渉経過についてちょっと伺いたいと思います。

○政府委員(内田勝久君) 先生御案内のとおり、牛肉、オレンジの日米間の取り決めは八四年に控られておりまして、その四年間の協定期限が三月三十一日に到来いたします。その八四年の協定期は、八七年度中に協定が切れてからどういうふうにするかというのを双方で話し合いますというところが規定されて、規定と申しますか合意されていたわけでございますけれども、そういうことで、八七年の十一月でございますが、この話を取り上げるということで若干非公式な話し合いがございました。その後総理の訪米もござ

いまして、今後どういうふうにするかという話を日本側はぜひ早急にしたいということで申し入れをしておりまして、八四年協定をつくるときもアメリカ側の方は、八四年協定をつくるときも私たちが申し上げていたので、ぜひ日本側は牛肉、かんきつについて自由化をしていただきたい。自由化の時期を明示していただければ交渉をする意味はないのではないかとこのことを言っています。

私も政府といたしましては、アメリカ側がそういう自由化ということを中心として、よくわかっております。ただ日本側も日本側としての事情もございまして、ぜひこれは現実的に解決する方向で話をしたいということを申し立てしていただいておりますが、いずれにしても、前提条件なしにぜひ一日も早く交渉のテーブルに着くことが肝要であるということ、アメリカ側に申し込んでいた次第でございます。

その後、そのやりとりの過程で農林省の局長が二度にわたって、またことしに入りまして訪米いたしました。それでぜひ交渉のテーブルに一日も早く着いてほしいということをごちから申し入れたわけでございます。

その中でアメリカ側は、ぜひ自由化の時期を明示してほしいという主張は依然として強く申しております。先方は自由化の時期を明示しなければいけません、我方は現実的に解決したい。すなわち具体的に申しますと、牛肉、かんきつの枠の拡大で解決したいという希望が、お互いに対立したままの状況ではいつになっても交渉ができない、ぜひ前提条件を外して牛肉、かんきつの問題のあらゆる側面について話し合いをしたいという立場から、先生御案内のとおり今般佐藤農水大臣が訪米されて、その過程でそういう牛肉、かんきつにかかわるあらゆる側面について話し合いをしていただきたい、こういうことで現状今日に至っている次第でございます。

○広中和歌子君 八四年の時点でございますけれども、何か日米間にバーセプションギャップみたいなものがあるような気がいたしますけれども、日本側はアメリカ側にとりかかるとなると、か、そしてそれがどの程度守られてきたのかというところをお示しいただきたいと思っております。

○政府委員(内田勝久君) 八四年の協定期は、繰り返しになりますが、先方は牛肉、かんきつの自由化を主張いたしました。我が方はこれに對しまして割り当て枠の拡大で対応したいということ、で、相当厳しいやりとりがございました。その結果、ぎりぎりの交渉の決着いたしました。その結果、大で対処をするということで、具体的に枠の拡大の量について合意いたしました。その合意は過去四年間守られて今日にきている。今度、八八年四月一日からはその協定が切れますので、その枠の新しい交渉が当然必要になってまいりますけれども、そのとき先方は、いやもう期限が過ぎたんだから自由化に踏み切ってほしいということを中心としていたということでございます。

○広中和歌子君 この牛肉、オレンジのことに関しましては、各省また政治家の中でもいろいろ立場の人がいるわけでございますけれども、外務省のお立場といたしましては、生産者の立場とそれから消費者の立場両方ある中で、世論をどういうふうにとらえていらっしゃるのでしょうか。

○政府委員(内田勝久君) 外務省といたしましては、この牛肉、かんきつの問題、当然国際的な経済関係の中で解決していかなければいけないと思っております。あわせて国内の生産者あるいは消費者の選択と申しますか、消費者の意向というものも総合的に考えて解決していかなければいけない問題であると考えている次第でございます。

○国務大臣(宇野宗佑君) 外務大臣といたしまして、今般局長が申しましたとおりの考え方、進んでおります。だから私としてはやはり自由化という問題、これには今慎重であるかもしれない。しかしながら、国際的に考えた場合、やっぱりガットというものは自由貿易の一つの基軸と

して動いておる国際機関だから、やがてはそういう場においていろんな問題が議論されるような時代が来ますよ、そのための国内的な準備もきちやならないでございましょうねということでございます。もちろん国内の生産者の体制、そういったことも考慮しておかなくちゃならないと思っております。

だから、この間も私は米國の議員に申し上げたのですが、日本は急激に大きくなりました、だから見ていただくと着ている洋服が小さくなつてしまつてみてもない格好のところがございます。う、そのためにはやはりズボンを直し、そでを直したいと思つて。そのためには多少時間がかかるかも知れません。しかしやがては日本もそうした意味合いにおきまして体に似合った洋服を着ることになるでしょうと言いましたら、アメリカも、ああ、そう言われれば自分たちの方も直さなくちゃならないところがたくさんある、そういう気持ちでお互いがしゃべろうよ。だから二國間で起った問題は、私としましてはこゝろがわくは二國間で解決するのが一番いいよ。余り短気になさつて、それはガットだ、ガットだとおっしゃらない方がいんじゃないの、というふうな私の気持ちは伝えておいた次第でございます。

今般局長がきつと申しましたとおり、生産者のことも消費者のことも考え、やはりまず外交というものは国内のことを考え、そしてそのことを外国に訴えて外国のサイズに合わせるという気持ちも必要でございましょうから、そういう気持ちでございまして。

○広中和歌子君 今般局長としては二國間協定を主張していらっしゃるわけですが、次の枠を拡大していく、時間をかけて、そして五年間の猶予をというふうなことをおっしゃっているんでしょうけれども、そういうところで自由化に向かっているというタイムテーブルをきちやんとお持ちなのではないでしょうか。つまり、五年後に完全な自由化というものはあり得る、そういうことを今アメリカに主張していらっしゃるのか、そ

れともまた少しづつ少しづつ枠を広げていきますよ、だからまず次の五年間をくださいと、そういうことなんですか、どちらなんでしょう。

○国務大臣(宇野宗佑君) きょう、ちょうど昼に政府・与党連絡会議をやりました。そして、佐藤農林大臣が特別出席されました。いよいよあす出発されます。それに対して私たちは、やはり農林大臣としてのお考え方があろうと、こう思いますから、別に私たちからこうせい、ああせいという問題とか、具体的にどうのこうのという問題とか、ましてや数字とかそういうものは一切挙げずに、農林大臣が今までの経緯を踏まえてアメリカの最高の責任者と話をしてくださいますと、こういうことで終わっておりますので、一番大切なときでございますから、ここで二年とか三年とかそういうことも全くとはいえませんが、自由化賛成とか反対とかそういうこともございせん、当事者能力を持って農林大臣はあす出発される、こういうふうにお聞きしたいと思います。

○広中和歌子君 アメリカとしては四月一日からの自由化ということに強硬に主張しているわけでございますけれども、それが不可能であればガットに提訴も、非常に強硬姿勢だということですが、仮にガットに提訴をされた場合に与えるインパクトですね。日米関係、それからさまざまな国際世論とか、また日本の国内の問題もございす。そういうことについてどのように評価していらっしゃるのでしょうか。

○国務大臣(宇野宗佑君) これは牛肉、かんきつという問題は別にいたしまして、例えば二国間という問題があったといたします。ガットの精神から申しますと、二国間よりも多数国間がいいんだよというのがガットでございます。これが第一点。余り二国間二国間と言いますと、二国間だけでやっているのか、おれたちは差別されているのかという問題がございす。したがって、今申し上げましたような問題は、一般論といたしましてウルグアイ・ラウンドでいろいろと検討しようではないかという一つの議題になるだろうと私は

は考えております。

そこで、今申されましたような例ということになりますけれども、今もしそれ、牛肉、かんきつを別として、日本が今何かの問題でいろいろ話題になっておる、それがガットにも持ち込まれたという場合にはもうその結論は出ておるに等しいというふうな感じがするんです。しかし、そういう場を設けながらもなおかつ日本の主張を繰り返すということもあるいは必要であるかもしれせんが、これに関しましてはどっちがいい、どっちが悪いというわけにはまいりません。私たちとしては、二国間で起った問題は二国間できれいにお互いに了解し合つて話をつけてほしいというのが外務省の考え方、したがって、例え具体的な問題にいたしましても、通産ともあるいは農林ともそのほかの省庁とも、それぞれ所管の扱われる物資があると思いますが、そういう問題では外務省は当該所管省と十二分に意見を交わしてやっておりますというのが今日の態勢でございます。

○広中和歌子君 時間でございすので、明日引き続き質問させていただきます。

○立木洋君 中国の列車の事故で犠牲になられた方々に対して、私も心から哀悼の意を表したいと思ひます。

既にもう同僚議員がいろいろこの問題については質問されておられますし、大臣の方からお答えもございましたけれども、こうした問題というのは、事故の解決というのとは、先ほど局長が言われたようになかなか円滑にいかないというのが普通、通常ですね。とりわけ外国との間の問題というのは法体系が違ひますし、それから社会的な条件や慣習等の違いも多々ありますから、結局遺族の方々にしてみれば、いざというときにはやはり相手国で申すから、外務省にお願いしなければならぬという気持ちを持たれるということが通常ではないかと思ひます。

今までのKAL機の問題の場合にもそういうふうなことも聞いたことがございすし、ぜひとも

今後この問題が円滑に解決できるように最大の努力を尽くしていただきたいということを私の方からも心から御要望申し上げておきたいと思ひます。

さて、昨年の十二月に御承知のイスラエルの占領地になっておりますヨルダン川の西岸とガザ地区におきまして深刻な事態が起りました。最近でもいよいよゆるぎ散らして事態が続いているようでありまふけれども、これはある人々によれば、この地域における二十年間に及ぶ占領、こうした事態の深刻さが示されたものだといふふうな指摘もあるわけですが、このイスラエルの占領地で起つた深刻な事態に対して外務省としてはどのような判断をなさっておりますのか、まずその点からお伺ひしたいと思ひます。

○国務大臣(宇野宗佑君) 詳細は局長がおりますから局長から申し上げるといたしまして、基本的には私たちはやはり世界の紛争に積極的何らかの方法においてその紛争解決のために努力をしなかつたならぬ、貢献をしなかつたならぬ日本だと、こう考えております。

だから、西岸、ガザの問題におきましても速やかにイスラエルというものは戦争をやめなさい、虐殺なんでもつてのはかです。そしてイスラエルの生存権を認める、同時にまたパレスチナ人の民族自決権を認める、これが日本の政策でございます。

○政府委員(恩田宗君) 今般の騒擾事件のもとになった背景はどうかという先生の御質問でございますが、御存じのとおり六七年の戦争以来、西岸、ガザはイスラエルによって占領されております。そして、現地は現在事実上の軍政でございす。文民政府という占領政府ができておりまして、その政府の長官はイスラエルが任命しております。それから、軍事マターは国防軍が担当しております。で、ヨルダン法に基づいて選挙等が行われる形になっておりますが、事実上もう選挙は行われておりませんのでそういうイスラエル支配下にある。現実の問題としてはなかなか開発は

うまくいっていませんので、現在の状況で言いますと、イスラエルの一人当たりのGNPが約六千ドル、西岸、ガザはやつぱり千ドルで明らかに生活も苦しいということで、政治的な自由がない、他民族に支配されて生活が苦しいというこの基本的な事実が今般の騒擾事件の発端ではないかといふふうに私も考えております。

したがって、先ほど大臣からお答えいたしましたように、この状況の解決はやはり西岸、ガザの最終的な解決を含む中東紛争の解決というのが必要ではないか、そのために日本政府として努力するというのが私どもの立場でございます。

○立木洋君 今言われたように、占領地域における状態というのは大変な状態で、百数十万のパレスチナ人があそこにいるようですが、特にガザ地域においては三分の二の人々が難民キャンプで二十年間生活している。賃金の格差も大変なものだ。大変な貧困状態それから暴力と恐怖、こういう大変な苦境の中でこういう生活を強いられているということが怒りとしてこういう形で爆発したといふふうにも言えるだろうと思ひます。

日本の外務省としても、当地の駐日イスラエル大使に対して、武力を使用するようなことはやめるべきだ、自衛すべきだといふふうなことを申し入れされたということも新聞等で見たわけですが、今局長が述べられた日本政府としても努力をしていくという、当面どういう形で努力を進められていくのか、もう少し具体的にお考えがあれば示していただきたいと思ひます。

○政府委員(恩田宗君) 先生御指摘のとおり、我が国政府はまずイスラエルに対して、西岸、ガザにおける行動についての自制、いわゆる国際条約、約束に基づいた形で住民の取り扱いを要望するといふことがとりあえず第一に必要でございす。これは二月四日、大臣が新聞に発表されていただきましたところに基本的に書いてございまして、事態が国際社会の要求にもかかわらず、なかなか改善していかないのは遺憾である。イスラエル政府に対して再度事態改善を要望すると

いうこと。

第二は、そもそも根本的な解決が必要であり、それは国際連合の安全保障理事会の決議に基づいた恒久的な解決が必要だというのが我が国の立場でございします。もちろん中東紛争につきましても、日本はなかなか直接的な手がかりというものがございしません。やはりこれは米国です。これはイスラエルとアラブとの双方の和解をさせなければいけません。でも、双方の主張が非常に離れております。アラブ側は西岸、ガザに独立したパレスチナ国家を含む完全な独立、それから領土を完全に返してもらって、その交渉にはPLOが当たるというのがその主張でございしますが、イスラエル側は、まだその領土の返還というものにも同意してなければ、その交渉の相手方はPLOではないという立場をとっております。したがって非常に難しい。双方の立場が余りにも離れておりますので、やはり米国のようなあるいはソ連を含む超大国のある程度の力強い説得を持った形でなければなかなか解決は難しいと思ひます。

ただ、日本は現地に直接的な利害関係がない。しかし尊敬される世界の大国の一つとして公正な立場からの意見をすることは非常に重要なことだと思ひます。特に現在は安全保障理事会のメンバーでもございします。そういう意味で日本の立場を機会あることに表明する、それからこの問題が解決された後は経済復興等さまざまな形で援助が必要でございします。そういう場合にはまさに日本の果たし得る役割は多いわけではございします。で、そういう将来の参画というものを含めまして日本が積極的にならざるを得ないというものが紛争の解決のための貢献の一つであらうかと考えております。

○立木洋君 やはりパレスチナの民族自決権を完全に擁護する、国の創設を含めて。さらにイスラエルの全占領地からの撤退。もちろん今まで非常に大きな開きがあったというのは、例えばPLOの側の主張の中では、一部の組織の中ではイスラ

エルの抹殺というふうな主張が一部では見られた。しかし、そういうことも解決されてきているんですね。内部の話し合いの中では、やっぱり共存していかなければならないということもPLO側も主張するようになってきた。だから、イスラエルとしてもやはりパレスチナのそういう民族自決権の確立ということを認める方向に日本側が積極的に主張していくことは非常に重要だと思ひます。

特に最近やはり国連等においてもPLOの事務所の廃止等がアメリカ側が問題にされたりしておりますし、またアメリカとしても新聞等の主張で見ますと、依然としてPLOというものはテロ組織であるというふうな主張もあるようでありまして、そこらあたりも、日本側としてもアメリカ側にも十分にそういう考え方を申し述べて、この問題が根本的に解決されるようにしていただきたい。六十余りの国々がPLOの存在を認めているわけですし、既に七十余りの事務所が世界じゅうにあるわけですから、こういう人々の自決権というものもやっぱり十分に認めた努力を今後とも強く要望しておきたいというふうに思ひます。よろしいでしょうか。

○政府委員(恩田宗憲) はい。

○立木洋君 それから次に、これも先ほど同僚議員の中でいろいろ問題になったんですが、INFのダブルゼロ、この調印という問題で、これはちょうど去年の九月でしたか、米ソの外相の間で話し合いになってはば合意ができた。そして、引き続いて今度は戦略核の五〇％の削減へ努力するんだという方向が出てきて、同じ時期から第四十二回の国連総会が開催されてきたわけですね。

こういう新しい状況の中で開催された第四十二回国連総会の中で、核軍縮の問題をめぐってどういう特徴、どういう新しい決議などの問題が見られるのか、そういう点は外務省としてはどういふふうな点を押さえておられるのか。

○政府委員(遠藤寛君) 四十二回国連総会におきます軍縮審議一般につきましては、INF条約署名

名といった国際的な背景を踏まえて、従来に比べて比較的雰囲気は良好であったということが言われるかと思ひます。その間に、昨年四十二回の国連総会におきましては、核軍縮の關係の決議は二十一本通っているわけではございしますが、特に精力的に議論がなされたのは、いわゆる包括的な核実験の停止に関する決議、それから二回核軍縮の交渉を促進するという決議、この二回間といふことは米ソのことではございしますが、この二つの問題についての討議がかなり中心的な地位を占めていたということが言えるかと思ひます。これの包括的な核実験の停止問題、それから二回間の核軍縮の交渉促進に関する決議、いずれもこれは西側とそれから非同盟とそれぞれから決議が出されておりました、実はその両方とも中身は違ひますけれども成立はしております。

○立木洋君 審議の内容というのは比較的良かったというふうな言われ方をされたわけですが、別の角度からいいますと、確かにINFダブルゼロという形になったのは、これは核の軍縮としては極めて数少ないものであつても、これは初めてのことでですから非常にやっばり歓迎されるべきものであろう。しかし、だからといってこれで自動的に核兵器がすべてなくなっていくというふうなものではありせんし、これからさらにやはり努力が必要であるということも当然だろうと思ひます。

それで、四十二回国連総会の中で見てみますと、そういう核兵器を地球からなくしていく努力をしていくという方向と、依然として核兵器は必要ではないかというふうな状況との対立というものがやはり根底には根深く存在したというのが明らかになったのが、四十二回国連総会のまたもう一つの特徴ではなかったかというふうに見るんですが、その点はいかがですか。

○政府委員(遠藤寛君) 長期的な目標といたしまして、核兵器の廃絶に向かうべきであるという点につきましては、すべて参加者は同じ意見を持っていたというふうな考えております。

しかしながら、今委員御指摘のやはり当面核抑止力というものが必要であるという考えから、したがって直ちに具体的な措置なしにそういう理想的な、いわゆる宣言的な決議というもののについてはこれは現実的でないという考え方がございまして、したがってその場合には当然一歩一歩必要な積み上げをした上で長期的なあるいは究極的な目標としての核廃絶に向かうべきである、こういう一つの意見の違いはあったかと思ひます。

○立木洋君 この国連の開会中の中で、例えばアルゼンチンなど六カ国の首脳が十月の七日でしたか、共同声明を発表していますが、やっぱり「あらゆる手段によつて核兵器のない、いっそう安全な世界を追求する」ということが共同声明の中でも強調されておりました、あるいは非同盟諸国は、十月の五日から七日まで開催あるいは代表団長会議が開催されました、「いかなる状況のもとでも核兵器の所有とその使用の正当化を意味するすべての理論や概念を拒否する」ということが確認されております。

もちろん社会主義の国の中でもそうですが、他方、しかし一方非核化というのはいささか幻想だといふことが公然と国連の中でも述べられている主張がありますし、あるいは核兵器の廃絶を想定すること、これは全く合理的ではないという主張も一方ではっきりとしてあつたというわけですね。だから、核兵器はなくそうということでは一致があつて、そのやり方に違いがあるということではなくて、やはり核兵器の存在を必要と認める層が、主張がやはりあつたというふうに私は見ています。

これは、ここに私は一覽表を全部つくって持っておりますが、どういふ決議がされたのかという内容を見ましてつくつてありますけれども、具体的に幾つかの内容を見ても、やはりそういう問題点が非常にはっきりしているんじゃないかと思ひます。

そこで、私が特にお尋ねしたいのは、非同盟諸国が提出した決議で四二―四二―Cというものがあ

ります。これは「核軍備競争の終結と核軍縮」というテーマのものです。そこに現物があつても、抑止力に依存するといふことは誤りであるといふ見地を述べながら、核兵器の完全廃絶を歓迎し、多国籍の軍縮交渉が強力に進められなければならないという提案がされました。これはほぼ同じ内容のものが一昨年にも提案されたわけですが、そのときと比べて、去年のこの四十二国連総会での決議は一昨年よりも賛成がふえました。それまでは百三十が賛成でしたが、それがさらに七カ国賛成がふえて百三十七になった。反対がそれまで十五だったのが二カ国減った。そして棄権が七カ国、これは棄権も二カ国減った。これに対する状況というのはよく分かってきているといふふうに数字の上から見ることもできるわけですが、この四十二国連総会という「核軍備競争の終結と核軍縮」というこの決議に対して日本の政府は棄権をされているんですね。どうして棄権をされたのか、その理由をお聞きしたいんです。

○政府委員(遠藤賢書) この委員御指摘の決議は、非同盟諸国が提出したものでございますけれども、核凍結の考え方を打ち出しておりました。核抑止理論への依存を批判するという基本的な立場をとっているわけでございます。

我が国といたしましては、長期的な目標として、究極的な核廃絶ということを目指す点におきましては、まさに唯一の被爆国としての立場から、これを強く推進しているものでございますけれども、現在、当面の国際情勢、軍事情勢のもとにおきまして、やはり核抑止に依存せざるを得ない面があるといふことは否定できないわけでございます。その意味で棄権票を投じたわけでございます。

○立木洋君 つまり今の局長のお話によると、結局核抑止力に依存するのが誤りであるという批判をしているからこれに対しては棄権をしたといふふうに取り得るわけですが、ここではこういうふうな内容として書いてあるんですね。「核抑止論へ

の依存が核戦争勃発の危険性を高め、国際関係における安全欠如と不安定の増大をもたらしていることが表明され、また核兵器は戦争兵器以上のものであり、そうした兵器は大量破壊の手段であることが表明されたことに留意し、」云々、だから「世界平和が核抑止によって維持できる」という理念は、現存するものとも危険な神話であることが表明されたことに留意し、」云々。この核抑止についての批判というのはこういうふうな表現でなされているわけですが、こういう表現に同意できないので棄権をしたという意味ですか。

○政府委員(遠藤賢書) 核抑止という考え方につきましては、御案内のようにいろんな意見があるわけでございます。これ自体が危険で、核抑止という考え自体が危険である、あるいは核抑止というものはそもそも矛盾ではないか、いろんな批判があることは十分承知しております。しかしながら、現実の、現在の世界におきまして核の抑止力に全く依存しないで国際の平和と安全が保たれるかといふことになりまして、それについては否定的な見解を表明せざるを得ないわけでございます。当然核の抑止力につきましては、先ほどどなたかの委員の御質問に對しまして大臣からの答弁もございましたように、ただしこの核抑止力というものもできるだけ低い、最低限度のレベルに抑えなければいかぬという点につきましては、私も全く異議はございませんし、当然そのように推進していくべきである、こういうふうに考えております。

○立木洋君 核抑止についての考え方が世界の人々の中に一部存在するといふことを私は否定しているわけではございません。しかし、問題というのは、ここで言うつまり核抑止によって平和が維持できるというふうな理念を今後とも持ち続けることにある。結局は核の存在を肯定するということになる。核兵器を地球から完全になくそうといふこととアンチテーゼなのね、まるっきり反対の立場に立つ。だから、核兵器がなくなれば核戦争がなくなるわけですから、そういう意味では核

兵器をやはりなくしていくという方向への努力に大変なプレッシャーをかける。そういう状態がやはりこの問題としては考えられなければならない。そういう意味では、核抑止の問題については国連でも繰り返し議論され、それがやはり誤りであるという問題になってきていて、ですからこういう考え方には、世界の中ではもう圧倒的な多数の国々がこういう立場をやはりとるべきではないといふことなんですね。ですから、こういう核抑止に依存すべきであるという考え方を根拠に持つというの、世界の中では少数カ国、極めてごく少数の国々でしかないということも、やはり今度の四十二国連総会の中で示された私は事実だろうと思ふんです。

こういう点では、日本政府が核抑止の立場に立つという点については、やはり世界の大勢からおくれをとるという点になるわけですから、午前中の同僚議員の質問の中で、やっぱり唯一の被爆国としての立場をどう貫いていくかという見地から、この問題については明確な対応を日本政府としてはとるべき必要があるんじゃないかと思ふんですが、その点はちょっと大臣の方の御見解を聞かしていただきたいと思ひます。

○國務大臣(宇野宗佑) 我が国が唯一の被爆国である、その点におきましては核に対する格別の感情を国民は抱いておる、これはもう数次にわたりました。国連総会等々でお話をし、また特に日米安保条約の対象国であるアメリカに對しましてはこのことは強く知ってもらつておるというのが現状でございます。しかし、核が事実無制限な競争のもとに生産されたということも事実ならば、そういう際限なき核の開発というものがいかにそれぞれの国家にとって負担であるか、また国民の経済生活、民生等々いろんな影響を与えるかといふことを知った両国が今回の核に對するグローバルゼロというINFの調印をしたんではなからうか。そういうふうな考えでまいりますと、その傾向は私たちが当然歓迎すべきである、かように申し上げておるわけでありまして、さらにもっと低

レベルで抑止力も保てるんではなからうか、こういうふうな私たちが考え方を申し述べておるわけでございます。

現在といたしましては核は抑止していない、そういうふうな言い切ることも大切であるかもしれない。ませんが、現に西側諸国、我々と同じサイドに立っておる諸国の中の核保有国のある有力な政治家は、今回たえ米ソが戦略核の五〇%削減を合意されたとしても、私も五〇%それではと言ひませんよ、大体私の持っている核の数量までおりてきた場合にはそういう相談に乗らうけれども、まだまだはるかに多い核を保有している以上は我が国としても抑止力として核は持たねばならぬと、こう言う相当な先進国もあるわけでございます。

したがいまして今立木さんの申されましたお考えも一つのお考え方であるかもしれないが、現在の我々といつたしましては、軍縮は低レベルの軍備を持つことにおいて均衡を持つことが必要。さらには、核は将来に向かつて廃絶するけれども、現在は先ほど申し上げたように核軍縮の第一歩としての評価である、こう申し上げておるわけでございます。その、そこら辺も国連におきまして私たちはある程度首尾一貫した主張をし、またその行動をとつておるのではなからうか、かように考えております。

○立木洋君 いや、特にINFダブルゼロという状況が出てきた事態の中で国連の世界の動きの特徴をどう日本政府がとらえるかといふことは、根本的に重要な問題だと思ふんですね。やはり低レベルといつたとしても、核兵器の存在そのものを容認するといふ立場と、核兵器を地球から一掃しなければならぬといふ日本の民族が願ひしていることとはこれは両立しないわけですから。私は特に強調したいのは、先進国といふふうな大臣言われましてけれども、その核抑止に依存しなければならぬといふことを述べている先進国といふのが世界では極めて少数になってきているといふことも改めて強調しておきたいわけですが。

次に、もう一つの決議で四二―三九―Cというのがあります。これは核兵器使用禁止条約という決議ですが、これは、核兵器及びその抑止の概念にその使用が内在することが人類の存続と生命の維持にとって極めて脅威をもたらすものである、だから核兵器の使用を禁止するという条約をやはり締結すべきであるということが提案されており、これも昨年は一昨年より賛成が三カ国ふえまして百三十五カ国、反対が十七、棄権が四というふうな状況になっておるわけですが、この核兵器の使用を禁止する条約を結ばうではないかという問題についても、日本政府はやはり棄権しているわけですが、これもさき述べたと同じ理由でしようか。何か別の理由があるんでしようか。

○政府委員(遠藤賢二) 基本的には同じでございますが、特に核の不使用につきましては、欧州の場合等のように東西間の通常戦力に圧倒的な違いがあるにもかかわらず、あるいはそういう通常戦力の不均衡を正すため、あるいはそういう状況のために核不使用の約束を行った結果、あらかじめ核使用の可能性を一切排除してしまうということは核抑止論そのものの否定になるわけでございます。もちろん核抑止論についての批判があることは承知しておりますけれども、そういった核抑止論に一定の必要性を認めるという限りにおいて問題がある、こういうことでございませう。

○立木洋君 そのほか例えば四二―三一、これも非核兵器国の安全を強化するための効果的な措置をとるべきであるという提案、これにも日本政府は棄権ではなくて反対をしております。核兵器を持つていない国の安全を強化するための国際的な取り決めをやるうち、これにも反対をされておる。あるいはまた核軍備の凍結に関する総会での決議、この履行の問題、これについても日本政府は反対の態度をとっておられる。それから核兵器の不使用と核戦争の防止という内容についても、これも反対の態度をとっている。それから核戦争の防止という四二―四二―Dですが、これには棄権をして

いる。権をされている。それからすべての核実験の禁止、四二―二六―Aですが、これにも棄権をしている。

こう見てきますと、核兵器の除去による安全の保障だとか使用の禁止あるいは戦争の防止等々については、棄権したりあるいは反対をしたりという態度をとられておるんですが、こういうのが目立っているのは極めて遺憾に見るんですが、けれども、こういうふうなものというのは何を基準にして決められておるのでしょうか。

○政府委員(遠藤賢二) 幾つか御指摘になりましたんですが、最初に御指摘になりましたブルガリア提案の非核兵器国の安全保障について、確かに我が国はこれに反対をいたしております。これは実は法的な拘束力のある国際文書の作成をブルガリア等は要求しているわけでございます。これは当然NATOの核戦略もそうでございますし、西側といまして現在の核の抑止力を限定的ながらも必要とするという状況においては、このような拘束力のある国際文書についての決議については反対をせざるを得ないということでございます。

他方、同じ名前の決議でございますけれども、これについてベキスタンが提案しております。これにつきましては、ブルガリアの提案に係る決議よりもこの点ははるかに柔軟なといえますが、穏健な決議でございます。これについては我が国は賛成をしております。

○立木洋君 拘束力があるため柔軟だといふことになると、使用禁止の実際には役に立たないようなものであれば結構だけれども、実際に使用禁止するといふそういう安全保障の上で拘束力のある内容になってくると、どうも日本政府は極めてあいまいな態度をとるというふうな、あなたの答弁になるとそういうことになってしまふと思ふんですね。

私は、これすべての一つ一つを挙げてここで申し上げようとは思いませんけれども、一度大臣に私はよく見ていただきたいと思ふんです、どうい

うことが国連で決議されているのか。見てみますと、核軍縮問題に関する決議に対してアメリカが行ったと全く同じ態度をとっているというのは世界じゅうに一方国もないんです。アメリカが反対したら全部反対している、アメリカが賛成したら全部賛成している、そういう国は世界じゅうに一方国もないんです。どこが違ふんです、全部。そして、アメリカと態度が違つてきている国々というものはふえてきているんです、NATOの諸国の中でも、これはこの数年間のやはり特徴ですね。

私は長い目でこの問題というのを見ることが非常に重要だと。そして、日本の国が唯一の被爆国というふうな午前中宮澤議員の質問に対してお答えになられて、そういう点での努力の必要性ということも大臣は確認されたわけですし、やはり本当にこの問題を私は真剣に考えていた方がいいと思う。今国連の中で日本政府がとっている立場というのは極めて少数の、そういう立場にあくまで固執しているという状況がやはり国際的にもますます浮き彫りになってきていることを示したのが私は今度の四十二国連総会の特徴でなかったかと、こういう点では極めて遺憾に思いますし、極めて私は残念に思ふんです。

ですから、唯一の被爆国としてのあり方の問題、これから真剣にやはり核兵器を地球からなくして、こういふ努力、これをさらに積極的に進める、そういう立場こそ今日の日本の国民が求めているんだということを十分に考えていただいて、まだお読みになっていないいろいろな決議もあるかもしれないけれども、ぜひ大臣も一度ごらんになっていただいて、今の世界の動いている方向を十分に検討していただきたいということを、今私と同じ意見を直ちに持つてくだいと言つてもそれは無理でしょうから、よく研究していただきたといういふことを要望したいんですが、大臣の所見を。

○国務大臣(宇野宗佑君) 国連局長からいろいろ答弁がございましたが、私が先ほど申し上げましたような基本的な線を踏まえての対応である、こう

いうふうに私は考えております。しかし、全部が全部まだ読んだことはございせんから、その点は一回読んでみます。

しかし、日米間の防衛というものの関しましては、安保条約の体制というものがこの四十三年間我が国の平和と安全を保つてくれたと、かように私たちは信じておりますから、したがって、そういう関係におきましてやはり日米はよきパートナーであるというふうな一つの面も他の国とは違った面があるかもしれない。そうしたことはそうした面でも私たちは理解していかなければならぬ、かように思つておる次第であります。

○立木洋君 これはこれ以上論じるつもりはありませんけれども、例えば包括的な核実験の禁止というのを日本政府というのはずっと強調してこられたようですね。包括的な核実験の禁止、核実験をなくしようという点については相当強調してこられた点だと思ふんですね。

それで、なかなかそれは検証の問題があるとかいろいろの問題が確かにありましたけれども、最近アメリカではこの核実験の禁止という点についても反対しているんです。包括的な核実験の禁止。それに調子を合わせるような内容に日本の核実験の包括的な禁止条約、ステップ・バイ・ステップという方向で話が進んでいきつた。つまり、アメリカの主張にかなう方向がこの核実験の禁止という内容でも入れられてきているという点も私は極めて遺憾な点だ。だから、そういう方向でない方向を私は探究してほしいということもあわせて一言申し上げておきたいと思ふんです。

次に、これも同僚議員から大分出されましたけれども、ODAの問題ですね。これも一般会計や財投、特別会計など合わせますと相当な額になっている。金額にしますとざっと百億ドルぐらいにもなる。だからもう日本が世界で第一位ではないかというふうな声さえも出てきている状況になつておるわけですね、絶対額としては。ですから、この問題というのには私は確かに量的問題と質的問

行っているという事はございます。

○立木洋君 まあ先回りされてそういうふうにご答弁されてしまふとかなかなか質問しにくくなるわけですが、かつては、英さん、比較的供与基準というのを守られたんですよ。八〇年代の前後からこれがだんだんだんだん崩れ始めまして、なせそれが崩れ始めたのかという事はきょうはもう時間がないからこれ以上議論できませんから、次の機会にまた十分にやらしていただきたいと私は思うんですが、これはやはり非常に私は大切なことだと思ふんです。

先ほど大臣が例え人道上的目的、民生の安定、これは非常に重要だというふうに言われておりますけれども、今アフリカは飢餓や貧困の問題で世界で最悪の状態にありますよね、集中的に今アフリカに飢餓や貧困という問題が生じておりますけれども、つまり最もおくれたこの途上国つまりLLDCに對する援助というのは、日本はいわゆる十八カ国の中で見たらどういふ状況ですか。

○政府委員(英正道君) ちょっと今手元に数字を持っておりませんが、たしかGNP全体の中で一五%を切るぐらいの数字で、DACの中では十八カ国中の恐らく十七番目か十八番目だろうと思ふいます。

○立木洋君 これ人道的といふすけれども、今や飢餓や貧困で最大の問題になっているところに対する援助というのは先進国の中でやっぱり最下位の状態で低迷しているんですね、日本の国というの、で、状態を見ますと、これは八二年から八五年までの状況を見ると全体の援助額の一%とか一三%とか、人道的なこういう飢餓、貧困等々に対する援助の占める比重というのは極めて低いんですね。こういう問題がありますし、それから一九八二年から八六年までのこの援助の総額というのが八%ふえているんですよ。ところが、この人道的な援助の額というのは二〇%余り減っているんですよ、比率が、援助の内容を見てみますと、これはやはり人道と民生の安定だということに掛けられながらも、実際にはそう

なっていないという一つの私は証明だろうと思ふんです。

それで、これはもう具体的な例をここで述べるわけにはいきませんが、私はここで特に強調したいのは、前もこの外務委員会の問題になったことがありますが、つまり我が国は外国に對する援助を行う場合の理念と目的、これを体系的に明示した援助政策、これを法律が日本にはないんですね。これは設置法がありますよ、いろいろの設置法が、その設置法の中にはどうしなればならないということがありますけれども、いわゆる援助の政策、この理念、これはどういふ目的とあれでやるべきかということを明確に律した法律が日本にはない。

世界をいろいろ見てみますと、アメリカでもこれはございますし、それからイギリス、イタリア、オーストリアなどでも援助基本法という法律があるわけですね。アメリカでも対外援助法、これは援助に関する実質的な事項として国会でも審議されているわけですが、やっぱりこういうものがきちっとあつて、そのときどきの状況に左右される。一定の政策的な必要性があつたにしても、基本は基本として明確な法的な体系が私は必要ではないだろうか。

そしてそれが人によって左右されるのではなくて、日本の政策として、先ほど大臣から述べられたような内容なら内容に基づいて、それがどうあるべきかという事はきちっと必要なものは公開されるし、民主的な手続も経るし、そして内容も十分に充実したものとして適正な援助が行われるようなそういう法体系はやっぱり完備する必要があるんじゃないかという事を最後に聞きましておきたいんですが、まだこれ後ずっと続くんですけれども、もう二十分での私の質問終わりですか、その点できょうのところの大臣の御答弁をいただいて、きょうの私の質問はここで終わらしていただきますけれども、いかがでしょうか。

○国務大臣(宇野宗佑君) 一本にまとめて援助法もつくり、さらに効果上ぐるべしという御意見だ

と、こういうふうに拝聴いたしておりましたが、それぞれ国にも事情がございますし、我が国は各省それぞれこのODAを扱っております、現在のところでは非常にうまくいっているんじゃないでしょうか、私はかように思っておりますから、まあ将来の検討事項でございますけれども、今日ただいまでその方がよろしいですねというふうにお答えするわけにはまいらないんじゃないか、かように思っております。

○立木洋君 それでは次に譲ります。

○小西博行君 私の方からは外国人の留学生の問題について、先日少し予算委員会でも幅広い形でやられていた点について、午前中も同僚議員の方からいろいろ質疑がございました。私は特に外務省にお願いしたい点についてきょうは御質問を申し上げたい、こう思っております。ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

まず、やはり何といつても日本のいろんな事情について、外国から留学しようとする方々にとのような形で情報を提供するかというのが一番大きな問題だと思ふます。いろんな財団その他を通じてPRするのも結構ですけれども、せっかく在外公館という形でちゃんとしたものがあつたわけですから、そういう分野でできるだけ予算をとっていただいて、そして詳しく説明をしてあげるといふのがまず手取り早い話だろう、そう思ひました、特に情報活動の実態、その辺からお尋ね申し上げたいと思ひます。

○説明員(田島高志君) 先生御指摘のとおり、留学生につきましては大変重要な問題でございますので、外務省といたしましては在外公館を通じて、情報提供あるいは日本語の教育あるいはアフターケア等については鋭意努力いたしております。在外公館におきましては、大学案内あるいは留学案内、ここに若干の例をお持ちいたしました、が、例えば「私費外国人留学生のための大学入学案内」、それからこれは英語でできております「ジャパニーズ・カレッジ・アンド・ユニバーシティ」と、このような資料を在外公館に置きましていろいろ

照会に鋭意応じております。今後ともさらに、例えば最近では外務省制作の広報映画「日本への留学ガイド」、これも在外公館に配付いたしております。これらの諸施策として、昭和六十三年度予算政府原案におきましては、約四百四十万円を計上いたしておるところでございます。

○小西博行君 今お見せいただいた関係資料なんです、それが実は予算委員会の前に私はいろいろ調べさせていただいて、そしてなるほど東京大学の中にはこういうものがある、あるいは九州大学にはと、そういうことで大体総花的に書いてあるわけですね。

ところが、この間質問で申し上げましたように、本間に自分が留学しようという場合にその中身についてなかなかわからない。例えば、私の場合ですと経営工学というのが専門ですけれども、経営工学はわかるわけです。しかし、そのもつと突っ込んだ、例えばどこそこ大学の経営工学科にはこういう先生がおられてこういう研究をしているというふうな、その辺の情報がもうないわけなんです。恐らく文部省あたりでそういうものをまとめたさえますと大体そういうことになるんじゃないでしょうか。各大学の数が多いいのだから、大体二行ぐらいでまとめるといふようなことで恐らくまとめているんじゃないかと思ふんですね。だから私は、そういうような情報だからかえって誤解をされて、そして大きな期待を持ちながら日本へ留学してくる。しかし、十分にそれにはこたえていただけないというところが、実は留学生に会って見ますとそういう問題が非常にあります。

特に国費留学の場合は大学を自分で選ぶことができます、大体この辺だろうというところで専門の分野を調整するんだけれども、実際来てみると全然自分と違う分野だといふようなことで、例えばよその科へ行きたいと言ひましてそれは全然許可にならないわけですね。自分で選ぶことができないわけですね。国費留学の場合はどちらかというと地方の国立大学へできるだけ分散しようというところでやっているわけですね。私費留学の

場合はどうしても首都の東京へ行きたいというのが、東南アジアなんかは特にそうだろうと思うんですが、恐らく東京へ全部集まってくる。圧倒的に数においてはもう国費留学よりも私費留学が多いわけですから、そういうことになる。しかも、東京で生活する場合にこうなんだという生活面、いろいろな情報というのなかなかわからない。そういうことで、情報というのは大学だけではなくて、東京の様子についての情報は必要ではないか。そういう意味でいきますと、もう情報は大変不足しているんじゃないか。

東南アジアというのは、皆さんもう御承知だと思いますが、比較的日本人への留学というのは多いわけですが、もう八十数%は東南アジアです。しかし、そうじゃない小さい国はほとんど情報がないんじゃないか。逆に言いますと、地理的にも近い東南アジアの場合ですね、情報もある程度まだわかる。それから先輩もいるというふうなことで、東南アジアの方々がだんだん日本にふえてくる。これはよくわかります。そうじゃない国に対してはもう情報をも十分に体制をつくっていかないと、これはよくわかります。そういう問題が非常に多いんじゃないかというので、今お見せいただいたその資料はもちろんですけれども、今のビデオテープその他もあるでしょうし、もう少しそういうものは質と量と、本当にサービスができるような、本人がそのニーズにこたえられるような資料を一通検討していただきたいと思うんです。外務省中心でも、それは文部省の関係もあるでしょうし、その辺を早くやらなくともこの問題だけは解決にならないだろう、そう思うんですが、その意思はありますか。

○説明員(田島高志君) 先生おっしゃいますように、各留学希望者あるいは留学予定者の個人にに応じて、必要とする情報もきめ細かくできる限り提供しなければならぬという認識でございます。そのために、例えば先ほどお示ししました資料以外にも「ABC オブ ステディ イン ジャパン」という資料で、「ハウジング」あるいはそ

の他「グライム」「リビング イン ジャパン」、そういうものが書いてあります資料、あるいは「ライフ アンド ステディ イン ジャパン」、こういう資料も備えまして、できる限り照会に応じべく努力いたしております。

それらに加えて、また在外公館におきましては一般的な日本事情の紹介活動を積極的に実施しておりますので、これらの活動も相当数の日本留学希望者の助けになっているものと考えます。先生御指摘のとおり、まだまだこの点は十分ではございませんので、文部省、関係機関とも協議、協力をいたしながら、さらに一層の拡充に努めてまいらなければならないというふうに考えております。

○小西博行君 国際交流基金がそういう意味でいろいろ活動なさっているというのをもう既に聞いているんですが、十一カ国、百三十二名というふうに向っておりますが、どういう国に何名、そしてどういった活動を具体的にやっていますか。

○説明員(田島高志君) 国際交流基金の活動につきましては、特に留学生とは直接関係を持っての、それを目的としての活動といえます。私は、我が国の文化事情等々の紹介、幅広い活動を行っております。その一環といたしまして、もちろん留学生希望者からも照会がございました。あるいは基金の事務所が行います文化事業の活動に参加希望がありますときには招待をいたしたりしております。

国際交流基金の在外事務所でございますが、現在アメリカ、イギリス、フランス、西独、あるいは若干の東南アジアの国等、十カ国に十一カ所の海外事務所を持っております。これらの事務所では、主として講演会あるいは展示会、映画会等の主催、あるいは日本語講座の運営、日本文化行事への参加ないし協力を実施いたしております。それらの事務所関係の予算額につきましては四億四千万円を計上しております。職員数は現在派遣職員が二十名、現地職員は二十八名、合計四十八名という状況でございます。しかしながら、これでは

はまだまだ不十分でございますので、この面におきましてさらにも一層拡充してまいりたいというふうに考えております。

○小西博行君 外務省、在外公館の中に広報活動をやるセクションがありますね。その方が留学生問題をとり扱ってPRしたり、中身の説明というのをやっておられるんじゃないかと思うんですが、例えば中国、韓国、マレーシアその他、留学生が非常に多い国、大体何名ぐらいの人がそういうものに携わっているんですか、留学生を対象にしているような広報活動。

○説明員(田島高志君) 現在在外公館におきまして、広報文化活動のための拠点といたしまして広報文化センターが設けられてある公館がございます。それは全部で二十九カ所でございます。これはさらにソ連、それから来年度はポーランドに設ける予定にしております。

広報文化センターに留学生関係の照会がございましたときにはもちろん広報文化センターで鋭意対応いたしますが、広報文化センターが設けられておられないところでも、大使館、総領事館におきましてはそういった照会が当然ございますので、その際には大使館員あるいは総領事館員が、領事部なりあるいはそれぞれ質問を受けたところにおきましてきちんとした対応をしているという体制でございます。したがって、人数的には何人という数字がここでは私持ち合わせておりませんが、そのような体制で対応しているという状況でございます。

○小西博行君 大臣、そういう意味で恐らく具体的に対応する職員の数が絶対的に私はやっぱり少ないんだらうというふうな気がするんですよ。特に私、ニュージランドのたしかあればクライストチャーチですか、カンタベリー大学というのがあります。去年行かしていただいたかしら。そのときに、行きますとあそこは在外公館一人です。それ、それで現地から何か二人ほど採用されて、日本人がそのうちの一人ですがね。あのカンタベリー大学というのはもう大変親日派が多くて、日本

の例えば私のふるさとである広島大学とかそういうところへ研究者が随分来ています。それで、行きましたら、日本の勉強をしている方が大勢いらつしゃって、それで日本のいわゆる何か古来の手紙文を教えているわけですね。恐らく今の日本人の若い人はあんな文章をよう書かないだらうと思いますが、そういうような文化の高いうような文章をやっておられまして、ところがやっぱり聞いてみますと、今申し上げたように、長い伝統がある大学の場合は先輩がいっぱいいますから、それで日本語をぜひ勉強したいという学生もたくさんいるんですけれども、在外公館にお願いするといつても、総領事一人だったと思

いまいすが、どうしようもないというのが実態じゃないかなという感じがしてならないんです。ですから、いやこれから先は大いにやるべきだとおっしゃっても、具体的に今さっき申し上げた人数の件とかあるいは仕事の内容というものを明確にしない限りは、なかなかそういうふうに親切に留学希望者に対して御説明するとか、あるいは出向いていって各大学で説明するとかあるいは高等学校で説明するなどできないんじゃないかなという実は私は感じがするものですか、やられるとおっしゃるんならその辺をもっと具体的に詳細計画を立てて、人員増であれば人員増の要求をするなりという具体策がなければ、これ一向に進まないんじゃないかという感じが私はするんですが、大臣の御所見はいかがですか。

○国務大臣(宇野宗佑君) 本省を支援してやろうというお気持ちのあらわれの今の御質問だと私本當にうれしく思うのであります。

先ほども申し上げましたとおり、今国会を通じて、まさに外交が日本の将来を決める、そういう意味合いで与野党の先生方から常にそういう激励の御質問をちょうだいいたしました。だから、率直に申し上げまして、せめて五千名体制というのが今の海外における外務省の願いでございます。私も行管庁長官をやっておりますが、行政改革というものは何も切るばかりが能でなくて、不

の例えば私のふるさとである広島大学とかそういうところへ研究者が随分来ています。それで、行きましたら、日本の勉強をしている方が大勢いらつしゃって、それで日本のいわゆる何か古来の手紙文を教えているわけですね。恐らく今の日本人の若い人はあんな文章をよう書かないだらうと思いますが、そういうような文化の高いうような文章をやっておられまして、ところがやっぱり聞いてみますと、今申し上げたように、長い伝統がある大学の場合は先輩がいっぱいいますから、それで日本語をぜひ勉強したいという学生もたくさんいるんですけれども、在外公館にお願いするといつても、総領事一人だったと思

要などところをカットして必要などに足すことである、こういう精神でやりまして、そのとき外務省と余り関係なかったんですが、いささかそうした意味では貢献し得たというような問題もあったわけ、その当時は政府内におきまして、そんなことできるのか、外務省の職員に他省の職員を持ってきて充てるというようなことができたのかというような話もあったんですが、まず外務省が当然こういうときでございましてから私たちがみずからひとつそういうような方法で将来に備えましようと言ってくれましたので、一つの方法が見つかったというところもございましたが、それだけではなかなか難しい問題でございます。

したがって、先ほど来私の決意を申し述べておりますが、私は総理とも二人きりでいろいろお話しすることがございますが、やはり世界に貢献する日本、世界に開かれた日本と言うからにはそれだけの体制を整えなくちゃいけませんね。例えば留學生の問題でも、十万人と言った大案ですよ、私は滋賀県の小さな町だが五万人だと、その五万人を一九九〇年代につくり上げなくちゃならないんで、二十一世紀になればその倍の十万人を抱えるというんだから、その方々に対して、今文部省も努力しておられるだろうけれども、さらには建設省、国土庁とあらゆる省が努力をして、どういふふうにして受け入れるか、どこかにそのような受け入れ施設ができるのか、こういうことも考えなくちゃいかぬじゃないかと、過敏もいろいろな難談のときに申し上げておりますが、そうした意味合いにおきまして、ぜひとも今御指摘の点に關しましては全力を挙げて本場に新しい方式を用いなければ、到底今日的方式だけではだめである、過般米ずつと本日御質問を賜りました諸先生方にそのようにお答えしてまいったとおりでございす。

○小西博行君 私か実は予算委員会での問題をとり上げたのは、今大臣がおっしゃったように、外務省だけでできるものでもないし、それから文部省だけでできるものではないという感じがやつぱり強かったわけ、ですから、特に宿舎の問題とか、後のフォローの問題というのはこれは大きな問題だらうと思うんです。

先進諸国へ留学している人のいろいろな意識調査いたしますと、例えば生活に困るとか自分の飯を食うためにアルバイトをしなきゃいけないわけ、先食うような国というのは余りないわけ、先進諸国の中では、そういう意味で、日本へ留学してきていて特に私費留學生の人は一生懸命アルバイトをせよとせよとやるといふようなことが中心になっておるようでして、しかも、私がびっくりしたのは、そのアルバイトの賃も国によって相当違ふようでありまして、例えばアメリカであるとかヨーロッパの学生さんというのは、これは人数も少ないんですけれども、例えば家庭教師あるいは塾、そこで英会話とか英語を教えるということ、割合レベルの高いアルバイトができるということ、その他の例えは東南アジアの皆さん方というのは、数も多いんですけれどもアルバイトが大変厳しい。土木工事もそうですけれども、大休飲食店の皿洗いというものが非常に多いようです。我々が食堂に行きましても大分いろいろです。

ですからその辺の格差が相当また大きくできていふということ、午前中もありましたけれども、入ってきた学生そのものの質の問題がまた、私も大学で十二年間教えたからよくわかるんですけれども、ゼミナールなんかやって、やつぱり二人か三人が質が悪いといったら語弊がありますがすけれども、レベルが違いましたら、これはもうゼミナールも何もないわけですね。ですから、そういう問題も実は各国立大学の先生とお話をすると出てまいります。だから、その辺のやつぱり留學というものはこうなんだという明確な情報なり、あるいは試験なら試験のシステムを明確にしておかないと、国によってまた随分レベルが違ふわけ、ですから、そういう問題もあわせ持つていけるわけ、もうだれでもいいから大勢いらいし、面倒見ますというものではない。

だから、十万人構想というけれども、十万人というのは本当にそういう立派な勉強したいというような方々が集まればこれはいんですけれども、最近の就學生の問題のよう、とにかく日本へアルバイトをして一年間働ければ帰って店の一軒も持っているという情報すらあるぐらいですから、私はそういう意味で、もっと政府全体でそういう問題を突き詰めて詳細計画をちゃんと出して、各省がやるべきことはこのような計画でやるという、ような明確なものがないとこれは実現不可能ではないかという感じがするわけですね。その辺はどうですか、質の問題なんか特に。

○説明員(田島高志君) おっしゃるとおり、留學生を受け入れたいというところももちろん望ましいわけでございます、そのためには事前の情報をきちっと提供する、あるいは日本に受け入れましてからの受け入れ体制がしっかりしている、日本の住民ともいろいろ交流の機会がある、日本を知って気持ちよく帰って来られる、そういう体制をきちんと確保する、それによって初めてまた質のいい留學生も日本に集まってくる、そういう状況になるというふうな思っていますので、そういう状況をつくり出すために、先生おっしゃいますとおり、関係省庁あるいは関係機関と鋭意協議をし、改善策に努力をしてみたいというふうに考えております。

○小西博行君 留學生問題というのはいろんな角度がありますが、いろんな分野の実態調査というのが全くないと言っているくらいなんです。だから、日本の大学を出られて、向こうへ帰られてどういふ仕事をされて、そして例えば研究者になった場合には今どういふ成果を上げておられる、あるいは企業へ就職された場合はどうかといふようなフォローも含めて、あるいは大学で今勉強しておるんだけれども実態中身はどうなのだといいようなことも、割合文部省もつかんでいないんです。ですから、これからだんだんふえるということになれば、特にそういう留學生の実態的

なものを調べておく必要があるんじゃないか。それは外務省は外務省の担当の分野でやるべきだと私は思うわけですが、そういう現状をこれから先もずっと追っかけていくような体制をとっていく必要があるんじゃないか。不満があるとすれば何に不満があるのかということだと思ひます。

留學生そのものは、例えば大学へ入ってくる人とは全然違います。特に国費留學の場合はもう圧倒的に大学院コースが多いわけですね。その位の問題も実は日本とアメリカと定義が全然違います。日本の場合は相当実績がなければいけないという定義なんです、貢献をしていふというところがアメリカあたりは違いますね、将来の研究者としての可能性はどうかということ、学位を与えるわけですから。だから、日本でもドクターコース出たからといって学位をもらえるわけじゃないです。やつぱり論文を出して、そうしてその先生あたりがイエスしないとこれはもらえない。だから文科系なんというのは本当にそれはもう大変なことだと思ひます。

だから、そういう全体的なことも含めて、海外の情報、例えばフランスあたりも相当学位の内容を変えていまして、二種類今度つくりましたけれども、そういうような形の全体の動きがあるはずですから、その辺は私はもう本場に文部省あたりとよく相談していただいてやっていただきたいなと、これは要望ばかりになりますけれども、今のままのような状態だったら難しいなという感じがしてなりません。

私はきょうこれぐらいで終わりますけれども、実は研究学者ですね。これも日本は今随分大きくふろしきを広げております。科学技術庁もそうです、通産もそうです、海外から研究者をどんどん入れて研究やりましようという、これは大臣も何か発言されておるようだけれども、じゃ具体的にどういふ中身をやるのかということになり

ますとこれはまた大変大きな問題があります。ですから、国際化と言いながら現実には鎖国から少し進んだ程度でありますから、特に国の内部のそういう政府の中の整備というような問題をぜひとも一日も早く整えていただきたい、縦割りとということじゃなくて、そういう目的に合わせた対応の仕方というものをぜひともしていただきたいということをお願いいたします、私はきょうは質問を終わります。

○田英夫君　午前中に宮澤委員も取り上げられましたが、まず第三回の国連軍縮特別総会に関連を
してひとつお尋ねをしておきたい、お願いをして
おきたいことがあります。

前回鈴木元総理がおいでになって演説をされた。今度続いて竹下総理自身行かれて演説をされるということで、大変結構なことだと思ひます。恐らくもう外務省で総理の演説の内容について準備を始められておられるんじゃないかと思ひますが、たまたま核軍縮を求める二十二委員会というのがあります。宇都宮徳馬参議院議員が座長で、鈴木、三木元総理もメンバーに入っておられます。参議院からも同僚議員が何人か入っておられる、私も実は委員なんです。

ここが近く、竹下総理の演説の内容について、こういうことをぜひ訴えていたきたいということとを総理にお会いして申し上げる準備をしております。総理に申し上げたときには、外務大臣にももちろんその内容をお知らせするつもりでおりますけれども、その八項目ある中の一つに、大体第二回のときも、ニューヨークで総会があったその年に世界の各地で地域軍縮会議というのを国連が主催してやられました。前回のときは、アジア・太平洋地域はタイのバンコクで開かれまして、日本からいわゆる国際軍縮促進議員連盟と国連協会という形で、私も実は出席をさせていただいたんですが、大変有意義な地域会議だったと思います。

今回も、この第三回の軍縮特総に関連をしまして恐らく地域会議が行われるだろう。幸いにして

明石国連事務次長が軍縮担当ということであり、
すので既に連絡をとっているんですが、そのアジ
ア・太平洋地域軍縮会議をぜひ広島で開くように
していただきたい、こういうことを明石さんには有
志の国会議員も含めましてお願いしているところ
であります。この点は、荒木広島市長も大変積極
的に来ていただきたいという姿勢をとっておられ
るようでありますので、総理への要望の中にも入
れてありますけれども、外務大臣もぜひ頭にとめ
ておいていただきたい。

ただ問題は、日本で開きますと、円高の影響がありまして、この地域会議に参加をされる方々はほとんどアジアあるいは太平洋諸国ですが、NGOの方々ですから政府機関のお金で来られるわけではありませんので、その点が大変苦しいことになるだろう。ということになりますと、どうしても日本政府の御理解をいただいて特別の経済的配置をしていただかないと、せっかく聞くことになってもなかなか難しいんじゃないか、こういうことでありますが、大臣のお聞きになつての今の心境を聞かしていただきたいと思います。

○國務大臣(宇野宗佑君) 田さんを初めそうそうたるお方の御提言でございますから、政府といたしましても承りましてこれは慎重に検討しなければならぬ問題ではないか、かように思っております。

もちろん日本で聞くという意味におきましては一つの意義があるかもしれません。このことに關しましては、国連がどういふに今までずっとやってきたか、私も詳細にわたりましてはまだ検討いたしておりませんので、局長なりそうした方々の専門的な意見も十二分に聴取いたしまして、そうして御提案等々に対しまして対処をいたしたいと、かように思っております。

○田英夫君 次の問題ですけれども、先日、日本に国際政治学の勉強に来ておりましたイギリスの若い学者の卵と言っているような人が、日本を去るに当たって日本外交について感想を述べたものを読んだのですけれども、対応外交だという言

葉、日本語に翻訳してありましたが、英語で何と言ったのか知りませんけれども対応外交だ。何かあるとそれに対応する、そういう意味の対応外交だと、こういう批判をしていたのであります。

私はそれに全面的に同意するということではありません。しかし、そういうふうに言われても仕方がないという面もあるのではないかな、こう思うんです。それは問題と相手の国によるようなうなずきがあります。その最も典型的な例が実は朝鮮半島の問題ではないかと思うんです。

日本政府は、日韓基本条約を結んでおられるというところである程度明らかかもしれないけれども、しかし、朝鮮半島には二つの政権がある、国と言つてもいいかもしれませんが、国がある、政権がある。これについて基本的にはどういう姿勢なのかということを改めてお聞きしておきたいと思ひます。

○國務大臣(宇野宗佑君) 表現といたしましてはお氣に召さないかもしれませんが、北には北朝鮮と、こういふふうに私たちは呼んでおるわけでございまして、まだ国交がございませんから北政権というふうな言葉は使いたくないというのが現在の私でございまして、そこはひとつ御理解賜りまして、こいねがわくは南北が一本化されるということは非常に大切なことではないかというふうに私たちは考えておりますが、このこと自体に關しましてはやはり南北自体の問題であるというふうにまず考えておかねばならないのではないだらうか。

しかし、最近の韓国のオリンピック等々を契機
としたしまして、ソ連もあるいは中国もいろいろ
姿勢に変化が見られるが、そうした点はどう評価
するのかわからない問題もございましょうが、私はや
はり南北問題は歴史的に非常に不幸なことがあつ
たから今日分断状態にあるし、これまた戦勝国が
勝手に民族の意思を問うことなく分けてしまつた
という最大の問題がありますから、私たちの意思
の及ばなかつたところで、この点は歴史的にも私
たちは遺憾であるとしか言ひようがございませ

ん。

しかし、やはり南北両朝鮮半島における人たちがひとつこの問題は解決していただくと同時に、並行的に日米あるいはまた中ソ、この関係が常に平衡を保たれておるということが大切ではなからうかと。どちらかがどちらかにちょっと力を入れたということでバランスを崩してはいけませんから、私たちといたしましても今そのような考え方におるということは、これは朝鮮政策として常に申し上げておるところでございます。

○田英夫君 私の意見を言わせていただければ、日本人としてこの朝鮮問題を考えるときには、私は二つの柱が必要だと思っています。

一つは過去の三十六年に及ぶ支配ということに對する反省、これは大臣も最近訪韓されました、向こうの韓国の皆さんの空氣は十二分に御存じだと思ひますけれども、やはりいまだに庶民の間では日本に對する感情というものは厳しいものがあります。私も韓国に何度も行きました。町で酒を飲んだこともありますが、そういう点は厳しいものがありますから、いまだに日本の映画、音楽、演歌はもとと韓国が元祖だとさえ言われているにもかかわらず、日本のそうした歌も向こうでは自由にはやれないという向こうの厳しい対応があるわけで、こんなところにもあらわれていると思ひます。

もう一つの柱は、やはり今大臣も言われた、南北に分断をされているのは朝鮮民族の意思ではなかったわけでありますからそれを統一する、そのために日本人としてできる限りの協力をする。もちろん南北北人同士という大臣の言い方は理解できませんけれども、我々としてもそれに協力をする、少なくともそれに障害を与えるようなことを政府並びに日本はやるべきではないと、こういうことだと思っているわけです。今回の大韓航空機行方不明事件については、私はあした質問をさせていただきたいと思ひます。そして、制裁措置の意味などについても、今申し上げた原則からするならば私は大変残念なことであつたと思ひます。

が、私はそういう意見を持っております。

そこで、それを突き詰めて一言で言ってしまうば、南北の緊張を緩和することが一番大事な点ではないか。その意味からも制裁措置というのはまさに残念であったと思いますが、こういう私の意見に対しての御見解を承りたいと思います。

○国務大臣(宇野宗佑君) 大韓航空機の個別の御質問がございましたときには詳細にわたりまして御説明も申し上げたいと思っておりますが、要は北朝鮮のテロ行為であるというふうな我が国も認定いたしました。そうしたことにおいて北朝鮮に対する措置をとったわけでございます。よく吟味していただきまして、そうおわかりいただけますが、制裁という言葉は使わずに措置ということ、公務員等々の交流を禁ずるとかいうふうなことを常に頭に置きながら、私たちはいたしましては北朝鮮が余り孤立化してしまわないようなことも念頭のどこかに置いておかないことには、いたずらに一国だけが孤立化してしまつて何をやるでもないわというようなことがありましたら大変でございます。

この点は私も、日本も心を使っておりますが、やはりアメリカも心を使い、あるいはまた中ソも心を使つていらっしゃるんじやなからうかと、こういうふうな思つておりますので、この間の大韓航空機事件に關しましては、これはテロ行為でありまして断固究明をしなければならぬ問題であり、二度と起こらないためにもというので国連におきまして安保理が特別に招集されました。そのときにも、我が国の政府代表からは、今私が申し述べましたようなことに関する意見の発表をしておいてもらつたというのが経緯でございます。

○田英夫君 けさの新聞に、先日の外務大臣の訪韓が契機になつて、日韓友好協会あるいは韓日友好協会というものを結ぶ準備をしているという記事が出ておりました。私は初耳であります。が、これは事実でございますか。

○国務大臣(宇野宗佑君) 詳細はまたアジア局長

から申し述べますが、実は現在日本にはそういう協会はありません。そして、私が向こうに参りまして、田委員も御承知の日韓正常化のときの韓国の国務総理でございました丁一権さん、この方が会長として就任をしておられまして、相当重厚なメンバーで、今後なお一層日韓の關係は深めなぐちやなりませんと、こういうごあいさつもしておられました。

したがしまして、日本も早くつくつてくださいうい話に改めてなかつたわけでございますけれども、向こうがそうした体制をとつていらつしやるとやはりつくつた方がよいのではないかと、こういうような考え方があるだけでございまして、今人選に入つたとか、どういふような規模とか、まだこのことに關しまして検討をいたしております。韓国の韓日親善協會はどういう組織、どういふメンバーでございまして、いかうかといふことを一度改めて我々といまして承知したいといふのが現状でございます。

○政府委員(藤田公郎君) ただいま大臣から御説明申し上げました以上の本日の新聞報道に關する特別の情報は持ち合わせておりません。

○田英夫君 もう一つ、これは今その朝鮮半島の問題は、どうも対応外交の一つの例じやないかという私の気持ちで申し上げたのですが、逆に私は日本の政府外務省でございまして、逆には外交の中でも、もちろん問題があるから対応するのは当たり前ですけれども、カンボジア問題に対する取り組みというものは大変評価をしているわけであります。もちろん基本姿勢も変わつていないといふこととでその点のお尋ねはしませんけれども、具体的にシアヌーク大統領の訪日を要請して、そして今いふゆるヘン・サムリン政権のフン・セン首相とも話し合ひをされて、そんなにいきさつの上で立つて日本政府が積極的にカンボジア問題の解決に乗り出そうといふようなことも聞くと、聞くと聞くと、このシアヌーク大統領の来日といふ問題は、どういふことになつておりますか。

○国務大臣(宇野宗佑君) また詳細は藤田アジア

局長から申し上げた方がよいと思ひますが、今、田委員が御指摘のとおり、やはり平和に貢献したい、またそのためにはやはり我々も経済大国と言われる以上の方途があるであらう、こういうような気持ちも、また根拠もあるものでございまして、積極的に私たちは地域紛争なり二国間の問題に、介入では決してございせんが、日本として尽くし得る問題ならば尽くしたい、これが基本姿勢でございます。

カンボジアも今御指摘のとおりでありまして、既にシアヌーク殿下がそういう御意思を持つていらつしやるといふことも、十二分にこちらもキャッチいたしましたので訪日を御招請申し上げました。そして、多分夏にはお越しになるのではないだらうかと、そのような回答を得ている次第でございます。

そこで、日本の主張といたしましては、ベトナム軍に直ちに撤兵をせよといふ、後のカンボジアの民族自決はやはり民族自決の方法等でおやりになるのが一番至当ではないか、これを基本路線といたしております。

○政府委員(藤田公郎君) ただいま大臣から御答弁がありました以上、特につけ加えることはございません。

○田英夫君 今度はまた逆に、対応外交と言われらるものは、問題あるいは国別にどうも起こつているんじやないかと申し上げたのでありますけれども、アメリカとの關係といふことになりまして、なぜか非常に対応的な姿勢が目立つようになっています。これはきょうは時間がもうありますので、細かい具体的な問題はお聞きいたしません。

それから中国の問題についても、やはり基本的には日中平和友好条約で姿勢は示されていると思ひますけれども、具体的に日本は一体中国との關係を、経済を含めてどういふふうな積極的によつていこうと考えているのかという政府の姿勢というのには、実は余り定かでないように思ひます。そういう意味で、非常に大切な關係にあるはずのアメリカと中国については、いささか対応と言わ

れても仕方がないんじやないか。ソ連に対する姿勢というのには、これはだれが見ても、いい悪いは別にして非常に明快なんじやないだらうか、こういうふうな私は思つて仕方がないのです。

アメリカとの關係につながるのかもしれないけれども、いふゆる日本の安全保障という問題についての政府の姿勢というものはそれなりに一つの方角で貫かれてきているのじやないか、これもいい悪いは別にいたしまして、そんな感じを持っております。しかし、いい悪いは別にしてというのは、私は政府外務省がお考えになつていて安全政策についての基本的な姿勢というものと反対であります。そういう意味でその最も最たるものは、これはもう方向は一貫しているんですけれども、私が全く賛成できない最たるものは非核三原則の問題だと思つてゐるのです。

非核三原則そのものはもう繰り返して歴代の総理、外務大臣を初め皆さんがこれは堅持すると言つておられるわけですが、それはだれが見ても、つくりかた持たずには日本自身の決心の問題でこれは守られてきていると思ひますが、持ち込まずという点については、これは全くしりが抜けているといふまじやうか、実は非常にあいまいであるといふことをもう国会で何十年か疑惑を議論されながら今日に至つていて、政府の姿勢は一貫してアメリカから事前協議の申し出がないから持ち込まれていない、こういう御答弁で終始して、これはその意味で一貫しているんですが、この点をやはり明快にする必要があるんじやないかと私は思ふわけですね。

そこで、十二月のこの委員会で、フィリピンウィグベルト・E・タニアダ上院議員の非核法案というものを、そういうものがあるといふことだけ若干御紹介したと記憶しておりますが、これは今外務省は既に入手しておられますか。

○政府委員(藤田公郎君) ただいま委員御指摘の非核法案、タニアダ議員等十名の提案になるものと、それからもう一つ、ビメンテール上院議員が別途もう少し詳細な法案を提案しておられまし

て、この二つとも上院にかかっております。私どもも持っております。

○田英夫君 外務省、当然これは現地から入手しておられると思うんですが、まさに、サロング上院議長もこの十人の中に名を連ねておられるという事ですから、上院は二十四人のうち野党は二人しかいない。もともとその二十二人の与党の中にもそれぞれお考えにいろいろ違いがあるようにすけれども、上院議長を含めて二十四人中十八人が署名して提案しているという事になりますと、常識では上院は少なくとも通るといふふうに考えられるわけでありまして、一言で内容を言えば、憲法に既に非核という規定がなされているわけですから、それに基づいて罰則などを定めたという事ではあります。

しかし、その趣旨説明の中で、ニュージブランドのロンギ首相の姿勢を非常に評価したり、そういうことになっておりますから、これがもしあのまま成立するようなことになるとう一つ別の法律案でいわゆる監視委員会、核兵器監視法という名前をつけている法律で監視委員会というものをつくって、米軍の艦船に対してあるいは飛行機に対しても核を持てないかどうかを問いただすという事まで内容にした法律案が出てきているわけですね。これはアメリカにとっては大変なことだと思ふんです。どなたでもないんですが、このフィリピンの実現化しようとしているこの法律案について、他国のことですけれども、外務省としてはどういう感想をお持ちですか。

○政府委員(藤田公郎君) まず第一点は、ただいま委員御指摘のとおり、新しい憲法が採択されましたあのころの熱気のもとで非核条項をより具体化するということでタニダ議員もビメンテル議員もこういう法案をつくられて提案されているという事でございまして、現在の状況下で、確かに人数ということから申しますと多くの方が提案者に名を連ねてはおられますけれども、法案の推移がどういふふうに進むかというのは私どもにはわからない状況でございまして。

それから第二番目に御質問の、これについてどう日本政府として考えているかということについては、まさに委員がおっしゃいましたとおり他国の内政にかかわることではございませんので、とやかくの論議を行うのは差し控えた方がよろしいのではないかと思います。

○田英夫君 ニュージブランドのロンギ政権があの非核政策をとったことでアメリカもかなり圧力をかけるなどしたことは記憶に新たなところでありますけれども、今こういう法案が上院に提出されてきているという状況で、願わくは、私はアメリカがフィリピンアキノ大統領に対して再びいろいろと圧力をかけるというようなことがないことを望んでやまない、そういう心境です。しかし、現実には私の耳にするところでは、いわゆるクラーク、スービック両基地の維持を含めて、この法案に対してもアメリカはいろいろいゆるゆるの圧力を加えているというふうに関及し及んでおります。アキノ大統領もその意味では苦境に、板挟みというように形になりつつあるのではないかと心配をするわけですね。

私自身は、非核三原則を堅持すべきだというういう意見でありますから、そのことと照らし合わせて、このフィリピンの非常にすばらしいという法案というものがアメリカの圧力によって葬られるというふうな事にならないようにということをお願いして、時間が来てしまいましたので終わりたいと思ふます。ありがとうございます。

○委員長(森山眞弓君) 本日の質疑はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後四時十二分散会

【参照】

外務省所管昭和六十三年年度予算案の説明
外務省所管の昭和六十三年年度予算案について大要を説明いたします。

予算総額は四千四百十六億四千六百十三万八千円、これを主要経費別に区分いたしますと、経

済協力費三千二百六十五億七百三万円、エネルギー対策費二十六億五千四百六十八万四千円、その他の事項経費一千二百二十四億八千四百四十二万四千円でありまして、また「組織別」に大別いたしますと、外務本省三千七百五十五億四千四百九十九万一千円、在外公館六百六十一億四百六十四万七千円でありまして。

只今その内容について説明いたします。

(組織) 外務本省

第一 外務本省一般行政に必要な経費(二百二十億四千三百五十八万八千円)は、「外務省設置法」に基づき所掌事務のうち本省内部部局及び外務省研修所において所掌する一般事務を処理するために必要な職員一、六九六名の人員費及び事務費等、並びに審議会の運営経費であります。

第二 外交運営の充実に必要な経費(三十四億六千九百三十一万八千円)は、諸外国との外交交渉により幾多の懸案の解決をはかり、また、各種の条約協定を締結する必要があるが、これらの交渉をわが国に有利に展開させるため本省において必要な情報収集費等であります。

第三 情報啓蒙事業及び国際文化事業実施等に必要経費(八十五億五千七百八十八万七千円)は、国際情勢に関する国内啓蒙、海外に対する本邦事情の紹介及び文化交流事業等を通じて国際間の相互理解を深めるため必要な経費並びに国際交流基金補助金三十七億四千二百五十一万八千円及び啓蒙宣伝事業等委託費六億三千二百九十九万一千円等であります。

第四 海外渡航関係事務処理に必要な経費(五十八億三千九百九十八万四千円)は、旅券法に基づき、旅券の発給等海外渡航事務を処理するため必要な経費及び同法に基づき事務の一部を都道府県に委託するための経費(二十九億九千四百九十八万八千円)であります。

第五 諸外国に関する外交政策の樹立等に必要経費(二十八億二千六百三十三万三千円)は、アジア、北米、中南米、欧州、大洋州、中近東、アフリカ諸国に関する外交政策の企画立案及びそ

の実施の総合調整を行うため必要な経費と財団法人交流協会補助金十一億五千七百九十八万五千円、財団法人日本国際問題研究所補助金二億八千七百四十万五千円、社団法人北方領土復帰期成同盟補助金五千三百二十八万三千円及び社団法人国際協力会等補助金一億三千八百五十三万四千円並びにインドシナ難民救済業務委託費六億九千七百七十二万六千円であります。

第六 国際経済情勢の調査及び通商交渉の準備等に必要な経費(九千七百三十三万六千円)は、国際経済に関する基礎的資料を広く組織的に収集し、これに基づいて国際経済を的確に把握するための調査及び通商交渉を行う際の準備等に必要な経費であります。

第七 条約締結及び条約集の編集等に必要な経費(五千三百二十二万八千円)は、国際条約の締結及び加入に関する事務処理並びに条約集の編集及び先例法規等の調査研究に必要な事務費であります。

第八 国際協力に必要な経費(十七億六千五百三十三万三千円)は、国際連合等各国国際機関との連絡、その活動の調査研究等に必要な経費及び各種の国際会議に我が国の代表を派遣し、また、本邦で国際会議を開催するため必要な経費と財団法人日本国際連合協会等補助金四千四百五十九万二千円であります。

第九 経済技術協力に必要な経費(二十四億三千八百九十七万八千円)は、海外との経済技術協力に関する企画立案及びその実施の総合調整並びに技術協力事業に要する経費の地方公共団体等に対する補助金十一億四千三百三十一万一千円等であります。

第十 経済開発等の援助に必要な経費(一千四百七十一億四千五百五十四万七千円)は、発展途上国の経済開発等のために行う援助及び海外における災害等に対処して行う緊急援助等に必要な経費であります。

第十一 経済協力に係る国際分担金等の支払に必要経費(六十八億八千三百三十四万一千円)は、

我が国が加盟している経済協力に係る各種国際機関に対する分担金及び拠出金を支払うための必要な経費であります。

第十二 国際原子力機関分担金の支払に必要な経費二十六億五千四百六十八万四千円は、我が国が加盟している国際原子力機関に支払うための必要な分担金及び拠出金であります。

第十三 国際分担金の支払に必要な経費十八億三千二百七十八万三千円は、我が国が加盟している各種国際機関に対する分担金及び拠出金を支払うための必要な経費であります。

第十四 国際協力事業団交付金に必要な経費一千六十二億七千六百四十四円は、国際協力事業団の行う技術協力事業、青年海外協力活動事業及び海外移住事業等に要する経費の同事業団に対する交付に必要な経費であります。

第十五 国際協力事業団出資に必要な経費二十三億七千五百万円は、国際協力事業団の行う開発投資事業に要する資金等に充てるための同事業団に対する出資に必要な経費であります。

(組織) 在外公館

第一 在外公館事務運営等に必要な経費五百二十六億四千二百八十八万一千円は、既設公館百六十六館五代表部と六十三年度中に新設予定の在イェメン大使館設置のため新たに必要となった職員並びに既設公館の職員の増加、合計二、四五五名の人員費及び事務費等であります。

第二 外交運営の充実に必要な経費六十八億七千四百八十八万五千円は、諸外国との外交交渉の我が国に有利な展開を期するため在外公館において必要な情報収集費等であります。

第三 対外交渉及び国際文化事業実施等に必要経費二十七億二千九十一万六千円は、我が国と諸外国との親善等に寄与するため、我が国の政治、経済及び文化等の実情を組織的に諸外国に紹介するとともに、国際文化交流の推進及び海外子女教育を行うための必要な経費であります。

第四 自由貿易体制の維持強化に必要な経費三億五千七百八十四万八千円は、自由貿易体制の維持強化のための諸外国における啓発宣伝運動を実施する等のために必要な経費であります。

第五 在外公館施設整備に必要な経費三十五億八百九十九万七千円は、在寿府代表部事務所新営工事(第二期工事)、在西独大使館事務所新営工事(第二期工事)、在インド大使館事務所新営工事(第三期工事)、在シンガポール大使公邸新営工事(第一期工事)等の建設費、その他関連経費であります。

以上が只今上程されております外務省所管昭和六十三年度予算の概要であります。

慎重御審議のほどをお願い申し上げます。

二月四日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和二十七年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第十五条の二第二項中「百分の二百」を「百分の二百五十」に改める。

附 則
この法律は、昭和六十三年四月一日から施行する。

一、核兵器廃絶のための国際的取決めにに関する請願(第一四六号)

第一四六号 昭和六十三年一月二十七日受理
核兵器廃絶のための国際的取決めにに関する請願
請願者 横浜市西区宮崎町二五 宮崎光
外一万八千六百六十四名
紹介議員 千葉 景子君

核兵器を一日も早く廃絶することと世界恒久平和の確立は、全人類共通の願いである。昭和六十二年十二月には、米ソによるINF全廃条約が調印され、核軍拡から核軍縮へと大きく前進した。しかし、INFに配備されている核兵器は、全体の数パーセントにすぎず、今日も人類が核の脅威にさらされていることに変わりはない。このような状況の中、唯一の被爆国である日本政府の果たすべき役割は重要である。ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、核兵器の一日も早い廃絶のために、第三回国連軍縮特別総会に向けて実効性のある国際的取決めができるよう努めること。

三月四日本委員会に左の案件が付託された。

一、特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第六条及び第七条の改正の受諾について承認を求めるの件

特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第六条及び第七条の改正の受諾について承認を求めるの件

特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第六条及び第七条の改正の受諾について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第六条及び第七条の改正

第六条
第六条1を次のように改める。
1 この条約の実施について検討し及びこの条約の実施を促進するため、締約国会議を設置する。第八条1の事務局は、締約国会議が別段の決定を行わない限り三年を超えない間隔で締約国会議の通常会合を招集し、また、締約国の少なくとも三分の一が書面により要請する場合に特別会合を招集する。締約国会議の通常会合は、次の通常会合の時期及び場所を決定する。

第六条2の(a)から(e)まで以外の部分を次のように改める。
2 締約国会議は、次のことを行う権限を有する。

第六条2に(f)として次のように加える。
(f) この条約の実施を促進するため、その他の勧告又は決議を採択すること。

第六条に4として次のように加える。
4 締約国会議は、会合ごとに手続規則を採択する。

第六条に5及び6として次のように加える。
5 締約国会議は、この条約の財政規則を定め及び定期的に検討する。締約国会議は、通常会合ごとに、出席しかつ投票する締約国の三分の二以上の多数による議決で、次期の財政期間についての予算を採択する。

締約国は、締約国会議の通常会合において出席しかつ投票する締約国が全会一致の議決で採択する分担率に従って、予算に係る分担金を支払う。

第七條
第七條2を次のように改める。
2 会議に代表を出席させる各締約国は、一票を有するものとし、勧告、決議及び決定は、この条約に別段の定めがある場合を除くほか、出席しかつ投票する締約国の単純過半

票を有するものとし、勧告、決議及び決定は、この条約に別段の定めがある場合を除くほか、出席しかつ投票する締約国の単純過半

数による議決で採択する。

三月四日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

- 一、国際復興開発銀行協定第八条(a)の改正の受諾について承認を求める件
- 一、日本国政府と国際熱帯木材機関との間の本部協定の締結について承認を求める件
- 一、千九百八十七年の国際天然ゴム協定の締結について承認を求める件
- 一、オゾン層の保護のためのウィーン条約及びオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の締結について承認を求める件
- 一、核物質の防護に関する条約の締結について承認を求める件

国際復興開発銀行協定第八条(a)の改正の受諾について承認を求める件
国際復興開発銀行協定第八条(a)の改正の受諾について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

国際復興開発銀行協定第八条(a)の改正
国際復興開発銀行協定第八条(a)後段中「五分の四」を「八十五パーセント」に改める。

日本国政府と国際熱帯木材機関との間の本部協定の締結について承認を求める件
日本国政府と国際熱帯木材機関との間の本部協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

日本国政府と国際熱帯木材機関との間の本部協定の締結について承認を求める件

部協定

前文

日本国政府及び国際熱帯木材機関は、理事會が、千九百八十三年の国際熱帯木材協定第三条3の規定に従い、機関の本部を日本国横浜に置くことを決定したことを考慮し、同協定第十七条2の規定に留意し、機関並びにその職員及び専門家に加盟国の代表の地位、特権及び免除を定めることを希望して、次のとおり協定した。

第一条 定義及び解釈

- 1 この協定の適用上、
 - (a) 「千九百八十三年の協定」とは、千九百八十三年の国際熱帯木材協定をいう。
 - (b) 「機関」とは、国際熱帯木材機関をいう。
 - (c) 「政府」とは、日本国政府をいう。
 - (d) 「機関の施設」とは、機関の公的用途のために使用される建物又はその一部及びこれに附属する土地をいい、機関が使用する間の会議施設を含む。
 - (e) 「機関の公的活動」とは、機関の運営活動及び千九百八十三年の協定又はこれに代わる協定に基づいて行われる機関の活動を含む。
 - (f) 「加盟国」とは、千九百八十三年の協定第二条(3)又は同協定に代わる協定に定める意味を有する。
 - (g) 「代表」とは、加盟国の代表で、千九百八十三年の協定第六条2又は同協定に代わる協定に定める代表、代表代理及び顧問をいう。
 - (h) 「事務局局長」とは、機関の事務局局長をいい、事務局局長の不在のときに事務局局長に代わつて行動する間の幹部職員を含む。
 - (i) 「職員」とは、事務局局長及び千九百八十三年の協定第十六条4の規定又は同協定に代わる協定に従つて事務局局長が任命するすべての職員をいう。

員をいう。

- (j) 「被扶養者」とは、職員の配偶者及び二十歳未満の被扶養者である子をいい、心身障害を有することにより自立することができない状態にある二十歳以上の子を含む。
- (k) 「専門家」とは、機関の職員以外の者であつて、理事會が承認した任務を遂行し、千九百八十三年の協定第二十四条若しくは同協定に代わる協定に定める委員会若しくは理事會の補助機関の職務を遂行し又は理事會の要請により機関と協議するものをいう。

- (l) 「理事會」とは、国際熱帯木材理事會をいう。
- (m) 「大臣」とは、日本国外務大臣をいう。

- 2 この協定は、機関が日本国におけるその本部において、十分かつ能率的に、責務を遂行し、目的を達成し及び任務を遂行することができるようにするという主要な目的に照らして解釈する。

第二条 機関の法的地位

機関は、法人格を有する。機関は、特に、契約を締結し、動産及び不動産を取得し及び処分し並びに訴えを提起する能力を有する。

第三条 文書の不可侵

機関の文書は、不可侵とする。「文書」とは、機関が所有し又は保管するすべての記録、信書、書類、原稿、写真、フィルム及び記録物を含む。

第四条 施設の不可侵

1 機関の施設は、不可侵とする。政府は、機関の施設内に許可なく立ち入ろうとしている者若しくは集団又はその近傍で機関の施設内の静穏を意図的に妨げる者若しくは集団から機関の施設を保護するため、日本国の法令の範囲内で最善の努力を払う。政府の官憲及び日本国で公権力を行使する者は、事務局局長の同意がありかつ事務局局長が合意した条件による場合及び事務局局長の要請がある場合を除くほか、公務の遂行のため機関の施設内に立ち入つてはならない。迅速な防護措置を要する火災その他の緊急事件の場合には、事務局局長の同意があつたものとみなす。

2 機関は、日本国の法律に基づく逮捕を逃れている者、他国への引渡しのため政府が求めている逃亡犯罪人又は訴訟に関する送達を回避しようとしている者が機関の施設を避難所として使用することを認めてはならない。

第五条 施設

政府は、器具、家具及び備品を備えた適当な施設並びに会議施設が無償で機関の用に供され、並びに必要なガス、電気、水道及び消防が無償で機関の施設に提供されるようにする。

第六条 旗及び紋章

機関は、その施設並びに機関及び事務局局長の輸送手段に機関の旗及び紋章を掲げる権利を有する。

第七条 裁判権からの免除

1 機関は、自己が免除を明示的に放棄した特定の場合を除くほか、あらゆる形式の訴訟手続の免除を享有する。もつとも、免除の放棄は、判決の執行についての免除の放棄をも意味するものではなく、判決の執行についての免除の放棄のために、機関が別にその放棄をすることを必要とするものと了解される。

2 機関の財産及び資産は、所在地及び占有者のいかなる問はず、事務局局長の同意があり、かつ、事務局局長が合意した条件による場合を除くほか、行政上、司法上及び立法上の搜索、押収、没収、差押え、収用その他の形式の干渉を免除される。

3 1及び2の規定は、次の事項には適用しない。

(a) 第二十一条1の規定により行われる仲裁裁判

断の執行

(b) 機関が所有し又は機関のために運行される自動車により引き起こされた損害について第三者の提起する民事訴訟及びこれらの自動車に係る交通犯罪

1 機関並びにその財産、資産及び収入は、機関の公的活動の範囲内において、

(a) 事実上公益事業の使用料にすぎない税を除くほか、すべての直接税を免除される。

(b) 機関がその公用のために輸入し又は輸出する物品に関しては、関税並びに輸入及び輸出に対する禁止及び制限を免除される。もつとも、その免除を受けて輸入した物品は、政府と合意した条件によるものでなければ、日本国内では売却しないものと了解される。

(c) 機関の刊行物に関しては、関税並びに輸入及び輸出に対する禁止及び制限を免除される。

2 機関は、原則として、消費税並びに不動産及び不動産の売却に対する税でその価格の一部を成すものの免除を要求しない。もつとも、政府は、機関が公用のために財産の重要な購入を行うに際し当該購入にこれらの税を課し又は課することができるときには、できる限り税額の減免又は還付のため適当な行政的措置をとるものとする。

第九条 資金、通貨及び有価証券

機関は、いかなる種類の資金、金、通貨又は有価証券も自由に受領し、取得し、保持し及び処分することができる。

第十条 通信

1 機関又は本部にあるその職員あてのすべての公用通信及び機関が発出するすべての公用通信については、伝達的手段又は形態のいかんを問わず、検閲その他いかなる形態の妨害又は秘密

の侵害も行つてはならない。公用のものと思われる通信が違法な物又は危険な物を含んでいると信ずるに足りる合理的な理由がある場合には、その通信は、機関の職員の立会いの下に日本国の当局が開くことができる。もつとも、これらの物が急迫した物理的な危険を及ぼすと認められる場合には、機関の職員の立会いを要しない。

2 機関は、暗号を使用し並びに公用信書を伝書使又は封印袋により送付し及び受領する権利を有する。伝書使及び封印袋は、外交伝書使及び外交封印袋と同一の特権及び免除を享有する。

3 機関は、その公用通信に関して、日本国の領域において、かつ、日本国が当事国である国際条約、規則及び取極に抵触しない限り、郵便及び電気通信に対する優先権、料金及び課金について、政府が他の国際機関に与える待遇よりも不利でない待遇を享有する。

第十一条 刊行物の配布

機関が送付し又は機関に送付される刊行物その他の資料の配布については、いかなる方法によつても制限又は干渉をしてはならない。

第十二条 代表の特権及び免除

1 代表は、その任務の遂行中及び会合地への往復の旅行中、次の特権及び免除を享有する。

(a) 身柄の逮捕又は拘留及び手荷物の押収の免除

(b) 公的資格で行つた口頭又は書面による陳述及びすべての行動に関するあらゆる形式の訴訟手続（自動車に係る交通犯罪で代表によるものについての訴訟手続及び代表が所有し若しくは運転し又は代表のために運行される自動車により引き起こされた損害についての訴訟手続を除く。）の免除。この免除は、その者が代表でなくかつた場合にも、存続する。

(c) すべての公用の書類及び文書の不可侵

(d) 暗号を使用し及び文書又は信書を伝書使又

は封印袋により受領する権利

(e) 自己及び配偶者に関して、出入国制限、外国人登録及び査証料の免除

(f) 為替の便宜に関して、一時的な公的任務を有する外国政府の代表者に対し日本国において与えられる特権と同一の特権

(g) 手荷物に関して、外交官に与えられる通関の便宜と同一の通関の便宜

2 1の規定は、政府と代表が代表する各政府又は政府間機関との間に存在する関係のいかんを問わず適用するものとし、また、その者に与えられているいかなる特別の免除も害するものではない。

3 1に定める特権及び免除は、政府の代表及び日本国民には与えられない。

4 特権及び免除は、機関に関連する任務の遂行における完全な独立を確保するため、代表に与えられる。加盟国が、自国の代表に与えられる免除が正義の実現を阻害するものであり、かつ、当該免除が与えられる目的を害することなくこれを放棄することができると判断する場合においては、当該免除の放棄が当該加盟国によつて行われるものとする。

5 事務局長は、この条の規定の実施について政府を援助するため、できる限り、代表の日本国への到着に先立ちその者の氏名を政府に通報する。

第十三条 事務局長の特権及び免除
次条に定める特権及び免除のほか、機関の事務局長は、日本国民でなく、かつ、日本国に通常居住していない場合には、日本国における外交官に与えられる特権及び免除を享有する。

第十四条 職員の特権及び免除
機関の職員は、次の特権及び免除を享有する。

1 機関の職員は、次の特権及び免除を享有する。

(a) 公的資格で行つた口頭又は書面による陳述及びすべての行動に関するあらゆる形式の訴訟手続（自動車に係る交通犯罪で職員によるものについての訴訟手続及び職員が所有し若しくは運転し又は職員のために運行される自動車により引き起こされた損害についての訴訟手続を除く。）の免除。この免除は、その者が機関の職員でなくかつた場合にも、存続する。

2 自己及び被扶養者に関して、国民的服役義務の免除

(b) 自己及び被扶養者に関して、国民的服役義務の免除

(c) 自己及び被扶養者に関して、国民的服役義務の免除

(d) 自己及び被扶養者に関して、国民的服役義務の免除

(e) 自己及び被扶養者に関して、国民的服役義務の免除

(f) 自己及び被扶養者に関して、国民的服役義務の免除

第十五条 専門家の特権及び免除

機関に関連する任務を遂行し又は機関のための任務を遂行する専門家は、その任務の遂行上行われる旅行に費やす時間を含めて、任務の期間中、任務を遂行するために必要な範囲内において、次の特権及び免除を享有する。

(a) 任務の遂行上行つた行動（口頭又は書面による陳述及びすべての行動に関するあらゆる形式の訴訟手続を除く。）の免除。この免除は、その者が機関の職員でなくかつた場合にも、存続する。

(b) 自己及び被扶養者に関して、国民的服役義務の免除

(c) 自己及び被扶養者に関して、国民的服役義務の免除

(d) 自己及び被扶養者に関して、国民的服役義務の免除

(e) 自己及び被扶養者に関して、国民的服役義務の免除

(f) 自己及び被扶養者に関して、国民的服役義務の免除

よる陳述を含む。に關するあらゆる形式の訴訟手続（自動車に係る交通犯罪で専門家に係るものについての訴訟手続及び専門家が所有し若しくは運転し又は専門家のために運行される自動車により引き起こされた損害についての訴訟手続を除く。）の免除。この免除は、その者が機関の専門家でなくなつた場合にも、存続する。

(b) すべての公用の書類及び文書の不可侵
(c) 為替の便宜に關して、その者が日本国民でなく、かつ、日本国に通常居住していない場合には、日本国における外交官に与えられる特権と同一の特権
(d) 手荷物に關して、その者が日本国民でなく、かつ、日本国に通常居住していない場合には、日本国における外交官に与えられる便宜と同一の便宜

第十六条 課税

機関の職員であつて、日本国民でなく、かつ、日本国に通常居住していないものは、機関から受け取る給料及び手当に対する日本国の課税を免除される。もつと、政府は、他の源泉からの所得に対して課する税の額を計算するためにこれらの給料及び手当を考慮に入れる権利を有する。

第十七条 社会保障

1 機関の職員であつて、日本国民でなく、かつ、日本国に通常居住していないものは、日本国の法律によつて設けられた社会保障制度に参加することを要請されることはないものとし、また、機関は、これらの職員に關して、そのような社会保障制度に対するすべての強制的な拠出を免除される。

2 理事会は、日本国民である職員及び日本国に通常居住している職員が日本国の社会保障制度に参加することができるよう必要な措置をとる。

第十八条 職員及び専門家の任命に關する通告
機関は、その職員又は専門家の任命が行われ

たときは、当該職員又は専門家の氏名並びに、職員の場合には、当該職員の機関における等級及び地位並びに被扶養者の氏名を、当該職員又は専門家に關するその他の関連情報とともに、個別にかつ遅滞なく、政府に通告する。機関は、職員又は専門家に任命された者が職員又は専門家でなくなつた場合には、当該職員又は専門家でなくなつた日を、同様に、政府に通告する。

2 政府は、いかなる者に対しても、当該者に關して1の通告を受けるまでは、この協定によつて与えられる特権及び免除を与えることを義務付けられない。

3 政府は、1の通告を受けたときは、当該職員又は専門家にその写真を添付した身分証明書を交付する。この証明書は、すべての日本国の当局との關係において身分を証明するために使用される。

第十九条 特権及び免除の目的及び濫用の防止

1 この協定により機関の事務局長、職員及び専門家に与えられる特権及び免除は、阻害されることのない機関の機能並びに特権及び免除を与えられる者の完全な独立をあらゆる状況において確保するためにのみ与えられる。

2 事務局長は、機関の規則に従い、1の特権及び免除の濫用を防止するためあらゆる予防措置をとる。

3 1の特権又は免除の濫用が発生したと政府において認める場合には、事務局長は、要請により、濫用が発生したかしないかを決定するため政府と協議する。その協議により事務局長及び政府にとつて満足な結果が得られない場合には、当該問題は、第二十一条に規定する手続に従つて解決される。

第二十条 免除の放棄

1 事務局長は、この協定により職員（事務局長自身を除く。）又は専門家に与えられる免除が正義の実現を阻害するものであると事務局長が認

める場合において、機関の利益を害することなくこれを放棄することができるときは、当該免除を放棄する権利及び義務を有する。

2 理事会は、この協定により事務局長に与えられる免除を放棄することができる。

第二十一条 紛争の解決

1 機関は、日本国において自然人又は法人と契約（職員に關する規則に従つて締結される契約を除く。）を締結する場合において、契約の他方の当事者の要請があるときは、当該契約の解釈又は履行から生ずる紛争がいずれか一方の当事者の要請によつて仲裁手続に付されることを可能にする仲裁条項について合意しなければなら

ない。

2 機関は、次の紛争の適当な解決方法について定めなければならない。

(a) 契約から生ずる1の紛争以外の私法的性格を有する紛争

(b) 公的地位により免除を享有する機関の事務局長、職員又は専門家に係る紛争。ただし、その免除が前条の規定により放棄されてい

ない場合に限る。

3 この協定の解釈若しくは適用に關する機関と政府との間の紛争又は機関と政府との間の關係に對して影響を与える問題で、交渉又は他の合意された解決方法によつて解決されないものは、大臣が任命する仲裁人、機関が任命する仲裁人及びこれらの二人の仲裁人により任命され裁判長となる仲裁人の三人の仲裁人から成る仲裁裁判所に付託する。最初の二人の仲裁人が、これらの仲裁人が任命された後六箇月以内に第三の仲裁人について合意に達しない場合には、第三の仲裁人は、政府又は機関の要請により、国際司法裁判所長によつて任命される。仲裁裁判所の決定は、最終的なものであり、かつ、政府及び機関を拘束する。

第二十二条 協力

1 機関は、常に裁判の正当な運営を容易にし、警察法令並びに火災防止、公衆衛生及び労働監

督に關する法令その他これらに類する法令の遵守を確保し並びにこの協定に定める特権、免除及び便宜の濫用を防止するため、日本国の關係当局といつても協力しなければならぬ。安全保障のためにすべての予防措置をとる政府の権利は、この協定のいずれの規定によつても害されない。

2 この協定によつて与えられる特権及び免除を害することなく、日本国の法令を遵守することは、機関並びに特権及び免除を享有するすべての者の義務である。

第二十三条 修正

この協定の修正に關する協議は、政府又は機関のいずれか一方の要請によつて行われる。いずれの修正も、相互の合意によつて行われる。

第二十四条 効力発生及び終了

1 この協定は、政府及び機関がこの協定の受諾を通知する公文を交換した日に効力を生ずる。

2 この協定は、政府と機関との間の合意により終了させることができる。この協定は、機関の本部が日本国の領域から移転する場合又は機関の清算の場合には、その移転又は清算及び日本国における機関の財産の処分に関する合理的な期間の後、効力を失う。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの協定に署名した。

千九百八十八年二月二十七日に東京で、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
宇野宗佑

国際熱帯木材機関のために
フリーザイラー・ビン・チュ・イェオム

千九百八十七年の国際天然ゴム協定の締結
について承認を求めるの件
千九百八十七年の国際天然ゴム協定の締結につ
いて、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規
定に基づき、国会の承認を求める。

千九百八十七年の国際天然ゴム協定

前文

締約国は、
新たな国際経済秩序の確立に関する宣言及び新
たな国際経済秩序の確立のための行動計画(注)を
想起し、

特に、国際連合貿易開発会議がその第四回会
期、第五回会期及び第六回会期においてそれぞれ
採択した一次産品総合計画に関する決議第九十三
号(第四回会期)、第二百二十四号(第五回会期)及び
第五百五十五号(第六回会期)の重要性を認識し、

天然ゴムが加盟国の経済について、特に、加盟
輸出国にあつてはその輸出、加盟輸入国にあつて
はその供給の確保について有する重要性を認識
し、

更に、天然ゴムの価格を安定したものとするこ
とが生産者、消費者及び天然ゴム市場にとつて有
益であること並びに天然ゴムに関する国際的な協
定が生産者及び消費者の双方に利益をもたらすよ
うな天然ゴム産業の成長及び発展に大いに資する
ことのできることを認識して、

次のとおり協定した。

注 千九百七十四年五月一日の国際連合総会決
議第三千二百一十一号(第六回特別会期)及び第三
千二百一十二号(第六回特別会期)

第一章 目的

第一条 目的

千九百八十七年の国際天然ゴム協定(以下「この
協定」という。)は、国際連合貿易開発会議が採択

した一次産品総合計画に関する決議第九十三号
(第四回会期)、第二百二十四号(第五回会期)及び
第五百五十五号(第六回会期)に定める目的で関連を
有するものを達成するため、特に、次の目的を有
する。

(a) 天然ゴムの供給と需要との間の均衡のとれ
た拡大を達成すること、ひいては、天然ゴム
の過剰又は不足から生ずる重大な困難の緩和
に寄与することとなること。

(b) 生産者及び消費者の双方の長期的利益を損
なう天然ゴムの価格の過度の変動を回避する
ことにより並びに生産者及び消費者の利益と
なるよう市場の長期的傾向を乱すことなく天
然ゴムの価格を安定したものとすることによ
り、天然ゴムの取引における安定した状態を
達成すること。

(c) 加盟輸出国の天然ゴムによる輸出収入の安
定に寄与すること及び公正なかつ採算のとれ
る価格による天然ゴムの輸出量の増大により
加盟輸出国の輸出収入を増加させること、ひ
いては、活発かつ持続的な天然ゴムの生産の
増加を図るために必要な刺激を与えること並
びに急速な経済成長及び社会開発のための資
金を得ることに寄与することとなること。

(d) 加盟輸入国の需要を満たすために十分な量
の天然ゴムの公正かつ妥当な価格による供給
の確保に努めること並びに天然ゴムの供給に
ついての信頼性及び継続性を向上させること
と。

(e) 天然ゴムの過剰又は不足が生じた場合にお
いて、加盟国が遭遇することのある経済的困
難を緩和するために実行可能な措置をとること
と。

(f) 天然ゴム及びその加工品につき市場への進
出の機会及び貿易が拡大するよう努めるこ
と。

(g) 天然ゴムに関する問題についての研究及び
開発を促進することにより、天然ゴムの競争
力を向上させること。

(h) 生の天然ゴムの加工、販売及び流通に関し
て改善が行われることを容易にしかつ促進す
るよう努めることにより、天然ゴムをめぐる
経済活動の効率的な発展を奨励すること。

(i) 天然ゴムの供給及び需要に影響を及ぼす問
題に関する国際協力及び協議を促進すること
並びに天然ゴムに関する研究計画、援助計画
その他の計画の推進及び調整を容易にするこ
と。

第二章 定義

第二条 定義

この協定の適用上、

(1) 「天然ゴム」とは、ヘヴェア・ブラジリエンス
イス及び他の植物(他の植物については、理事
会がこの協定の対象とすることを決定すること
ができる。)から採取される固体状又は液体状の
加硫していないエラストマーをいう。

(2) 「締約国」とは、この協定に暫定的に又は確定
的に拘束されることに同意した政府又は第五条
の政府間機関をいう。

(3) 「加盟国」とは、(2)に定義する締約国をいう。

(4) 「加盟輸出国」とは、天然ゴムを輸出してい
る加盟国で自国が加盟輸出国であると宣言したも
のをいう。ただし、加盟輸出国として認められ
るためには、理事会の同意を得ることを条件と
する。

(5) 「加盟輸入国」とは、天然ゴムを輸入してい
る加盟国で自国が加盟輸入国であると宣言したも
のをいう。ただし、加盟輸入国として認められ
るためには、理事会の同意を得ることを条件と
する。

(6) 「機関」とは、次条に規定する国際天然ゴム機
関をいう。

(7) 「理事会」とは、第六条に規定する国際天然ゴ
ム理事会をいう。

(8) 「特別多数票」とは、出席しかつ投票する加盟
輸出国が投票する票の三分の二以上の票及び出席
しかつ投票する加盟輸入国が投票する票の三分の
二以上の票(それぞれ別個に計算する。)をい
う。ただし、出席しかつ投票する加盟国の区分
ごとの半数以上がこれらの数の票を投すること
を条件とする。

(9) 「天然ゴムの輸出」とは、天然ゴムがいずれか
の加盟国の関税地域から外へ出ること、
「天然ゴムの輸入」とは、天然ゴムがいずれかの
加盟国の関税地域内に入り、かつ、当該関税地
域内において商取引の対象となることをいう。
ただし、これらの定義の適用上、二以上の関税
地域から成る加盟国については、関税地域と
は、当該加盟国の関税地域の全体を意味するも
のとする。

(10) 「区分ごとの単純過半数票」とは、出席しかつ
投票する加盟輸出国が投票する票の過半数の票及
び出席しかつ投票する加盟輸入国が投票する票の
過半数の票(それぞれ別個に計算する。)をい
う。

(11) 「自由利用可能通貨」とは、ドイツ・マルク、
フランス・フラン、日本円、スターリング・ポ
ンド及び合衆国ドルをいう。

(12) 「会計年度」とは、一月一日から十二月三十一
日までの期間をいう。

(13) 「効力発生」とは、第六十条の規定によるこの
協定の暫定的又は確定的な効力発生をいう。

(14) 「トン」とは、メートル・トン(千キログラム)
をいう。

(15) 「マレイシア・シンガポール・セント」とは、
実勢為替相場によるマレイシア・セントとシンガ
ポール・セントとの平均値をいう。

(16) 「時間の要素を加算した各加盟国の純抛出現」

とは、各加盟国の純現金提出額を構成する各部分分を当該部分が緩衝在庫に提出された日数に日数により加重したもの合計をいう。日数の計算に当たっては、機関が提出を受領した日、払戻しが行われた日及びこの協定が終了する日は、考慮しない。

第三章 組織及び運用

第三条 国際天然ゴム機関の設立、本部及び構成

1 千九百七十九年の国際天然ゴム協定によつて設立された国際天然ゴム機関は、この協定を運用し、かつ、この協定の実施を監視するため、存続する。

2 機関は、国際天然ゴム理事会、事務局長、職員及びこの協定に規定する他の内部機関によつてその機能を営む。

3 機関の本部は、理事会が特別多数票による議決で別段の決定を行わない限り、クアラ・ランプルに置く。ただし、4の規定に従うことを条件とする。

4 機関の本部は、常に、加盟国の領域に置く。

第四条 機関の加盟国

1 加盟国の区分は、次のとおりとする。

(a) 加盟輸出国

(b) 加盟輸入国

2 理事会は、第二十四条及び第二十七条の規定を十分に考慮に入れ、1に定める加盟国の区分につき加盟国がその属する区分を変更する場合の基準を定める。この基準を満たす加盟国は、理事会が特別多数票による議決で同意することとを条件として、その属する区分を変更することができる。

3 各締約国は、機関の単一の加盟国となる。

第五条 政府間機関の加盟

1 この協定において「政府」というときは、欧州経済共同体並びに国際協定特に商品協定の交渉、締結及び適用について責任を有するその他の政府間機関を含む。したがって、この協定において、署名、批准、受諾若しくは承認、暫定

的適用の通告又は加入というときは、そのような政府間機関については、政府間機関による署名、批准、受諾若しくは承認、暫定的適用の通告又は加入を含む。

2 1の政府間機関は、その権限内の事項に関して表決が行われる場合には、第十四条の規定により当該政府間機関の構成国に配分される票の合計に等しい数の票で投票権を行使する。この場合において、当該政府間機関の構成国は、各自の投票権を行使しない。

第六章 国際天然ゴム理事会

第六条 国際天然ゴム理事会の構成

1 機関の最高機関は、国際天然ゴム理事会とし、理事会は、機関のすべての加盟国で構成する。

2 加盟国は、理事会において一人の代表により代表されるものとし、また、理事会の会期に出席する代表代理及び随員を指名することができ

3 一人の代表代理は、代表が不在である間又は特別な場合において代表に代わつて行動し及び投票する権限を与えられる。

第七条 理事会の権限及び任務

1 理事会は、この協定の実施のために必要なすべての権限を行使し及びその実施のために必要なすべての任務を遂行し又はこれらの任務の遂行のための措置をとる。ただし、理事会は、この協定の範囲外のかかる義務を負う権限も有しない。また、加盟国が理事会に対しこのような権限を与えているものとみなしてはならない。特に、理事会は、第四十一条の規定の適用がある場合のほか、資金を借り入れる能力を有せず、また、第三十条5に特に定める場合を除くほか、天然ゴムのいかなる取引契約も締結してはならない。理事会は、契約を締結する権限を行使するに当たり、契約を締結する他方の当事者に対し、書面による通告を行うことにより第四十八条4の規定につき注意を喚起することを確保する。もつとも、同条4の規定が書面に

より通告されない場合であっても、当該契約は、無効とならず、また、加盟国の債務の限定が放棄されたとはみなされない。

2 理事会は、特別多数票による議決で、この協定の実施のために必要であり、かつ、この協定に適合する規則を採択する。規則には、理事会の手続規則、第十八条に規定する委員会の手続規則、緩衝在庫の管理及び運用に関する規則並びに機関の会計及び職員に関する規則を含む。

3 2の規定の適用上、理事会は、この協定の効力発生の後の第一回会期において、千九百七十九年の国際天然ゴム協定の下で定められた規則を検討し、適当と認める修正を行つた上で採択する。採択されるまでの間、千九百七十九年の国際天然ゴム協定の下で定められた規則が適用される。

4 理事会は、この協定に基づく任務の遂行に必要な記録を保管する。

5 理事会は、機関の活動に関する年次報告及び適当と認めるその他の情報を公表する。

第八条 権限の委任

1 理事会は、特別多数票による議決で、第十八条の規定により設置される委員会に対し、この協定上理事会の特別多数票による議決を必要としない事項についての権限の全部又は一部の行使を委任することができる。その委任にかかわらず、理事会は、これらの委員会に委任した権限に係る事項につき、いつでも討議及び決定を行うことができる。

2 理事会は、特別多数票による議決で、1の規定により委員会に対して行つた権限の委任を撤回することができる。

第九条 他の機関との協力

1 理事会は、国際連合、その諸機関及び専門機関並びに他の適当な政府間機関との協議又は協力のため、適当なすべての措置をとることができ

2 理事会は、また、適当な国際的な非政府機関

との連絡を維持するための措置をとることができ

第十条 オブザーバーの参加

理事会は、非加盟国の政府又は前条に規定する諸機関が理事会又は第十八条の規定により設置される委員会の会合にオブザーバーとして出席するよう招請することができる。

第十一条 議長及び副議長

1 理事会は、各年につき、議長一人及び副議長一人を選出する。

2 議長及び副議長は、いずれか一方は加盟輸出国の代表のうちから、他方は加盟輸入国の代表のうちから選出される。これらの職は、両区分の加盟国に毎年交互に振り当てる。ただし、例外的な事態において、理事会が特別多数票による議決で決定する場合には、議長若しくは副議長又はその双方の再選を妨げるものではない。

3 議長が一時的に欠けた場合には、副議長が議長の職を代行する。議長及び副議長の双方が一時的に欠けた場合又は議長及び副議長の一方若しくは双方が恒久的に欠けたこととなつた場合には、理事会は、加盟輸出国又は加盟輸入国の区分のうち該当する区分に属する加盟国の代表のうちから、必要に応じて一時的又は恒久的にその職を行う新規の役員を選出することができる。

4 議長及び理事会の会合において議長の職を行つてゐるその他の役員は、その会合において投票権を行使することができない。もつとも、これらの者が代表する加盟国の投票権は、第六条3又は第十五条の2及び3の規定に従つて行使することができる。

第十二条 事務局、緩衝在庫管理官その他の職員

1 理事会は、特別多数票による議決で、事務局長及び緩衝在庫管理官を任命する。

2 事務局長及び緩衝在庫管理官の任用の条件は、理事会が定める。

3 事務局長は、機関の首席の管理職員であるも

のとし、この協定及び理事会の決定に従つてこの協定を運用し及び実施することにつき、理事会に対して責任を負う。

4 緩衝在庫管理官は、この協定により与えらるる任務及び理事会が決定するその他の任務につき、事務局局長及び理事会に対して責任を負う。緩衝在庫管理官は、緩衝在庫の日々の運用について責任を負うものとし、また、この協定の目的を達成する上で事務局局長が緩衝在庫の効果的な機能を確保することができるよう、緩衝在庫の運用の概略を絶えず事務局局長に通報しておく。

5 事務局局長は、理事会の定める規則に従つて職員を任命する。職員は、事務局局長に対して責任を負う。

6 事務局局長、緩衝在庫管理官その他の職員は、ゴム産業、ゴムの取引その他ゴムに関係する商業活動につきいかなる金銭上の利害関係も有してはならない。

7 事務局局長、緩衝在庫管理官その他の職員は、その任務の遂行に当たつて、いかなる加盟国にも又は理事会及び第十八条の規定により設置される委員会以外のいかなる当局にも指示を求めてはならず、また、その指示を受けてはならない。事務局局長、緩衝在庫管理官その他の職員は、理事会に対してのみ責任を負う国際公務員としての立場を損なうおそれのあるいかなる行動も差し控えるものとする。加盟国は、事務局局長、緩衝在庫管理官その他の職員の責任の専ら国際的な性格を尊重するものとし、これらの者に対してその責任の遂行について影響を及ぼさうとしてはならない。

第十三条 会期

1 理事会は、原則として、各年の半期ごとに一回、通常会期を開催する。理事会は、価格帯の検討のため、第三十一条に規定する各十五箇月又は各三十箇月が経過した後一週間以内に、会期を開催する。

2 理事会は、この協定に特に定める事態に際し

会期を開催するほか、その決定するとき又は次のいずれかの者による要請があるときは、特別会期を開催する。

(a) 理事会の議長

(b) 事務局局長

(c) 過半数の加盟輸出国

(d) 過半数の加盟輸入国

(e) 二百票以上の票を有する一又は二以上の加盟輸出国

(f) 二百票以上の票を有する一又は二以上の加盟輸入国

3 会期は、理事会が特別多数票による議決で別段の決定を行わない限り、機関の本部において開催される。加盟国の招請により理事会が機関の本部以外の場所において会合する場合に、当該加盟国は、理事会が負うこととなる追加の費用を支弁する。

4 会期の通知及び会期における議題は、理事会の議長と協議の上、少なくとも三十日前に事務局局長が加盟国に送付する。ただし、緊急な場合には、会期の通知は、少なくとも十日前に送付する。

第十四条 票の配分

1 加盟輸出国は総体として千票を有し、加盟輸入国は総体として千票を有する。

2 いずれの加盟輸出国も、千票のうちから一の基本票を与えられる。ただし、天然ゴムの年間の純輸出量が一万トン未満である加盟輸出国に対しては、基本票を与えない。残余の票は、票の配分が行われる暦年の六暦年前からの五暦年間に於ける各加盟輸出国の天然ゴムの純輸出量に於ける限り比例するように、各加盟輸出国に配分する。

3 加盟輸入国の票は、票の配分が行われる暦年の四暦年前からの三暦年間に於ける各加盟輸入国の天然ゴムの純輸入量の平均に於ける限り比例するように、各加盟輸入国に配分する。もつとも、加盟輸入国に対しては、一票を与えるには当該加盟輸入国の天然ゴムの純輸入量の比率

が十分でない場合であつても、一票を与える。

4 2及び3の規定、加盟輸入国の純輸出に関する第二十七条の2及び3の規定並びに第三十八条の規定の適用上、理事会は、その第一回会期において、加盟輸出国の純輸出量に関する表及び加盟輸入国の純輸入量に関する表を作成するものとし、その後は、この条の規定に従つて毎年これらの表を修正する。

5 票数は、一未満の端数を伴つてはならない。

6 理事会は、この協定の効力発生の後の第一回会期において、当該会計年度について票を配分する。その配分は、7に定める場合を除くほか、次の会計年度の第一回通常会期まで有効なものとする。その後の会計年度については、理事会は、当該会計年度の第一回通常会期の始めに票を配分する。その配分は、7に定める場合を除くほか、次の会計年度の第一回通常会期まで有効なものとする。

7 機関の加盟国の構成に變動がある場合又は加盟国の投票権がこの協定に定めるところにより停止され若しくは回復される場合には、理事会は、影響を受ける加盟国の区分についてその票をこの条の規定に従つて再配分する。

8 第六十四条の規定に基づく加盟国の除名又は第六十二条若しくは第六十三条の規定による加盟国の脱退の結果加盟国のいずれかの区分における残余の加盟国の貿易比率の合計が八十パーセント未満に減少する場合には、理事会は、会合するものとし、特に、残余の加盟国に不当な財政上の負担を生じさせることなく緩衝在庫の効果的な運用を維持することの必要性を含め、この協定に定める条件及びこの協定の将来について決定を行う。

第十五条 投票手続

1 加盟国は、自国が理事会において有するすべての票を投ずる権利を有するが、この権利行使するに当たつては、票を分割してはならない。

2 加盟輸出国は他の加盟輸出国に対し、また、

加盟輸入国は他の加盟輸入国に対し、理事会の議長に対する書面による通告により、理事会の会期又は会合において自国の利益を代表し及び自国の投票権を行使することを委任することができる。

3 他の加盟国からその票の投票を委任された加盟国は、その委任の範囲内で票を投ずる。

4 加盟国は、棄権したときは、投票しなかつたものとみなす。

第十六条 定足数

1 理事会の会合においては、過半数の加盟輸出国であつて加盟輸出国の総票数の三分の二以上を有するもの及び過半数の加盟輸入国であつて加盟輸入国の総票数の三分の二以上を有するものが出席していなければならない。

2 理事会の会合の日として予定された日及びその翌日において1に定める定足数が得られない場合には、三日以降の会合においては、過半数の加盟輸出国であつて加盟輸出国の総票数の過半数を有するもの及び過半数の加盟輸入国であつて加盟輸入国の総票数の過半数を有するものが出席していなければならない。

3 前条2の規定に基づいて代表される加盟国は、出席しているものとみなす。

第十七条 決定

1 理事会のすべての決定及び勧告は、この協定に別段の定めがある場合を除くほか、区分ごとの単純過半数票による議決で行う。

2 加盟国が第十五条の規定を適用して票を理事会の会合において投ずる場合には、当該加盟国は、1の規定の適用上、出席しかつ投票したものとみなす。

第十八条 委員会の設置

1 千九百七十九年の国際天然ゴム協定によつて設置された次の委員会は、存続する。

(a) 運営に関する委員会

(b) 緩衝在庫の運用に関する委員会

(c) 統計に関する委員会

(d) 他の措置に関する委員会

理事会は、また、特別多数票による議決で、これら以外の委員会を設置することができる。
2 委員会は、理事会に対して責任を負うものとし、理事会は、特別多数票による議決で、各委員会の構成国及び付託事項を決定する。

第十九条 専門協議会

1 理事会は、加盟輸出国及び加盟輸入国の工業界から選ばれた専門家で構成する協議会を設置することができる。

2 1の協議会が設置された場合には、当該協議会は、特に緩衝在庫の運用及び第四十三条に規定する他の措置に関して理事会及び委員会に助言及び援助を与えることができる。

3 1の協議会の構成、任務及び運営規則は、理事会が決定する。

第五章 特権及び免除

第二十条 特権及び免除

1 機関は、法人格を有する。機関は、特に、契約を締結し、動産及び不動産を取得し及び処分し並びに訴えを提起する能力を有する。ただし、第四十八条4の規定を害さないことを条件とする。

2 機関は、できる限り速やかに、機関並びに事務局長、緩衝在庫管理官その他の職員及び専門家並びに加盟国の代表団の地位、特権及び免除であつてその任務の遂行のため通常必要とされるものに関する協定（以下「本部協定」という。）を機関の本部が置かれる国の政府（以下「接受政府」という。）と締結するよう努める。

3 機関は、本部協定が締結されるまでの間、機関がその被用者に支払う報酬及び機関の資産、収入その他の財産に対する課税を接受政府の国の法律に反しない範囲内で免除するよう接受政府に要請する。

4 機関は、また、この協定を適正に機能させるために必要な特権及び免除に関する取極で理事会が承認するものを又は二以上の政府と締結することができる。

5 機関の本部が他の国に移転する場合には、当

該他の国の政府は、理事会が承認する本部協定を機関とできる限り速やかに締結する。

6 本部協定は、この協定とは別個のものとする。もつとも、本部協定は、次のいずれかの場合に終了する。

(a) 接受政府と機関との間で合意する場合

(b) その政府が接受政府である国から機関の本部が移転する場合

(c) 機関が存在しなくなる場合

第六章 勘定及び会計検査

第二十一条 勘定

1 この協定の実施及び運用のため、次の二の勘定を置く。

(a) 緩衝在庫勘定

(b) 運営勘定

2 緩衝在庫の創設、運用及び維持に係る次の収入及び支出は、緩衝在庫勘定に記帳する。

第二十七条の規定に基づく加盟国からの拠出、緩衝在庫からの売却による収入及び緩衝在庫の取得に係る支出、緩衝在庫勘定からの預託に係る利子並びに購入の委託、売却の委託、保管、輸送、取扱い、維持、入替え及び保険に要する費用

もつとも、理事会は、特別多数票による議決で、緩衝在庫の取引又は運用に帰せられるその他の種類の収入又は支出を緩衝在庫勘定に記帳することができる。

3 この協定の実施に係る他の収入及び支出は、運営勘定に記帳する。この支出は、原則として、第二十四条の規定に従つて決定される加盟国の分担金によつて負担される。

4 機関は、理事会又は第十八条の規定により設置される委員会に対する代表団又はオブザーバーの経費を負担する義務を負わない。

第二十二条 支払の形式

運営勘定及び緩衝在庫勘定に対する支払については、自由利用可能通貨により又は主要な外国為替市場において自由利用可能通貨に交換することができる通貨により行ふものとし、外国為替上の

制限を課さない。

第二十三条 会計検査

1 理事会は、会計年度ごとに、帳簿の会計検査のため、会計検査専門家を指名する。

2 1の会計検査専門家が独立した立場から会計検査を行った運営勘定の決算書は、各会計年度の終了後、できる限り速やかに、遅くとも四箇月以内に、加盟国が入手することができるようになる。1の会計検査専門家が独立した立場から会計検査を行った緩衝在庫勘定の決算書は、各会計年度の終了後、六十日を経過した後遅くとも四箇月以内に、加盟国が入手することができるようになる。

運営勘定及び緩衝在庫勘定の通常会計期において適宜検討し、承認する。会計検査を了した決算書及び貸借対照表の概要は、その後に公表する。

第七章 運営勘定

第二十四条 運営予算の承認及び分担金の額の決定

1 理事会は、この協定の効力発生の後の第一回会計期において、その効力発生の日から最初の会計年度の末日までの期間についての運営予算を承認するものとし、その後は、各会計年度の下半期において、次の会計年度の運営予算を承認する。理事会は、2の規定に従い、運営予算に係る各加盟国の分担金の額を決定する。

2 各会計年度の運営予算に係る各加盟国の分担金の額は、当該会計年度の運営予算の承認される時点におけるすべての加盟国の票数の合計に対する各加盟国の票数の割合に比例するものとする。分担金の額の決定に当たっては、各加盟国の票数は、いずれかの加盟国の投票権の停止及びこれによつて生ずる票の再配分を考慮することなく算定する。

3 この協定の効力発生の後に加盟国となる政府の運営予算に係る最初の分担金の額は、当該加盟国が有することとなる票数及び加盟国となる日から当該会計年度の末日までの期間を基礎として、理事会在が決定する。この場合において、他の加盟国の当該会計年度における分担金の額は、変更してはならない。

第二十五条 運営予算に係る分担金の支払

1 最初の運営予算に係る分担金の支払の義務は、理事会がその第一回会計期において決定する日に生ずる。その後の運営予算に係る分担金は、各会計年度の二月二十八日まで支払を行う。この協定の効力発生の後に加盟国となる政府の最初の分担金の額は、前条3の規定に従つて決定するものとし、当該会計年度についての支払の義務は、当該政府が加盟国となる日の後六十日を生ずる。

2 加盟国が1の規定による分担金の支払の義務が生じた後二箇月以内に運営予算に係る分担金の全額を支払わない場合には、事務局長は、当該加盟国に対してできる限り速やかに支払うよう要請する。事務局長の要請の後二箇月以内に当該加盟国がその分担金を支払わない場合には、機関における当該加盟国の投票権は、理事会が別段の決定を行わない限り、停止される。事務局長の要請の後四箇月以内に当該加盟国がなおその分担金を支払わない場合には、この協定に基づき当該加盟国のすべての権利は、理事会が特別多数票による議決で別段の決定を行わない限り、理事会により停止される。

3 理事会は、支払が遅れた分担金につき、当該分担金の支払の義務が生じた日以後についての接受国におけるプライム・レートにより算定した損害金を徴収する。

4 加盟国は、2の規定により権利を停止された場合においても、引き続き、特に、分担金を支払い、かつ、この協定に基づくその他の資金上の義務を履行する責任を負う。

第八章 緩衝在庫

第二十六条 緩衝在庫の規模

この協定の目的を達成するため、国際的な緩衝在庫を設置する。緩衝在庫の総量は、千九百七十

九年の国際天然ゴム協定において保有するすべての在庫を含め五十五万トンとする。緩衝在庫は、価格を安定させるために市場に介入する上でのこの協定における唯一の手段とするものとし、次の構成をとる。

- (a) 四十万トンの通常用緩衝在庫
- (b) 十五万トンの緊急用緩衝在庫

第二十七条 緩衝在庫の費用の負担

1 加盟国は、前条の規定に基づいて設置される五十五万トンの国際的な緩衝在庫の総費用を負担することを約束する。千九百七十九年の国際天然ゴム協定の加盟国であつてこの協定の加盟国となつたものが千九百七十九年の国際天然ゴム協定の下の緩衝在庫勘定について有する持分は、当該加盟国の同意に基づき、千九百七十九年の国際天然ゴム協定第四十一条3に定める手続に従ひ、この協定の下の緩衝在庫勘定に引き継がれる。

2 通常用緩衝在庫の費用及び緊急用緩衝在庫の費用は、いずれも加盟輸出国の区分と加盟輸入国の区分とで平等に負担する。緩衝在庫勘定に対する加盟国の拠出額は、3及び4に定める場合を除くほか、理事会における票数の比率に従ひ各加盟国に割り当てられる。

3 第十四条4の規定により理事会が作成する表に掲げる純輸入量の総計に対する自国の純輸入量の比率が〇・一パーセント以下である加盟輸入国は、次の(a)又は(b)の規定に従つて緩衝在庫勘定に拠出する。

- (a) 純輸入量の総計に対する自国の純輸入量の比率が〇・〇五パーセントを超え〇・一パーセント以下である場合には、当該加盟輸入国は、当該比率自体に基づいて算定した額を拠出する。
- (b) 純輸入量の総計に対する自国の純輸入量の比率が〇・〇五パーセント以下である場合には、当該加盟輸入国は、〇・〇五パーセントの比率に基づいて算定した額を拠出する。

4 第六十条の2又は4(b)の規定に基づいてこの協定が暫定的に効力を有している間については、緩衝在庫勘定に対する各加盟輸出国及び各加盟輸入国の拠出義務に係る限度額は、加盟輸出国の区分及び加盟輸入国の区分にそれぞれ割り当てられる二十七万五千トンに対するそれぞれその区分の総拠出額を基礎として並びに当該加盟輸出国又は加盟輸入国についての百分率(第十四条4の規定により理事会が作成する表に掲げる)に対応する票数を基礎として算定する拠出額を超えるものであつてはならない。この協定が暫定的に効力を有している場合における加盟国の資金上の義務は、両区分で平等に負担する。いずれか一方の区分に属する加盟国の拠出義務に係る限度額の合計が他方の区分に属する加盟国の拠出義務に係る限度額を超える場合には、当該いずれか一方の区分に属する各加盟国の票数を第十四条4の規定により理事会が作成する表から得られる票数の比率に比例して減じた上で各加盟国の限度額を算定することにより、大きい方の合計を小さい方の合計と等しいものとする。ただし、この4及び次条1の規定にかかわらず、各加盟国の拠出額は、附属書A又は附属書Bに示す世界貿易における当該加盟国の百分率を基礎として算定する当該加盟国の総拠出額の百二十五パーセントを超えてはならない。

5 加盟国は、五十五万トンの通常用及び緊急用緩衝在庫の総費用を緩衝在庫勘定に対して現金による拠出を行うことにより負担する。この拠出は、適当な場合には、加盟国の適当な機関が支払うことができる。

6 五十五万トンの国際的な緩衝在庫の総費用は、緩衝在庫勘定から支払う。総費用とは、五十五万トンの国際的な緩衝在庫の取得及び運用に係るすべての費用をいう。附属書Cの費用の評定額によつては緩衝在庫の取得及び運用に係る総費用を完全に支弁することができない場合には、理事会は、会合するものとし、総費用を支弁するために必要とされる拠出を票数の百分率に従つて行うよう要請するために必要な措置をとる。

協定が暫定的に効力を有している間については、緩衝在庫勘定に対する各加盟輸出国及び各加盟輸入国の拠出義務に係る限度額は、加盟輸出国の区分及び加盟輸入国の区分にそれぞれ割り当てられる二十七万五千トンに対するそれぞれその区分の総拠出額を基礎として並びに当該加盟輸出国又は加盟輸入国についての百分率(第十四条4の規定により理事会が作成する表に掲げる)に対応する票数を基礎として算定する拠出額を超えるものであつてはならない。この協定が暫定的に効力を有している場合における加盟国の資金上の義務は、両区分で平等に負担する。いずれか一方の区分に属する加盟国の拠出義務に係る限度額の合計が他方の区分に属する加盟国の拠出義務に係る限度額を超える場合には、当該いずれか一方の区分に属する各加盟国の票数を第十四条4の規定により理事会が作成する表から得られる票数の比率に比例して減じた上で各加盟国の限度額を算定することにより、大きい方の合計を小さい方の合計と等しいものとする。ただし、この4及び次条1の規定にかかわらず、各加盟国の拠出額は、附属書A又は附属書Bに示す世界貿易における当該加盟国の百分率を基礎として算定する当該加盟国の総拠出額の百二十五パーセントを超えてはならない。

率に従つて行うよう要請するために必要な措置をとる。

第二十八条 緩衝在庫勘定に対する拠出の支払

1 緩衝在庫勘定に対する当初拠出は、現金で行われるものとし、その額は、七千万マレイシア・リンギットに相当する額とする。当初拠出は、緩衝在庫の運用のための予備運転資金となるものであり、前条3の規定を考慮しつつ、各加盟国の票数の百分率に従ひすべての加盟国に割り当てられるものとし、この協定の効力発生の後の理事会の第一回会期の後六十日以内に支払を行う。この1の規定に従つて支払われる加盟国の当初拠出の全部又は一部は、当該加盟国の同意に基づき、千九百七十九年の国際天然ゴム協定の下の緩衝在庫勘定について当該加盟国が有する現金の持分を移転することによつて行う。

2 緩衝在庫勘定について四箇月以内に資金が必要となる場合と緩衝在庫管理官が認めた場合には、事務局局長は、1の措置とは別に、いつでも拠出を要請することができる。

3 2の拠出が要請された場合には、加盟国は、拠出の要請の通告があつた日から六十日以内に支払を行う。もつとも、理事会において二百票を有する一又は二以上の加盟国が要請する場合に、理事会は、特別会期を開催するものとし、その後四箇月の間における緩衝在庫の運用のための資金の必要性についての評価に基づき、当該拠出の要請を修正すること又は承認しないことができる。理事会が決定を行うことができない場合には、加盟国は、事務局局長の通告に従つて拠出の支払を行う。

4 通常用緩衝在庫及び緊急用緩衝在庫のために要請される拠出の額は、当該拠出が要請された時点において有効な下方介入義務価格を用いて算定する。

5 緊急用緩衝在庫に対する拠出の要請に関しては、次の措置をとる。

- (a) 理事会は、緩衝在庫が三十万トンに達した時に第三十一条の規定により行う基準価格の検討に際しては、緊急用緩衝在庫の運用を迅速に開始するために必要なすべての金融上の他の措置をとるものとし、必要なときは、拠出の要請を行う。

時に第三十一条の規定により行う基準価格の検討に際しては、緊急用緩衝在庫の運用を迅速に開始するために必要なすべての金融上の他の措置をとるものとし、必要なときは、拠出の要請を行う。

(b) 理事会は、緩衝在庫が四十万トンに達した時に第三十一条の規定により行う基準価格の検討に際しては、次のことを確認する。

- (i) すべての加盟国が緊急用緩衝在庫に対する自国の拠出のために必要なすべての措置をとつたこと。
- (ii) 緊急用緩衝在庫の運用を開始することが必要とされており、かつ、第三十条に定める条件によりその開始のための準備が十分に整っていること。

第二十九条 価格帯

1 緩衝在庫の運用のため、次の価格を設定する。

- (a) 基準価格
- (b) 下方介入価格
- (c) 上方介入価格
- (d) 下方介入義務価格
- (e) 上方介入義務価格
- (f) 下方指示価格
- (g) 上方指示価格

2 基準価格は、この協定の効力発生の日に、一キログラム当たり二百一・六六マレイシア・シンガポール・セントとする。ただし、千九百八十七年三月二十日に適用されている基準価格が千九百七十九年の国際天然ゴム協定の終了の日に改定される場合には、基準価格は、この協定の効力発生の日において、千九百七十九年の国際天然ゴム協定が終了する時点に適用されている水準に調整する。

3 上方介入価格及び下方介入価格は、理事会が特別多数票による議決で別段の決定を行わない限り、それぞれ基準価格の十五パーセントに相当する価額を基準価格に加えた価格及び基準価格から減じた価格とする。

4 上方介入義務価格及び下方介入義務価格は、理事會が特別多数票による議決で別段の決定を行わない限り、それぞれ基準価格の二十パーセントに相当する価額を基準価格に加えた価格及び基準価格から減じた価格とする。

5 3及び4の規定に従つて算定される価格のセント未満の端数は、四捨五入する。

6 この協定の効力発生の日において、下方指示価格は一キログラム当たり百五十マレイシア・シンガポール・セントとし、上方指示価格は一キログラム当たり二百七十マレイシア・シンガポール・セントとする。千九百八十七年三月二十日に適用されているこれらの価格が千九百七十九年の國際天然ゴム協定の終了の前に改定される場合には、これらの価格は、この協定の効力発生の日において、千九百七十九年の國際天然ゴム協定が終了する時点で適用されている水準に調整する。

第三十条 緩衝在庫の運用

1 第三十二条に規定する市場の指標価格が、前条に定める価格帯又は次条及び第三十九条の規定に従つて改定された価格帯との関係において

(a) 上方介入義務価格に等しい場合又はこれを上回っている場合には、緩衝在庫管理官は、市場の指標価格が上方介入義務価格を下回るに至る時まで天然ゴムを売りに出すことにより上方介入義務価格を守る。

(b) 上方介入価格を上回っている場合には、緩衝在庫管理官は、上方介入義務価格を守るため天然ゴムを売却することができる。

(c) 上方介入価格若しくは下方介入価格に等しい場合又はこれらの価格の間の価格である場合には、緩衝在庫管理官は、第三十五条に定める在庫の入替えについての責任を果たす場合を除くほか、天然ゴムの購入及び売却のいずれも行つてはならない。

(d) 下方介入価格を下回っている場合には、緩衝在庫管理官は、下方介入義務価格を守るため天然ゴムを購入することができる。

(e) 下方介入義務価格に等しい場合又はこれを下回っている場合には、緩衝在庫管理官は、市場の指標価格が下方介入義務価格を上回るに至る時まで天然ゴムを買いに出ることにより下方介入義務価格を守る。

2 理事會は、緩衝在庫に係る購入又は売却が四十万トンに達した場合には、特別多数票による議決で、それぞれ、次のいずれの価格で緊急用緩衝在庫の運用を開始するかにつき決定を行う。

(a) 下方介入義務価格又は上方介入義務価格
(b) 下方介入義務価格と下方指示価格との間の価格
(c) 上方介入義務価格と上方指示価格との間の価格

3 理事會が2の規定に従つて特別多数票による議決で決定を行わない限り、緩衝在庫管理官は、市場の指標価格が下方指示価格を一キログラム当たり二マレイシア・シンガポール・セントト上回る価格となつた時に緊急用緩衝在庫の運用を開始し下方指示価格を守るように、また、市場の指標価格が上方指示価格を一キログラム当たり二マレイシア・シンガポール・セント下回る価格となつた時に緊急用緩衝在庫の運用を開始し上方指示価格を守るように緊急用緩衝在庫を使用する。

4 通常用緩衝在庫及び緊急用緩衝在庫のいずれについても、市場の指標価格が下方指示価格を下回ることのないよう、また、上方指示価格を上回ることのないよう、緩衝在庫の有するすべての機能は、十分に活用する。

5 緩衝在庫管理官による購入及び売却は、確立された商業市場を通じて突発価格により行ふものとし、また、遅くとも三層月以内に引き渡される現物のゴムを対象として行ふ。

6 理事會は、緩衝在庫の運用を容易にするため、確立されたゴム市場のある場所に及び承認された倉庫の置かれる場所に、必要に応じ、支部及び緩衝在庫管理官の事務所を設置する。

7 緩衝在庫管理官は、緩衝在庫の取引及び緩衝

在庫勘定の資金状況に関する月例の報告書を作成する。月例報告書は、当該月の末日から三十日後に加盟国が入手することができるようにする。

8 緩衝在庫の取引に関する情報には、緩衝在庫のすべての運用（在庫の入替えを含む）に係る量、価格、品種、等級及び市場に関する情報を含める。緩衝在庫勘定の資金状況に関する情報には、預託に係る利率及び条件並びに使用通貨に関する情報並びに第二十一条2に規定する事項についての他の関連情報を含める。

第三十一条 価格帯の検討及び改定

A 基準価格

1 基準価格の検討及び改定は、このAの規定に従い、市場の傾向又は緩衝在庫の純変動量に基づいて行ふ。基準価格は、千九百七十九年の國際天然ゴム協定第三十二条1の規定による最後の検討の十八箇月後に理事會が検討する。ただし、この協定が千九百八十八年五月一日後に効力を生ずる場合には、最初の検討はこの協定による理事會の第一回会期において、その後の検討は十五箇月ごとに理事會が行う。

(a) 検討に先立つ六箇月の間の日ごとの市場の指標価格の平均が上方介入価格若しくは下方介入価格に等しい場合又はこれらの価格の間にある場合には、基準価格は、改定してはならない。

(b) 検討に先立つ六箇月の間の日ごとの市場の指標価格の平均が下方介入価格を下回っている場合には、基準価格は、検討の時点における基準価格からその五パーセントに相当する価額を減じた価格に自動的に改定する。ただし、理事會が特別多数票による議決で基準価格を五パーセントより高い百分率により下方に調整することを決定する場合は、この限りでない。

(c) 検討に先立つ六箇月の間の日ごとの市場の指標価格の平均が上方介入価格を上回っている場合には、基準価格は、検討の時点における基準価格にその五パーセントに相当する価額を加えた価格に自動的に改定する。ただし、理事會が特別多数票による議決で基準価格を五パーセントより高い百分率により上方に調整することを決定する場合は、この限りでない。

2 事務局長は、緩衝在庫の純変動量が十萬トンに達する場合には、事態についての評価を行うため理事會の特別会期を招集する。最初の招集は千九百七十九年の國際天然ゴム協定第三十二条2の規定により行われた最後の評価の後に、その後の招集はこの2の規定により行われた前回の評価の後に、純変動量が十萬トンに達した場合に行われる。理事會は、特別多数票による議決で、次の措置及び他の適当な措置をとることを決定することができる。

(a) 緩衝在庫の運用の停止
(b) 緩衝在庫の購入又は売却の速度の変更
(c) 基準価格の改定

3 (a) 千九百七十九年の國際天然ゴム協定第三十二条3の規定により行われた基準価格の最後の改定、(b) この3の規定により行われた基準価格の最後の改定又は(c) 2の規定により行われた基準価格の最後の改定のうち最近の改定の後に、緩衝在庫に係る純購入量又は純売却量が三十萬トンに達した場合には、その時点における基準価格は、それぞれその三パーセントに相当する価額を当該基準価格から減じた価格又は当該基準価格に加えた価格に改定する。ただし、理事會が特別多数票による議決で基準価格を三パーセントより高い百分率により引き下げ又は引き上げること決定する場合は、この限りでない。

4 基準価格の調整は、いかなる理由があつても、調整後の下方介入義務価格が下方指示価格を下回り又は調整後の上方介入義務価格が上方指示価格を上回ることとなるものであつてはならない。

B 指示価格

5 理事会は、このBに定める検討に当たり、特別多数票による議決で、下方指示価格及び上方指示価格を改定することができる。

6 理事会は、指示価格の改定が市場の傾向及び条件の変化に即して行われることを確保する。このこととの関連において、理事会は、天然ガムの価格、消費、供給、生産費及び在庫の傾向、緩衝在庫に保有される天然ガムの量並びに緩衝在庫勘定の資金状況を考慮に入れる。

7 下方指示価格及び上方指示価格は、次の場合に検討する。

(a) 千九百七十九年の国際天然ゴム協定第三十二条7(a)の規定による最後の検討の三十箇月後。ただし、この協定が千九百八十八年五月一日後に効力を生ずる場合には、最初の検討はこの協定による理事会の第一回会期において、その後の検討は三十箇月ごとに行う。

(b) 例外的な事態においては、理事会において二百票以上の票を有する一又は二以上の加盟国の要請がある場合

(c) 基準価格につき、(i)下方指示価格の最後の改定の後若しくは千九百七十九年の国際天然ゴム協定の効力発生の後下方に、又は(ii)上方指示価格の最後の改定の後若しくは千九百七十九年の国際天然ゴム協定の効力発生の後上方に、3の規定による三パーセント以上の改定及び1の規定による五パーセント以上の改定が行われる場合又は1、2若しくは3の規定による合計八パーセント以上の改定が行われる場合。ただし、基準価格の最後の改定の後六十日の間における日ごとの市場の指標価格の平均がそれぞれ下方介入価格を下回っていること又は上方介入価格を上回っていることを条件とする。

8 5から7までの規定にかかわらず、この条の規定に基づく価格帯の検討に先立つ六箇月の間における日ごとの市場の指標価格の平均が基準価格を下回っている場合には、下方指示価格及び上方指示価格のいずれについても、上方への改定は、行つてはならない。同様に、この条の規定に基づく価格帯の検討に先立つ六箇月の間における日ごとの市場の指標価格の平均が基準価格を上回っている場合には、下方指示価格及び上方指示価格のいずれについても、下方への改定は、行つてはならない。

第三十二条 市場の指標価格
1 日ごとの市場の指標価格を設定する。日ごとの市場の指標価格は、クアラ・ランポール、ロンドン、ニュー・ヨーク及びシンガポールの各市場における日ごとの当月限物の公式の価格を複合したもの、すなわち、天然ガムの市場を反映したものとする。日ごとの市場の指標価格は、当初は、RSS一号、RSS三号及びTSR二十番の価格を基礎として算定するものとし、それぞれについての加重値は、均等なものとする。すべての建値は、マレイシア・シンガポール通貨によるマレイシア・シンガポール港本船渡し価格に換算する。

2 理事会は、日ごとの市場の指標価格の算定につき品種・等級の構成及び加重値並びに計算方法を検討するものとし、また、特別多数票による議決で、日ごとの市場の指標価格を天然ガムの市場を反映したものとすることを確保するためにこれらを変更することができる。

3 最近の五市場日における日ごとの市場の指標価格の平均がこの協定に規定する価格を上回っている場合、これに等しい場合又はこれを下回っている場合には、市場の指標価格は、それぞれ当該この協定に規定する価格を上回っていること、これに等しいこと又はこれを下回っていることみなす。

第三十三条 緩衝在庫の構成
1 理事会は、この協定の効力発生の後の第一回会期において、次の(a)及び(b)の基準に従い、緩衝在庫として用いるくん煙シート(RSS)及び技術的格付ゴム(TSR)の国際的に認められた標準的な品種・等級を指定する。

(a) 緩衝在庫として用いることが認められる最低の品種・等級は、RSS三号及びTSR二十番とする。

(b) 指定される品種・等級は、(a)の規定により認められるすべての品種・等級で前暦年の天然ガムの貿易量の少なくとも三パーセントに相当する量を占めているものとする。

2 緩衝在庫につき、市況の変化、この協定の目的である安定化の達成及び商業上の見地からその質を高い水準に維持する必要性を反映した構成とすることを確保するために必要な場合には、理事会は、特別多数票による議決で、1に定める基準又は選択された品種若しくは等級を変更することができる。

3 緩衝在庫管理官は、この協定の目的である安定化を推進するとともに、緩衝在庫について天然ガムの輸出又は輸入の形態を反映した構成とするよう努める。

4 理事会は、価格を安定させるために必要な場合には、特別多数票による議決で、緩衝在庫管理官に対し緩衝在庫の構成を変更するよう指示することができる。

第三十四条 緩衝在庫の置かれる場所
1 緩衝在庫は、商業上の見地から経済的かつ効率的な運用を確保することのできる場所に置く。この原則に従い、緩衝在庫は、理事会が特別多数票による議決で別段の決定を行わない限り、加盟輸出国及び加盟輸入国の双方の領域に置く。緩衝在庫の加盟国間の配分については、費用の最小化を図るとともにこの協定の目的である安定化を達成することができるような方法で行う。

2 緩衝在庫は、その品質を商業上の見地から高い水準に維持するため、理事会によつて決定される基準に基づいて承認される倉庫にのみ保管する。

3 この協定の効力発生の後、理事会は、倉庫の一覧表及び倉庫の使用に必要な措置を確定し及び承認する。理事会は、必要な場合には、千九百七十九年の国際天然ゴム協定の理事会が承認した倉庫の一覧表及び同理事会が決定した基準を検討し、これらを適宜維持し又は修正することができる。

4 理事会は、また、緩衝在庫の置かれている場所について定期的に検討するものとし、商業上の見地から経済的かつ効率的な運用を確保することができるよう、特別多数票による議決で、緩衝在庫管理官に対し緩衝在庫の置かれている場所を変更するよう指示することができる。

第三十五条 緩衝在庫の入替え
緩衝在庫管理官は、すべての緩衝在庫がその品質につき商業上の見地から高い水準において購入され及び維持されることを確保する。緩衝在庫管理官は、この水準を確保するために必要な場合には、緩衝在庫に保管されている天然ゴムを入れ替えるものとし、この場合において、緩衝在庫の入替えに要する費用及び入替えが市場の安定に及ぼす影響に適切な考慮を払う。入替えに要する費用は、緩衝在庫勘定に記帳する。

第三十六条 緩衝在庫の運用の制限又は停止
1 理事会は、第三十条の規定にかかわらず、理事会の会期が開催されている場合において、同条の規定に基づく緩衝在庫管理官の義務の履行によつてはこの協定の目的が達成されないと認めるときは、議長と協議を行つた後、緩衝在庫の運用を制限し又は停止することができる。

2 事務局長は、理事会の会期が開催されていない場合において、第三十条の規定に基づく緩衝在庫管理官の義務の履行によつてはこの協定の目的が達成されないと認めるときは、議長と協議を行つた後、緩衝在庫の運用を制限し又は停止することができる。

3 事務局長は、2の規定に基づき緩衝在庫の運用を制限し又は停止することを決定した後直ちに、その決定を検討するための理事会の会期を招集する。理事会は、第十三条4の規定にか

ならず、制限又は停止の日の後十日以内に会合するものとし、特別多数票による議決で、制限又は停止を追認し又は解除することができる。理事會が当該会期において何らの決定も行わない場合には、緩衡在庫の運用は、この条の規定に基づいて課された制限なしに再開する。

4 理事會は、この条の規定に基づき決定した緩衡在庫の運用の制限又は停止が効力を有する間は、三箇月を超えない間隔でその決定を検討する。この検討を行うための会期において、理事會が特別多数票による議決で制限若しくは停止の継続を追認しない場合又は何らの決定も行わない場合には、緩衡在庫の運用は、制限なしに再開する。

第三十七条 緩衡在庫勘定に対する拠出に係る制裁

1 加盟国が緩衡在庫勘定に対する拠出の義務をその支払期限の最終日までに履行しない場合には、当該加盟国は、支払が延滞しているものとする。六十日以上支払が延滞している加盟国は、2に規定する事項に関する投票において、加盟国でないとなされる。

2 1に規定する六十日以上支払が延滞している加盟国の理事會における投票権その他の権利は、理事會が特別多数票による議決で別段の決定を行わない限り、停止される。

3 支払が延滞している加盟国は、支払期限の最終日からの接受国におけるプライム・レートによる利子を負担する。他の加盟輸入国及び加盟輸出国による延滞額の補填は、自発的に行われるものでなければならない。

4 六十日以上支払が延滞していた加盟国の投票権その他の権利は、延滞していた支払が行われたと理事會が認める場合には、回復する。他の加盟国が延滞額を補填していた場合には、当該他の加盟国は、完全に返済を受ける。

第三十八条 緩衡在庫勘定に対する拠出の調整

1 理事會は、各会計年度の第一回通常会期にお

ける票の再配分に当たり又は機関の加盟国に変更がある場合にはその都度、この条の規定により、各加盟国が緩衡在庫勘定に対して行つた拠出について必要な調整を行う。このため、事務局長は、次の額を算定する。

(a) 各加盟国の純現金拠出額。この額は、この協定の効力発生の後各加盟国が支払つたすべての拠出の合計額から2の規定により各加盟国に返還された額を減ずることによつて算定する。

(b) 総計純拠出要請額。この額は、一連の拠出要請額の合計額から2の規定により返還された額の合計額を減ずることによつて算定する。

(c) 各加盟国の改定純拠出額。この額は、第十四条の規定により改定された各加盟国の理事會における票数の比率に基づき及び第二十七条3の規定に従い、総計純拠出要請額を加盟国に配分することによつて算定する。もつとも、この条の規定の適用上、各加盟国の票数の比率は、いずれかの加盟国の投票権の停止及びこれによつて生ずる票の再配分を考慮することなく算定する。

加盟国の純現金拠出額がその改定純拠出額を超える場合には、当該加盟国は、緩衡在庫勘定から差額(ただし、未払の延滞損害金を減じた額)の返還を受ける。加盟国の改定純拠出額がその純現金拠出額を超える場合には、当該加盟国は、緩衡在庫勘定に差額(ただし、未払の延滞損害金を加えた額)を支払う。

2 理事會は、第二十八条の2及び3の規定に考慮を払つた上で当該時点から四箇月の間緩衡在庫を運用するために必要な資金の額を超える純現金拠出額が存在すると決定する場合には、この超過額から同条の当初拠出の額を減じた額を返還する。ただし、理事會が、特別多数票による議決で、返還をしない又はこれよりも少ない額を返還すると決定する場合は、この限りでない。返還額についての各加盟国の取り分

は、各加盟国の純現金拠出額に比例して算定した額から未払の延滞損害金を減じた額とする。支払が延滞している加盟国の拠出に係る債務は、返還額の総計純現金拠出額に対する率に比例して減ぜられる。

3 加盟国が要請する場合には、当該加盟国が受ける権利を有する返還額は、緩衡在庫勘定に保留することができる。加盟国が自国に対する返還額を緩衡在庫勘定に保留することを要請する場合においては、当該返還額は、第二十八条の規定により将来要請される拠出の額から控除される。

4 事務局長は、1及び2の規定により調整が行われた結果必要となつた支払又は返還につき、直ちに加盟国に通告する。加盟国による支払又は加盟国に対する返還は、事務局長による通告の日から六十日以内に行う。

5 緩衡在庫勘定における現金の額が加盟国の総計純現金拠出額を超える場合には、この余剰資金は、この協定の終了の際に配分される。

第三十九条 緩衡在庫及び為替相場の変動

1 マレーシア・リンギット・シンガポール・ドルと天然ゴムの主要な輸出国又は輸入国である加盟国の通貨との間の為替相場の変動により緩衡在庫の運用に著しい影響が生ずる場合には、事務局長は、第三十六条の規定により理事會の特別会期を招集するものとし、また、加盟国は、第十三条の規定に基づき特別会期の開催を要請することができる。理事會は、十日以内に会合し、第三十六条の規定に基づいて事務局長がとつた措置を追認し又は解除するものとし、また、第三十一条の第一文及び同条6の第一文の原則に従い、特別多数票による議決で、適当な措置(価格帯の改定を含む。)をとることを

決定することができる。

2 理事會は、特別多数票による議決で、理事會の適時の招集を確保することのみを目的として、1の為替相場が著しく変動したと決定するための方式を定める。

3 マレーシア・リンギット・シンガポール・ドルとの為替相場上の乖離により緩衡在庫の運用に著しい影響が生ずる場合には、理事會は、状況を検討するために会合するものとし、単一の通貨の採用につき検討することができる。

第四十条 緩衡在庫勘定の清算手続

1 緩衡在庫管理官は、この協定の終了の際に、この条の規定に従い緩衡在庫勘定の資産を清算するための又は当該資産を天然ゴムに関する新たな国際協定の下に移動させるための費用の総額を見積もるものとし、当該総額を別個の勘定に保留しておく。緩衡在庫勘定の残高が当該費用を支弁するために十分でない場合には、緩衡在庫管理官は、必要な追加額を調達するために十分な量の天然ゴスを緩衡在庫から売却する。

2 各加盟国が緩衡在庫勘定について有する持分は、次の方式により算定する。

(a) 緩衡在庫の価額は、緩衡在庫に保有されている天然ゴムの総量の価額とする。この価額は、品種・等級別の天然ゴムの量に、第三十二条にいう各市場における品種・等級別の天然ゴムの時価のうちこの協定の終了の日に先立つ三十市場日中の最低値であるものを乗じた価額を合計して算定する。

(b) 緩衡在庫勘定の価額は、緩衡在庫の価額にこの協定の終了の日における緩衡在庫勘定の現金資産の額を加えた価額から1の規定により保留される額を減じた価額とする。

(c) 各加盟国の純現金拠出額は、この協定の有効期間中各加盟国が行つた拠出の合計額から第三十八条の規定により返還された額の合計額を減じた額とする。この場合において、第三十七条3の規定に従つて支払われた延滞損害金は、緩衡在庫勘定に対する拠出に含まな

い。

(d) 緩衝在庫勘定の価額が各加盟国の純現金拠出額を合計した額を上回る場合又は下回る場合には、余剰分はこの協定に定義する時間の要素を加算した各加盟国の純現金拠出額に比例して各加盟国に割り当て、不足分は各加盟国が加盟国であった期間に有した票数の平均に比例して各加盟国に割り当てる。各加盟国が負担すべき不足分の額の決定に当たっては、各加盟国の票数は、いずれかの加盟国の投票権の停止及びこれによつて生ずる票の再配分を考慮することなく算定する。

(e) 各加盟国が緩衝在庫勘定について有する持分は、各加盟国の純現金拠出額につき緩衝在庫勘定の(d)の不足分又は余剰分のうち各加盟国に割り当てられた額に係る減額又は増額をした額から、未払の延滞損害金の額を減じた額とする。

3 この協定がその終了後直ちに天然ゴムに関する新たな国際協定によつて置き換えられることとなる場合には、理事会は、特別多数票による議決で、新たな国際協定に参加する意思を有する加盟国が緩衝在庫勘定について有する持分を新たな国際協定の必要とするところに従つて新たな国際協定の下の効率的に移転させることを確保するための手続を採択する。新たな国際協定に参加することを希望しない加盟国は、自国が緩衝在庫勘定について有する持分につき、次の方法により支払を受ける権利を有する。

(a) 緩衝在庫勘定に対する各加盟国の純現金拠出額を合計した額に占める当該加盟国の持分の百分率に比例して、三箇月以内に、使用することができ現金から支払を受ける。

(b) 秩序立った売却によつて又は新たな国際協定の下の時価による移転によつて緩衝在庫を処分することにより得られる純収益から支払を受ける。その処分は、十二箇月以内に完了させる。ただし、理事会が特別多数票による議決で(a)の規定に基づく支払の額を増加する

ることを決定する場合、この限りでない。

4 この協定が緩衝在庫に関する規定を有する天然ゴムに関する新たな国際協定に置き替えられることなく終了する場合には、理事会は、特別多数票による議決で、第六十六条六の規定による最長の期間内に次の条件に従つて行われる緩衝在庫の秩序立った処分を規律する手続を採択する。

(a) 天然ゴムは、新たに購入してはならない。
(b) 機関は、新たな費用を負担してはならない。ただし、緩衝在庫の処分に関する費用は、この限りでない。

5 緩衝在庫勘定の残余の現金は、2の規定により算定される各加盟国の持分に比例してそれぞれの加盟国に直ちに分配する。もつとも、この規定は、6の規定に基づきいずれかの加盟国が天然ゴムを受け取ることを選択する権利を害するものではない。

6 加盟国は、理事会が採択する手続に従い、自国が緩衝在庫勘定の資産について有する持分につき、その全部又は一部を現金により受け取ることに代えて天然ゴムを受け取ることを選択することができる。

7 理事会は、加盟国が緩衝在庫勘定について有する持分に係る調整及び支払のための適切な手続を採択する。調整に当たっては、次の事項を考慮する。

(a) 2(a)に規定する天然ゴムの価格と緩衝在庫の全部又は一部が緩衝在庫の処分に関する手続に従つて売却される価格との乖離

(b) 清算の費用の見積額と実際の額との相違

8 理事会は、緩衝在庫勘定に係る最後の取引の後三十日以内に会合し、加盟国についての最終的な会計上の決済をその会合の後三十日以内に終えるようにする。

第九章 一次産品のための共通基金との関係

第四十一条 一次産品のための共通基金との関係

一次産品のための共通基金が活動を開始する場合、理事会は、一次産品のための共通基金を設立する協定において定められる原則に従つて共通基金の制度を十分に利用する。理事会は、このため、共通基金との提携協定のための相互に受諾可能な条件について共通基金と交渉する。

第十章 供給、市場への進出の機会及び他の措置

第四十二条 供給及び市場への進出の機会

1 加盟輸出国は、消費者に天然ゴムが継続的に供給されることを維持する政策及び計画を可能な限り追求することを約束する。

2 加盟輸入国は、天然ゴムにつき自国の市場への進出の機会を維持する政策を可能な限り追求することを約束する。

第四十三条 他の措置

1 この協定の目的を達成するため、理事会は、次のことを促進することを目標とする適当な措置及び方法を選定し及び提案する。

(a) 加盟生産国が生産、生産性及び販売の増大及び改善を通じて天然ゴムをめぐる経済活動を発展させること、ひいては、加盟生産国の輸出収入を増加させ、同時に、供給の信頼性を向上させること。このため、他の措置に関する委員会、次のものを決定するために経済的及び技術的分析を行う。

(i) 加盟輸出国及び加盟輸入国の利益となる天然ゴムの研究及び開発に関する総合計画及び事業計画(特定の分野における科学的研究に関する活動を含む)

(ii) 天然ゴム産業の生産性を向上させるための総合計画及び事業計画

(iii) 供給される天然ゴムの品質を向上させるための並びに天然ゴムの品質に関する規格及び天然ゴムの製品形態の統一を達成するための方法及び手段

(iv) 生の天然ゴムの加工、販売及び流通を改善するための方法

(b) 天然ゴムの最終用途を開発すること。このため、他の措置に関する委員会は、天然ゴムの用途の拡大及び新たな用途をもたらす総合計画及び事業計画を選定するために適当な経済的及び技術的分析を行う。

2 理事会は、1の措置及び方法に係る資金の所要額について検討するものとし、十分な資金が国際金融機関、一次産品のための共通基金(設立された場合)の第二期定その他の適当な資金源から提供されることを促進しかつ容易にするよう努める。

3 理事会は、適当な場合には、この条の規定による特定の措置の実施を促進するため、加盟国及び国際機関その他の機関に対し勧告を行うことができる。

4 他の措置に関する委員会は、理事会が決定したその実施の促進及び勧告に係る措置についての進捗状況を定期的に検討するものとし、その検討につき理事会に報告する。

第十一章 国内政策に関する協議

第四十四条 協議

理事会は、加盟国が要請する場合には、天然ゴムの供給又は需要に直接に影響を及ぼす天然ゴムに関するいすれの政府の政策についても協議する。理事会は、加盟国の検討に供するため、理事会の勧告を加盟国に送付することができる。

第十二章 統計、研究及び情報

第四十五条 統計及び情報

1 理事会は、天然ゴム及びその関連分野につき、この協定を十分に機能させるために必要な統計上の情報を収集し、取りまとめ及び、必要な場合には、公表する。

2 加盟国は、理事会に対し、天然ゴムの生産、消費及び貿易に関する品種・等級別の入手可能な資料を速やかにかつ可能な限り提供する。理事会は、また、この協定を十分に機能させるために必要な他の提供可能な情報(関連分野についての情報を含む)を提供するよう加盟国に要請することができる。

4 加盟国は、自国の国内法に適合する範囲内で、かつ、自国にとつて最も適当な方法により、1から3までに規定する統計及び情報を要する期間内に可能な限り提供する。

5 理事会は、天然ゴムの生産、消費、在庫、貿易及び価格並びに天然ゴムの需要及び供給に影響を及ぼす他の要素に関する最新の信頼し得る資料の入手に資するため、適当な国際機関（国際ゴム研究会を含む）及び商品取引所と緊密な関係を確立する。

6 理事会は、天然ゴム又はその関連製品を生産し、加工し又は販売する個人又は会社の営業上の秘密を侵すこととなるいかなる情報も公表されないことを確保するよう努める。

第四十六条 年次評価、予測及び研究
1 理事会は、加盟国の提供する情報並びに関係する政府機関及び国際機関からの情報を参考として、世界の天然ゴム事情及び天然ゴムの関連分野に関する年次評価を作成する。

2 理事会は、また、少なくとも半年に一回、その後六箇月の間の天然ゴムの生産、消費、輸出及び輸入の予測を、可能な場合には品種・等級別に、行う。理事会は、この予測を加盟国に通報する。

3 理事会は、天然ゴムの生産、消費、貿易、販売及び価格の傾向に関する研究並びに世界の天然ゴムをめぐる経済活動の短期及び長期の問題に関する研究を行い又はこれらの研究を行うために適当な措置をとる。

第四十七条 年次検討
1 理事会は、毎年、第一条に定める目的に照らしこの協定の実施について検討するものとし、その検討の結果を加盟国に通報する。

2 理事会は、1の通報の後、加盟国に対して勧告を行い、その後、自己の権限の範囲内でこの協定を一層効果的に実施するための措置をとることができる。

第十三章 雑則
第四十八条 加盟国の一般的義務及び債

務

1 加盟国は、この協定の有効期間中、この協定の目的の達成を促進するように最善の努力を払い及び協力するものとし、この協定の目的に反するいかなる行動もとつてはならない。

2 加盟国は、特に、生産者及び消費者の双方の利益となるように天然ゴムをめぐる経済活動についての成長及び近代化を促進するため、当該経済活動に関する状況を改善するよう並びに天然ゴムの生産及び利用を奨励するよう努める。

3 加盟国は、この協定に基づく理事会のすべての決定を拘束力があるものとして受諾するものとし、これらの決定を制限する効果又はこれらの決定に反する効果を有することとなる措置をとらない。

4 この協定の運用上生ずる加盟国の債務（機関に対するものであるか第三者に対するものであるかを問わない）は、第七章及び第八章の規定に従つて行われる運営勘定に対する分担金の支払及び緩衝在庫の費用の負担に係る加盟国の義務並びに第四十一条の規定により理事会が負うことができる義務の範囲に限定される。

第四十九条 貿易に対する障害
1 理事会は、第四十六条に規定する世界の天然ゴム事情に関する年次評価に従い、生の、半加工をした又は変性加工をした天然ゴムの貿易の拡大に対する障害となつてゐるものを認定する。

2 理事会は、この条の目的を達成するため、加盟国に対し、貿易に対する障害を漸進的に除去し及び可能なときは撤廃するため相互に受諾可能なかつ実行可能な措置を適当な国際的な場において探求するよう勧告することができる。理事会は、勧告によりもたらされた結果を定期的に検討する。

第五十条 天然ゴムの輸送及び天然ゴム市場の構造
理事会は、市場に対する規則的な供給を確保し及び市場に供給された製品の費用を軽減するた

め、合理的かつ衡平な運賃の実現及び輸送体制の改善を奨励しかつ容易にするものとする。

第五十一条 特別の救済措置
開発途上加盟輸入国及び後発開発途上加盟国は、この協定の下でとられた措置により自国の利益が著しく害された場合には、理事会に対し、適当な特別の救済措置をとるよう申請することができる。理事会は、国際連合貿易開発会議決議第九十三号（第四回会期）の3及び4に定めるところに従つて適当な特別の救済措置をとることにつき検討する。

第五十二条 義務の免除
1 理事会は、この協定に明示的に定められていない例外的な若しくは緊急な事態又は不可抗力のため加盟国のこの協定上の義務を免除する必要がある場合において、義務が履行不可能である理由に関する加盟国の説明を認容したときは、特別多数票による議決で、その義務を免除することができる。

2 理事会は、1の規定に基づき加盟国の義務を免除するに当たり、その免除の条件、期間及び理由を明示する。

第五十三条 公正な労働基準
加盟国は、自国の天然ゴム部門における労働者の生活水準を向上させることとなる労働基準を維持するよう努力することを宣言する。

第十四章 苦情及び紛争
第五十四条 苦情
1 いずれかの加盟国がこの協定に基づく義務を履行しなかつた旨の苦情は、これを申し立てる加盟国の要請により理事会に付託されるものとし、理事会は、関係加盟国とあらかじめ協議をした後、苦情に係る事案についての決定を行う。

2 加盟国がこの協定に基づく義務に違反している旨の理事会の決定は、その違反の性質を明示して行う。

3 理事会は、苦情の申立てによるかよらないかを問わず、加盟国がこの協定に違反している

認定する場合には、この協定の他の条に明示的に規定する他の措置の適用を妨げることなく、特別多数票による議決で、次の措置をとることができる。

(a) 当該加盟国が理事会において有する投票権を停止すること及び、必要と認めるときは、当該加盟国がその義務を履行するまでの間、当該加盟国のその他の権利（理事会又は第十八条の規定により設置される委員会の役員の地位を保持する権利及びこれらの委員会の構成国に選出される権利を含む）を停止すること。

(b) 違反がこの協定の実施を著しく妨げている場合には、第六十四条の規定に基づく措置をとること。

第五十五条 紛争
1 この協定の解釈又は適用に関する紛争であつて関係加盟国の間で解決されないものは、当該紛争の当事国であるいずれかの加盟国の要請により、理事会に対し決定のため付託される。

2 紛争が1の規定に基づいて理事会に付託された場合には、過半数の加盟国であつて総票数の三分の一以上を有するものは、理事会に対し、理事会が討議の後決定を行うのに先立つて係争中の問題につき3の規定により構成される諮問委員会の意見を求めるよう要求することができる。

3 (a) 諮問委員会は、理事会が特別多数票による議決で別段の決定を行わない限り、次の五人の者で構成する。
(i) 加盟輸出国が指名する二人の者。これらの者のうちの一人は当該係争中の問題と同種の問題に豊富な経験を有する者とし、他の一人は法律家としての学識経験を有する者とする。
(ii) 加盟輸入国が指名する二人の者。これらの者は、加盟輸出国が指名する者と同様の資格を有する者とする。
(iii) (i)及び(ii)の規定に従つて指名される四人

の者が一致して委員長として選定する者
(意見が一致しない場合には、理事会の議
長が委員長として選定する者)

(b) 加盟国及び非加盟国の国民は、諮問委員会
の構成員となる資格を有する。

(c) 諮問委員会の構成員に任命された者は、個
人の資格で、かつ、いずれの政府からも指示
を受けることなく行動する。

(d) 諮問委員会の費用は、機関が支弁する。
諮問委員会の意見及び理由は、理事会に提出
するものとし、理事会は、関連のあるすべての
情報を検討した後、特別多数票による議決で、
当該紛争について決定を行う。

第十五章 最終規定

第五十六条 署名

この協定は、千九百八十七年五月一日から十二
月三十一日まで、国際連合本部において、千九百
八十五年の国際連合天然ゴム会議に招請された政
府による署名のために開放しておく。

第五十七条 寄託者

国際連合事務総長は、ここにこの協定の寄託者
として指名される。

第五十八条 批准、受諾及び承認

1 この協定は、署名政府により、それぞれ自国
の憲法上又は組織上の手続に従って批准され、
受諾され又は承認されなければならない。

2 批准書、受諾書又は承認書は、千九百八十九
年一月一日までに寄託者に寄託する。もつとも、
理事会は、同日までに批准書、受諾書又は承認
書を寄託することができなかつた署名政府に対
し、寄託の期限の延長を認めることができる。

3 批准書、受諾書又は承認書を寄託する各政府
は、寄託の際に、自国が加盟輸出国又は加盟輸
入国のいずれであるかを宣言する。

第五十九条 暫定的適用の通告

1 この協定を批准し、受諾し若しくは承認する
意思を有する署名政府又は加入のための条件が
理事会によつて定められているが加入書を寄託
することができない政府は、この協定が次条の

規定に従つて効力を生ずる日から又は、この協
定が既に効力を生じている場合には、当該政府
の特定する日からこの協定を暫定的にしかし完
全に適用する旨を、いつでも寄託者に通告する
ことができる。

2 1の規定にかかわらず、いずれの政府も、こ
の協定を自国の憲法上又は立法上の手続による
制限の範囲内においてのみ適用する旨を、暫定
的適用の通告書に明記することができる。もつ
とも、当該政府は、運営勘定に係るすべての資
金上の義務を履行する。このような暫定的適用
の通告を行つた政府は、この協定の暫定的効力
発生から十二箇月を経過した後においては暫定
的加盟国としての資格を有することができな
い。当該十二箇月の期間内に緩衝在庫勘定に対
する資金の拠出を要請する必要がある場合には、
理事会は、この2の規定に基づいて暫定的
加盟国としての資格を有している政府の地位に
ついて決定を行う。

3 国際連合事務総長は、この協定が2の規定に
基づいて千九百八十九年一月一日までに暫定的
に効力を生じなかつた場合には、その後の実行
可能と認める最も早い時に、批准書、受諾書若
しくは承認書を寄託し又はこの協定を暫定的に
適用する旨を寄託者に通告した政府による会合
を招集する。その会合は、この協定の全部又は
一部をこれらの政府の間で暫定的又は確定的に
発効させるために必要な措置をとるべきかどう
かにつき、これらの政府に対し勧告を行うこと
を目的とする。国際連合事務総長は、その会合
において結論が得られなかつた場合において、
適当と認めるときは、そのような会合を再び招
集することができる。

4 理事会は、1に定めるこの協定の暫定的効力
発生の要件が2の規定に基づくこの協定の暫定
的効力発生の後十二箇月以内に満たされないと
認める場合には、この十二箇月の期間の満了の
日の遅くとも一箇月前までにこの協定の将来に
つき検討し、1の規定に従うことを条件として、
特別多数票による議決で、次のことを決定する。

(a) この協定の全部又は一部をその時における
加盟国の間で暫定的に発効させること。

(b) この協定の全部又は一部につき、暫定的効
力発生の状態をその時における加盟国の間で
更に一年間継続させること。

(c) この協定について再交渉をすること。

理事会が何らの決定も行わなかつた場合には、
この協定は、この十二箇月の期間が経過した後

に終了する。理事会は、この4の規定によつて
行つた決定を寄託者に通報する。

5 この協定は、この協定の効力発生の後批准
書、受諾書、承認書又は加入書を寄託した政府
については、その寄託の日に効力を生ずる。

6 機関の事務局長は、この協定の効力発生の後
できる限り速やかに、理事会の第一回会期を招
集する。

第六十条 効力発生

1 この協定は、附属書Aに掲げるところにより
純輸出量の総計の八十五パーセント以上の純輸
出量を有する国の政府及び附属書Bに掲げると
ころにより純輸入量の総計の七十五パーセント
以上の純輸入量を有する国の政府が、千九百八
十七年十月二十三日までに又はその後の千九百八
十九年一月一日前のいずれかの日までに、批准
書、受諾書若しくは承認書を寄託し又は前条1

の規定によりこの協定を暫定的に適用し、か
つ、この協定に係る資金上の約束を完全に引き
受ける旨を寄託者に通告した場合には、千九百
八十七年十月二十三日又は当該千九百八十九年
一月一日前のいずれかの日に暫定的に効力を生
ずる。この場合において、この協定は、1の規
定に基づいて暫定的に効力を生ずる場合又は理
事会が4の規定に基づいて別段の決定を行う場
合を除くほか、十二箇月の期間暫定的に効力を
有する。

2 加入は、寄託者に加入書を寄託することによ
つて行ふ。加入書には、当該政府が理事会が定
めるすべての条件を受諾する旨を明記する。

3 改正は、三分の二以上の加盟輸出国であつて
加盟輸入国の総票数の八十五パーセント以上を
有するもの及び三分の二以上の加盟輸入国であ
つて加盟輸入国の総票数の八十五パーセント以
上を有するものから受諾の通告を寄託者が受領
した後九十日まで、効力を生ずる。

4 改正が効力を生ずるための要件が満たされた
旨を寄託者が理事会に通報した後は、理事会が
定める期限に関する2の規定にかかわらず、加
盟国は、寄託者に対し改正の受諾を通告するこ
とができる。ただし、通告が改正の効力発生前
に行われることを条件とする。

5 加盟国は、改正が効力を生ずる日までに改正
の受諾を通告しなかつた場合には、同日に締約

に終了する。理事会は、この4の規定によつて
行つた決定を寄託者に通報する。

6 機関の事務局長は、この協定の効力発生の後
できる限り速やかに、理事会の第一回会期を招
集する。

7 加入は、寄託者に加入書を寄託することによ
つて行ふ。加入書には、当該政府が理事会が定
めるすべての条件を受諾する旨を明記する。

8 改正は、三分の二以上の加盟輸出国であつて
加盟輸入国の総票数の八十五パーセント以上を
有するもの及び三分の二以上の加盟輸入国であ
つて加盟輸入国の総票数の八十五パーセント以
上を有するものから受諾の通告を寄託者が受領
した後九十日まで、効力を生ずる。

9 改正が効力を生ずるための要件が満たされた
旨を寄託者が理事会に通報した後は、理事会が
定める期限に関する2の規定にかかわらず、加
盟国は、寄託者に対し改正の受諾を通告するこ
とができる。ただし、通告が改正の効力発生前
に行われることを条件とする。

10 加盟国は、改正が効力を生ずる日までに改正
の受諾を通告しなかつた場合には、同日に締約

に終了する。理事会は、この4の規定によつて
行つた決定を寄託者に通報する。

第六十一条 加入

1 この協定は、すべての国の政府による加入の
ために開放しておく。加入は、理事会が定める
条件に基づいて行ふ。この条件には、特に、加
入書の寄託の期限、票数及び資金上の義務につ
いて定める。もつとも、理事会は、この条件に
定める期限内に加入書を寄託することができな
かつた政府に対し、期限の延長を認めることが
できる。

国でなくなる。ただし、憲法上又は組織上の手続を完了することが困難であるため改正の効力発生の日までに受託することができなかった旨の当該加盟国の申立てを理事会が認め、かつ、当該加盟国のために改正の受託の期限を延長することを理事会が決定する場合は、この限りでない。当該加盟国は、改正の受託を通告する時まで改正に拘束されない。

6 改正が効力を生ずるための要件が2の規定に基づいて理事会が定めた期限までに満たされなかった場合には、改正の勧告は、撤回されたものとみなす。

第六十三條 脱退
1 加盟国は、寄託者に対して脱退の通告を行うことにより、この協定の効力発生の後いつでも、この協定から脱退することができる。脱退の通告を行った加盟国は、同時に、脱退の通告を行った旨を理事会に通報する。

第六十四條 除名
理事会は、加盟国がこの協定に基づく義務に違反していると認定し、かつ、その違反がこの協定の実施を著しく妨げていると決定する場合には、特別多数票による議決で、当該加盟国をこの協定から除名することができる。理事会は、その旨を寄託者に直ちに通告する。当該加盟国は、理事会の決定の日の後一年で、締約国でなくなる。

第六十五條 脱退する加盟国、除名される加盟国又は改正を受託する加盟国又は改正を受託することができない加盟国の会計上の決済
1 理事会は、この条の規定に従い、次の理由によりこの協定の締約国でなくなる加盟国についての会計上の決済を行う。

(a) 第六十二條の規定によるこの協定の改正を受託することができないこと。
(b) 第六十三條の規定に基づきこの協定から脱退すること。

(c) 前条の規定に基づきこの協定から除名されること。

2 理事会は、この協定の締約国でなくなる加盟国が運営勘定に支払った分担金を保留する。

3 理事会は、この協定の改正を受託することができないこと、脱退すること又は除名されることにより締約国でなくなる加盟国に対し、当該加盟国が緩衝在庫勘定について有する持分(緩衝在庫勘定に生ずる余剰分について有する持分を除く)を第四十條の規定に従つて返還する。

(a) この協定の改正を受託することができないことにより締約国でなくなる加盟国に対する返還は、改正の効力発生から一年が経過した後に行う。

(b) 脱退する加盟国に対する返還は、当該加盟国がこの協定の締約国でなくなる日の後六十日以内に行う。もつとも、その脱退の結果、理事会が次条5の規定に基づき返還に先立つてこの協定を終了させることを決定する場合には、第四十條及び次条6の規定を適用する。

(c) 除名される加盟国に対する返還は、当該加盟国がこの協定の締約国でなくなる日の後六十日以内に行う。

4 緩衝在庫勘定の運用を害することなしには又は返還に要する資金を調達するために加盟国からの追加の拠出を要請することなしには3(a)、(b)又は(c)の規定による緩衝在庫勘定からの現金の支払を行うことができない場合には、支払は、緩衝在庫に保有されている天然ゴムのうち必要な量の天然ゴムを上方介入価格以上の価格で売却することができるときまで延期する。脱退する加盟国に対しこの4の規定により支払が延期される旨を理事会が第六十三條に定める一年の期間の満了前に通報する場合において、当該加盟国が希望するときは、脱退の意思の通告と実際の脱退との間の一年の期間は、理事会が当該加盟国の持分の支払が六十日以内に行われる旨の通報を行う時まで延長される。

5 この条の規定により妥当な返還を受けた加盟国は、機関の清算によつて得られる収益につき持分を有する権利を有しない。当該加盟国は、また、返還が行われた後に機関が被るいかなる損失についても責任を有しない。

第六十六條 有効期間、延長及び終了
1 この協定は、効力発生の後五年間効力を有する。ただし、3の規定に基づいてその有効期間が延長される場合又は4若しくは5の規定に基づいて終了する場合は、この限りでない。

2 理事会は、1に規定する五年の期間の満了前に、特別多数票による議決で、この協定について再交渉をすることを決定することができる。

3 理事会は、特別多数票による議決で、この協定の有効期間を1に規定する五年の期間の満了の日から通算して二年を超えない期間延長することができる。

4 天然ゴムに関する新たな国際協定についての交渉が行われ、かつ、3の規定に基づくこの協定の延長期間内に新たな国際協定が効力を生ずる場合には、延長されたこの協定は、新たな国際協定が効力を生ずる時に終了する。

5 理事会は、いつでも、特別多数票による議決で、その定める日にこの協定を終了させることを決定することができる。

6 理事会は、この協定の終了の後、第四十條の規定に従い及び理事会の特別多数票による議決による関連決定に従い機関の清算(会計上の決済を含む)及び資産の処分を行うため、三年を超えない期間存続するものとし、この期間中、これらを行うために必要な権限及び任務を有する。

7 理事会は、この条の規定に基づいて行つた決定を寄託者に通報する。

第六十七條 留保
留保は、この協定のいかなる規定についても付することができない。

千九百八十七年三月二十日にジュネーヴで、ひとしく正文であるアラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語によりこの協定を作成した。

附属書A

第六十條の規定の適用上算定された純輸出量の総計に対する各輸出国の純輸出量の百分率

百分率(注)

ボリヴィア	〇・〇六三
ビルマ	〇・三八一
カメルーン	〇・四九四
象牙海岸	〇・八八七
ガーナ	〇・〇〇九
グアテマラ	〇・二七三
インドネシア	二七・三六三
リベリア	二・三〇四
マレーシア	四四・三六一
ナイジェリア	〇・八二七
パプア・ニューギニア	〇・一〇七
フィリピン	〇・二四一
スリ・ランカ	三・八四二
タイ	一七・二五三
ヴェトナム	一・一四一
ザイール	〇・四五四
合計	一〇〇・〇〇〇

注 これらの百分率は、千九百八十一年から千九百八十五年までの五年間における天然ゴムの純輸出量の総計に対する百分率である。

附属書B 第六十條の規定の適用上算定された純輸入量の総計に対する各輸入国及び輸入国群の純輸入量の百分率

百分率(注)

アルゼンティン	〇・九三六
オーストラリア	一・一四六
オーストリア	〇・八七二

ブラジル	一・七三二
ブルガリア	〇・五二一
カナダ	三・三四四
中国	六・九六六
コスタ・リカ	〇・〇七六
チェコスロヴァキア	一・六〇四
エジプト	〇・二七四
欧州経済共同体	二五・七七一
ベルギー・ルクセンブルグ	一・二〇九
デンマーク	〇・一二三
フランス	五・二五七
ドイツ連邦共和国	六・四八〇
ギリシャ	〇・二九八
アイルランド	〇・一六八
イタリア	四・一三〇
オランダ	〇・四四二
ポルトガル	〇・三四三
スペイン	三・二五一
グレート・ブリテン及び 北部アイルランド連合王国	四・〇六九
フィンランド	〇・二六七
インド	一・〇九二
イラク	〇・〇七七
ジャマイカ	〇・〇二三
日本国	一七・五四〇
マダガスカル	〇・〇〇〇
マルタ	〇・〇〇〇
メキシコ	一・七八二
モロッコ	〇・一九五
ニュージーランド	〇・二二二
ノルウェー	〇・一一〇
パナマ	〇・〇三〇
ポーランド	一・七三五
ルーマニア	一・四七二
スウェーデン	〇・四二二
スイス	〇・〇九五

ソヴィエト社会主義共和国連邦 六・八二一
アメリカ合衆国 二四・四二〇
ヴェネズエラ 〇・四二五
合計 一〇〇・〇〇〇

注 これらの百分率は、千九百八十三年から千九百八十五年までの三年間における天然ゴムの純輸入量の総計に対する百分率である。

附属書C 千九百八十五年の国際連合天然ゴム会議の議長が評定した緩衝在庫の費用

千九百八十二年から千九百八十七年まで行われた約三十六万トンの現存緩衝在庫の取得及び運用に要した実際の費用を基礎として、五十五万トンの緩衝在庫の取得及び運用に要する費用は、五十五万トンに下方介入義務価格（一キログラム当たり百六十一マレイシアリングガポール・セントとする）を乗じた額にその額の三パーセントに相当する額を加えることによって、算定することができる。

オゾン層の保護のためのウィーン条約及びオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の締結について承認を求めるの件

オゾン層の保護のためのウィーン条約及びオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

オゾン層の保護のためのウィーン条約

前文

この条約の締約国は、オゾン層の変化が人の健康及び環境に有害な影

響を及ぼすおそれのあることを認識し、

国際連合人間環境会議の宣言の関連規定、特に、「諸国は、国際連合憲章及び国際法の諸原則に基づき、自国の資源をその環境政策に従って開発する主権的権利を有し、及び自国の管轄又は管理の下における活動が他国の環境又は国の管轄の外の区域の環境を害しないことを確保することに責任を有する」と規定する原則21を想起し、

開発途上国の事情及び特別な必要を考慮し、国際機関及び国内機関において進められている作業及び研究、特に国際連合環境計画のオゾン層に関する世界行動計画に留意し、

国内的及び国際的に既にとられているオゾン層の保護のための予防措置に留意し、人の活動に起因するオゾン層の変化を防止するための措置は、国際的な協力及び活動を必要とすること並びに関連のある科学的及び技術的考慮に基づいてべきであることを認識し、

オゾン層及びその変化により生ずるおそれのある悪影響についての科学的知識を一層増進させるため、一層の研究及び組織的観測が必要であることを認識し、

オゾン層の変化により生ずる悪影響から人の健康及び環境を保護することを決意して、次のとおり協定した。

第一条 定義

この条約の適用上、

1 「オゾン層」とは、大気境界層よりも上の大気オゾン層をいう。

2 「悪影響」とは、自然環境又は生物相の変化（気候の変化を含む。）であつて、人の健康、自然の生態系及び管理された生態系の構成、回復力及び生産力又は人類に有用な物質に対し著しく有害な影響を与えるものをいう。

3 「代替技術」又は「代替装置」とは、その使

用により、オゾン層に悪影響を及ぼし又は及ぼすおそれのある物質の放出を削減し又は実質的に無くすることを可能にする技術又は装置をいう。

4 「代替物質」とは、オゾン層に対する悪影響が削減され、除去され又は回避される物質をいう。

5 「締約国」とは、文脈により別に解釈される場合を除くほか、この条約の締約国をいう。

6 「地域的な経済統合のための機関」とは、特定の地域の主権国家によつて構成され、この条約又はその議定書が規律する事項に関して権限を有し、かつ、その内部手続に従つてこの条約若しくはその議定書の署名、批准、受諾、承認又はこの条約若しくはその議定書への加入が正当に委任されている機関をいう。

7 「議定書」とは、この条約の議定書をいう。

第二条 一般的義務

1 締約国は、この条約及び自国が締約国であり、かつ、効力が生じている議定書に基づき、オゾン層を変化させ又は変化させるおそれのある人の活動の結果として生じ又は生ずるおそれのある悪影響から人の健康及び環境を保護するために適当な措置をとる。

2 締約国は、この目的のため、利用することができる手段により及び自国の能力に応じ、(a) 人の活動がオゾン層に及ぼす影響並びにオゾン層の変化が人の健康及び環境に及ぼす影響を一層理解し及び評価するため、組織的観測、研究及び情報交換を通じて協力する。

(b) 自国の管轄又は管理の下における人の活動がオゾン層を変化させ又は変化させるおそれがあり、その変化により悪影響が生じ又は生ずるおそれのあることが判明した場合には、当該活動を規制し、制限し、縮小し又は防止するため、適当な立法措置又は行政措置をとる。

り及び適当な政策の調整に協力する。

(c) 議定書及び附属書の採択を目的として、この条約の実施のための合意された措置、手続及び基準を定めることに協力する。

(d) この条約及び自国が締約国である議定書を効果的に実施するため、関係国際団体と協力する。

3 この条約は、締約国が1及び2の措置のほか追加的な国内措置を国際法に従つてとる権利に影響を及ぼすものではなく、また、締約国により既にとられている追加的な国内措置に影響を及ぼすものではない。ただし、当該追加的な国内措置は、この条約に基づく締約国の義務に抵触するものであつてはならない。

4 この条約の規定は、関連のある科学的及び技術的考慮に基づいて適用する。

第三条 研究及び組織的観測

1 締約国は、適宜、直接に又は関係国際団体を通じて次の事項並びに附属書I及び附属書IIに定める事項に関する研究及び科学的評価に着手すること並びにその実施に協力することを約束する。

(a) オゾン層に影響を及ぼす可能性のある物理学的及び化学的過程

(b) オゾン層の変化が及ぼす人の健康に対する影響その他の生物学的影響、特に、生物学的影響のある太陽紫外放射(UV-B)の変化が及ぼす影響

(c) オゾン層の変化が及ぼす気候的影響

(d) オゾン層の変化及びそれに伴うUV-Bの変化が人類に有用な天然及び合成の物質に及ぼす影響

(e) オゾン層に影響を及ぼす可能性のある物質、習慣、製法及び活動並びにこれらの累積作用

(f) 代替物質及び代替技術

(g) 関連のある社会経済問題

2 締約国は、附属書Iに定めるオゾン層の状態及び他の関連要素の組織的観測のための共同の

又は相互に補完的な計画を、直接に又は関係国際団体を通じて、国内法並びに国内的及び国際的に行われている関連活動を十分に考慮して適宜推進し又は策定することを約束する。

3 締約国は、適当な世界的な資料センターを通じて研究資料及び観測資料の収集、確認及び送付が定期的かつ適時に行われることを確保するため直接に又は関係国際団体を通じて協力することを約束する。

第四条 法律、科学及び技術の分野における協力

1 締約国は、附属書IIに定めるところにより科学、技術、社会経済、商業及び法律に関する情報であつてこの条約に関連のあるものの交換を円滑にし及び奨励する。当該情報は、締約国の合意する団体に提供する。当該団体は、情報を提供する締約国により秘密とされた情報を提供された場合には、当該情報がすべての締約国により入手可能となるまで、その秘密性を保護するため、当該情報を開示しないことを確保し、一括して保管する。

2 締約国は、自国の法令及び慣行に従い、開発途上国の必要を特に考慮して、技術及び知識の発展及び移転を直接に又は関係国際団体を通じて促進することに協力する。その協力は、特に次の手段を通じて実施する。

(a) 他の締約国による代替技術の取得の円滑化

(b) 代替技術及び代替装置に関する情報及び特別の手引書又は案内書の提供

(c) 研究及び組織的観測に必要な装置及び設備の提供

(d) 科学上及び技術上の要員の適当な訓練

第五条 情報の送付

締約国は、次条の規定に基づいて設置される締約国会議に対し、事務局を通じて、この条約及び自国が締約国である議定書の実施のためにとつた措置に関する情報を、この条約又は関連議定書の締約国の会合が決定する書式及び間隔で送付する。

第六条 締約国会議

1 この条約により締約国会議を設置する。締約国会議の第一回会合は、次条の規定により暫定的に指定される事務局がこの条約の効力発生の後一年以内に招集する。その後は、締約国会議の通常会合は、第一回会合において決定する一定の間隔で開催する。

2 締約国会議の特別会合は、締約国会議が必要と認めるとき又は締約国から書面による要請のある場合において事務局がその要請を締約国に通報した後六箇月以内に締約国の少なくとも三分の一がその要請を支持するとき、開催する。

3 締約国会議は、締約国会議及び締約国会議が設置する補助機関の手続規則及び財政規則並びに事務局の任務の遂行のための財政規定をコンセンサス方式により合意し及び採択する。

4 締約国会議は、この条約の実施状況を絶えず検討し、更に次のことを行う。

(a) 前条の規定に従つて提出される情報の送付のための書式及び間隔を決定すること並びに当該情報及び補助機関により提出される報告を検討すること。

(b) オゾン層、生ずる可能性のあるオゾン層の変化及びその変化により生ずる可能性のある影響に関する科学上の情報を検討すること。

(c) オゾン層を変化させ又は変化させる可能性のある物質の放出を最小にするための適当な政策、戦略及び措置の調整を第二條の規定に基づき促進すること並びにこの条約に関連のある他の措置に関して勧告を行うこと。

(d) 第三條及び第四條の規定に基づき、研究、組織的観測、科学上及び技術上の協力、情報の交換並びに技術及び知識の移転のための計画を採択すること。

(e) 必要に応じ、第九條及び第十條の規定に基づいてこの条約及びその附属書の改正を検討し及び採択すること。

(f) 議定書及びその附属書の改正を検討すること。

と並びに改正が決定された場合には、当該議定書の締約国に対し当該改正を採択するよう勧告すること。

(g) 必要に応じ、第十條の規定に基づいてこの条約の追加附属書を検討し及び採択すること。

(h) 必要に応じ、第八條の規定に基づいて議定書を検討し及び採択すること。

(i) この条約の実施に必要な認められる補助機関を設置すること。

(j) 適当な場合には、関係国際団体及び科学委員会、特に世界気象機関、世界保健機関及びオゾン層調整委員会に対し、科学的研究、組織的観測その他この条約の目的に関連する活動に係る役務の提供を求めること並びに適宜これらの団体及び委員会からの情報を利用すること。

(k) この条約の目的の達成のために必要な追加的な行動を検討し及びとること。

5 国際連合、その専門機関及び国際原子力機関並びにこの条約の締約国でない国は、締約国会議の会合にオブザーバーを出席させることができる。オゾン層の保護に関連のある分野において認められた団体又は機関(国内若しくは国際の又は政府若しくは非政府のもの)のいずれであるかを問わない。であつて、締約国会議の会合にオブザーバーを出席させることを希望する旨事務局に通報したものは、当該会合に出席する締約国の三分の一以上が反対しない限り、オブザーバーを出席させることを認められる。オブザーバーの出席及び参加は、締約国会議が採択する手続規則の適用を受ける。

第七条 事務局

1 事務局は、次の任務を遂行する。

(a) 前条及び次条から第十條までに規定する会合を準備し及びその会合のための役務を提供すること。

(b) 第四條及び第五條の規定により設置される補助機

関の会合から得られる情報に基づく報告書を作成し及び送付すること。

(c) 議定書により課された任務を遂行すること。

(d) この条約に基づく任務を遂行するために行った活動に関する報告書を作成し及びその報告書を締約国会議に提出すること。

(e) 他の関係国際団体との必要な調整を行うこと。特に、その任務の効果的な遂行のために必要な事務的な及び契約上の取決めを行うこと。

(f) 締約国会議が決定する他の任務を遂行すること。

2 事務局の任務は、前条の規定に従って開催される締約国会議の第一回通常会合が終了するまでは、国際連合環境計画が暫定的に遂行する。締約国会議は、第一回通常会合において、この条約に基づく事務局の任務を遂行する意思を表明した既存の関係国際機関の中から事務局を指定する。

第八条 議定書の採択
1 締約国会議は、その会合において、第二条の規定により議定書を採択することができる。

2 議定書案は、締約国会議の会合の少なくとも六箇月前に事務局が締約国に通報する。

第九条 この条約及び議定書の改正
1 締約国は、この条約及び議定書の改正を提案することができる。改正に当たっては、特に、関連のある科学的及び技術的考慮を十分に払ふこととする。

2 この条約の改正は、締約国会議の会合において採択する。議定書の改正は、当該議定書の締約国の会合において採択する。この条約及び議定書の改正案は、当該議定書に別段の定めがある場合を除くほか、その採択が提案される会合の少なくとも六箇月前に事務局が締約国に通報する。事務局は、改正案をこの条約の署名国にも参考のために通報する。

3 締約国は、この条約の改正案につき、コンセンサス方式により合意に達するようあらゆる努力を払う。コンセンサスのためのあらゆる努力にもかかわらず合意に達しない場合には、改正案は、最後の解決手段として、当該会合に出席しかつ投票する締約国の四分の三以上の多数票による議決で採択するものとし、寄託者は、これをすべての締約国に対し批准、承認又は受諾のために送付する。

4 3の手続は、議定書の改正について準用する。ただし、議定書の改正案の採択は、当該会合に出席しかつ投票する当該議定書の締約国の三分の二以上の多数票による議決で足りる。

5 改正の批准、承認又は受諾は、寄託者に対して書面により通告する。3又は4の規定に従って採択された改正は、この条約の締約国の少なくとも四分の三又は関連議定書の締約国の少なくとも三分の二の批准、承認又は受諾の通告を寄託者が受領した後九十日目の日に、当該改正を批准し、承認し又は受諾した締約国の間で効力を生ずる。その後は、改正は、他の締約国が当該改正の批准書、承認書又は受諾書を寄託した後九十日目の日に当該他の締約国について効力を生ずる。ただし、関連議定書に改正の発効要件について別段の定めがある場合を除く。

6 この条の規定の適用上、「出席しかつ投票する締約国」とは、出席しかつ賛成票又は反対票を投ずる締約国をいう。

第十条 附属書の採択及び改正
1 この条約の附属書又は議定書の附属書は、それぞれ、この条約又は当該議定書の不可分の一部を成すものとし、「この条約又は議定書」というときは、別段の明示の定めがない限り、附属書を含めていうものとする。附属書は、科学的、技術的及び管理的な事項に限定される。

2 この条約の追加附属書又は議定書の附属書の提案、採択及び効力発生については、次の手続を適用する。ただし、議定書に当該議定書の附属書に關して別段の定めがある場合を除く。

(a) この条約の附属書は前条の2及び3に定める手続を準用して提案され及び採択され、議

定書の附属書は同条の2及び4に定める手続を準用して提案され及び採択される。

(b) 締約国は、この条約の追加附属書又は自国が締約国である議定書の附属書を承認することのできない場合には、その旨を、寄託者が採択を通報した日から六箇月以内に寄託者に対して書面により通告する。寄託者は、受領した通告をすべての締約国に遅滞なく通報する。締約国は、いつでも、先に行つた異議の宣言に代えて受諾を行うことができるものとし、この場合において、附属書は、当該締約国について効力を生ずる。

(c) 附属書は、寄託者による採択の通報の送付の日から六箇月を経過した時に、(b)の規定に基づく通告を行わなかつたこの条約又は関連議定書のすべての締約国について効力を生ずる。

3 この条約の附属書及び議定書の附属書の改正の提案、採択及び効力発生は、この条約の附属書及び議定書の附属書の提案、採択及び効力発生と同一の手続に従う。附属書の作成及び改正に当たっては、特に、関連のある科学的及び技術的考慮を十分に払ふこととする。

4 附属書の追加又は改正がこの条約又は議定書の改正を伴うものである場合には、追加され又は改正された附属書は、この条約又は当該議定書の改正が効力を生ずる時まで効力を生じない。

第十一条 紛争の解決
1 この条約の解釈又は適用に關して締約国間で紛争が生じた場合には、紛争当事国は、交渉により紛争の解決に努める。

2 紛争当事国は、交渉により合意に達することができなかつた場合には、第三者によるあつせん又は仲介を共同して求めることができる。

3 国及び地域的な経済統合のための機関は、1又は2の規定により解決することができなかつた紛争について、次の紛争解決手段の一方又は双方を義務的なものとして受け入れることをこの条約の批准、受諾、承認若しくはこれへの加入の際に又はその後いつでも、寄託者に対し書面により宣言することができる。

(a) 締約国会議が第一回通常会合において採択する手続に基づく仲裁

(b) 国際司法裁判所への紛争の付託
4 紛争は、紛争当事国が3の規定に従つて同一の紛争解決手段を受け入れていない場合を除くほか、当該紛争当事国が別段の合意をしない限り、5の規定により調停に付する。

5 いずれかの紛争当事国の要請があつたときは、調停委員会が設置される。調停委員会は、各紛争当事国が指名する同数の委員及び指名された委員が共同で選出する委員長によつて構成される。調停委員会は、最終的かつ勧告的な裁定を行い、紛争当事国は、その裁定を誠実に検討する。

6 この条の規定は、別段の定めがある議定書を除くほか、すべての議定書について準用する。

第十二条 署名
この条約は、千九百八十五年三月二十二日から同年九月二十一日まではウィーンにあるオーストリア共和国連邦外務省において、同年九月二十二日から千九百八十六年三月二十一日まではニューヨークにある国際連合本部において、国及び地域的な経済統合のための機関による署名のために開放しておく。

第十三条 批准、受諾又は承認
1 この条約及び議定書は、国及び地域的な経済統合のための機関により批准され、受諾され又は承認されなければならない。批准書、受諾書又は承認書は、寄託者に寄託する。

2 この条約又は議定書の締約国となる1の機関で当該機関のいずれの構成国も締約国となつていないものは、この条約又は関連議定書に基づくすべての義務を負う。当該機関及びその一又は二以上の構成国がこの条約又は同一の議定書の締約国である場合には、当該機関及びその構成国は、この条約又は当該議定書に基づく義務

の履行につきそれぞれの責任を決定する。この場合において、当該機関及びその構成国は、この条約又は当該議定書に基づく権利を同時に行使することができない。

3 1の機関は、この条約又は議定書の規律する事項に関する当該機関の権限の範囲をこの条約又は関連議定書の批准書、受諾書又は承認書において宣言する。当該機関は、また、その権限の範囲の実質的な変更を寄託者に通報する。

第十四条 加入

1 この条約及び議定書は、この条約及び議定書の署名のための期間の終了後は、国及び地域的な経済統合のための機関による加入のために開放しておく。加入書は、寄託者に寄託する。

2 1の機関は、この条約又は議定書の規律する事項に関する当該機関の権限の範囲をこの条約又は関連議定書への加入書において宣言する。当該機関は、また、その権限の範囲の実質的な変更を寄託者に通報する。

3 前条2の規定は、この条約又は議定書に加入する地域的な経済統合のための機関についても適用する。

第十五条 投票権

1 この条約又は議定書の各締約国は、一の票を有する。

2 地域的な経済統合のための機関は、1の規定にかかわらず、その権限の範囲内の事項について、この条約又は関連議定書の締約国であるその構成国の数と同数の票を投票する権利を行使する。当該機関は、その構成国が自国の投票権を行使する場合には、投票権を行使してはならない。その逆の場合も、同様とする。

第十六条 この条約と議定書との関係
1 国及び地域的な経済統合のための機関は、この条約の締約国である場合又は同時にこの条約の締約国となる場合を除くほか、議定書の締約国となることができない。
2 議定書に関する決定は、当該議定書の締約国が行う。

第十七条 効力発生

1 この条約は、二十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の日から九十日目の日に効力を生ずる。

2 議定書は、当該議定書に別段の定めがある場合を除くほか、十一番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の日から九十日目の日に効力を生ずる。

3 この条約は、二十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の後これを批准し、受諾し、承認し又はこれに加入する締約国については、当該締約国による批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の日から九十日目の日に効力を生ずる。

4 議定書は、当該議定書に別段の定めがある場合を除くほか、2の規定に基づいて効力が生じた後にこれを批准し、受諾し、承認し又はこれに加入する締約国については、当該締約国が批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託した日の後九十日目の日又はこの条約が当該締約国について効力を生ずる日のいずれか遅い日に効力を生ずる。

5 地域的な経済統合のための機関によつて寄託される文書は、1及び2の規定の適用上、当該機関の構成国によつて寄託されたものに追加して数えてはならない。

第十八条 留保

この条約については、留保は、付することができない。

第十九条 脱退

1 締約国は、自国についてこの条約が効力を生じた日から四年を経過した後いつでも、寄託者に対して書面による脱退の通告を行うことにより、この条約から脱退することができる。

2 議定書の締約国は、当該議定書に別段の定めがある場合を除くほか、自国について当該議定書が効力を生じた日から四年を経過した後いつでも、寄託者に対して書面による脱退の通告を行うことにより、当該議定書から脱退すること

ができる。

3 1及び2の脱退は、寄託者が脱退の通告を受領した日の後一年を経過した日又はそれよりも遅い日であつて脱退の通告において指定されている日に効力を生ずる。

4 この条約から脱退する締約国は、自国が締約国である議定書からも脱退したものとみなす。

第二十条 寄託者

1 国際連合事務総長は、この条約及び議定書の寄託者の任務を行う。

2 寄託者は、締約国に対し、特に次の事項を通報する。

(a) この条約及び議定書の署名並びに第十三条及び第十四条の規定に基づく批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託

(b) 第十七条の規定に基づきこの条約及び議定書が効力を生ずる日

(c) 前条の規定に基づく脱退の通告

(d) 第九条の規定に基づくこの条約及び議定書に關して採択された改正、締約国によるその受諾並びにその効力発生の日

(e) 第十条の規定に基づいて行われる附属書の採択、承認及び改正に關するすべての通告

(f) この条約及び議定書の規律する事項に關する地域的な経済統合のための機関の権限の範囲及びその変更についての当該機関による通報

(g) 第十一条3の規定に基づく宣言

第二十一条 正文

アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とするこの条約の原本は、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

千九百八十五年三月二十二日にウィーンで作成した。

1 附属書I 研究及び組織的観測

1 締約国は、主要な科学的問題が次のとおりであることを認識する。

(a) 生物学的影響のある太陽紫外放射(UV-B)の地表に到達する量を変化させると考えられるオゾン層の変化並びにその結果として人の健康、生物、生態系及び人類に有用な物質に生じ得る影響

(b) 大気の大気構造を変化させ得るオゾン層の鉛直分布の変化並びにその結果として気象及び気候に生じ得る影響

2 締約国は、第三条の規定に基づき、次の分野において研究及び組織的観測を実施し並びに将来の研究及び観測に關する勧告を作成するため協力する。

(a) 大気の大気物理及び化学に關する研究

(i) 包括的な理論モデルに係る事項
放射過程、力学的過程及び化学的過程の間の相互作用を考慮したモデルの一層の開発、人工及び天然の各種の物質が同時に大気オゾンに及ぼす影響の研究、人工衛星その他の観測資料の解釈並びに大気科学的及び地球物理学的要素の変化傾向の評価並びに当該要素の変化の原因を特定する方法の開発

(ii) 屋内研究に係る事項
速度係数、吸収断面積、対流圏及び成層圏における化学的及び光化学的過程の仕組み並びにすべての関連のあるスペクトル領域における屋外観測を支援する分光学的資料

(iii) 屋外観測に係る事項
天然及び人工起源の重要な気体成分の濃度及びフラックス、大気力学に關する研究、直接測定及び遠隔測定の機器を使用し、大気境界層よりも上にある光化学的に關連のある物質の同時測定、異なる感知器の相互比較(人工衛星に搭載する計測器のための相互に關する共同観測を含む)

- 並びに重要な大気微量成分、太陽スペクトルフラックス及び気象要素の三次元的な場
- (iv) 大気微量成分、太陽フラックス及び気象要素を測定するための感知器（人工衛星用であるかないかを問わない）を含む計測器の開発
- (b) 健康上及び生物学上の影響並びに光分解の影響に関する研究
- (i) 可視及び紫外の太陽放射の人体に対する照射と(a)皮膚がん（黒色腫のもの）であるかないかを問わない(b)の進行との関係及び(b)免疫機構への影響との関係
- (ii) UV-Bが(a)農作物、森林その他の陸上生態系並びに(b)水中の食物網及び漁業に及ぼす影響（波長依存性を含む）。この場合において、水中の食物網及び漁業に及ぼす影響には、海洋植物プランクトンの酸素発生に及ぼす悪影響を含む。
- (iii) UV-Bが生物物質、種及び生態系に作用する仕組み（UV-Bの線量及び線量率と応答との関係並びに光回復、順応及び防護を含む）
- (iv) 諸波長領域の相互作用の可能性を考慮に入れるために多色光放射を使用して行う生物学的作用スペクトル及びスペクトル応答の研究
- (v) UV-Bが生物圏の平衡に重要な生物の種の感受性及び活性並びに光合成及び生物成のような一次過程に及ぼす影響
- (vi) UV-Bが汚染物質、農業用化学物質その他の物質の光分解に及ぼす影響
- (c) 気候への影響に関する研究
- (i) オゾンその他の微量成分が放射に及ぼす影響並びにこれが地表及び海面の温度、降水分布、対流圏と成層圏との間の交換のような気候要素に及ぼす影響の理論的研究及び観測による研究
- (ii) (i)の気候への影響が人の活動の諸側面に及ぼす影響の調査
- (d) 組織的観測
- (i) 人工衛星による観測網及び地上の観測網を統合した全球オゾン観測組織を最大限に活動させることによるオゾン層の状態（すなわち、気柱全量及び鉛直分布の空間的及び時間的変動）の観測
- (ii) 水素酸化物、窒素酸化物、塩素酸化物及び炭素化合物の元となる気体の対流圏及び成層圏における濃度の観測
- (iii) 地上の観測網及び人工衛星による観測網の双方を利用した地表から中間圏までの温度の観測
- (iv) 人工衛星による測定を利用した地球の大気圏に到達する波長別の太陽フラックス及び地球の大気圏外への熱放射の観測
- (v) 地表に到達する太陽フラックスであつて生物学的影响のある紫外領域のものの波長別の観測
- (vi) 地上及び空中の観測網並びに人工衛星による観測網を利用した地表から中間圏までにおけるエーロゾルの性質及び分布の観測
- (vii) 地上における高水準の気象観測事業の維持による気候上重要な要素の観測
- (viii) 地球規模の資料を解析するための改良された手法を用いた微量成分、温度、太陽フラックス及びエーロゾルの観測
- 3 締約国は、開発途上国の特別な必要を考慮して、この附屬書に定める研究及び組織的観測に参加するために必要な科学的及び技術的訓練を促進するため協力する。比較可能な又は標準化された科学的資料を作成するため、特に観測機器及び手法の相互校正に重点を置く。
- 4 次に掲げる天然及び人工起源の化学物質（順序不同）は、オゾン層の化学的及び物理学的性質を変化させる可能性があると考えられている。
- (a) 炭素を含む物質
- (i) 一酸化炭素(CO)
- 一酸化炭素は、天然及び人工の発生源から大量に発生しており、対流圏内の光化学において主要なかつ直接の役割及び成層圏内の光化学において間接の役割を果たすと考えられている。
- (ii) 二酸化炭素(CO₂)
- 二酸化炭素は、天然及び人工の発生源から大量に発生しており、大気の大気構造に影響を及ぼすことにより成層圏のオゾンに影響を及ぼす。
- (iii) メタン(CH₄)
- メタンは、天然及び人工の発生源を有しており、対流圏及び成層圏のオゾンに影響を及ぼす。
- (iv) 非メタン炭化水素
- 非メタン炭化水素は、多種の化学物質として存在し、天然及び人工の発生源を有しており、対流圏内の光化学において直接の役割及び成層圏内の光化学において間接の役割を果たす。
- (b) 窒素を含む物質
- (i) 一酸化二窒素(N₂O)
- 一酸化二窒素は、その主たる発生源が天然のものであるが、人工のものも重要性が高まりつつある。一酸化二窒素は、成層圏のオゾンの量の調節に決定的な役割を果たす成層圏の窒素酸化物の主要な元である。
- (ii) 窒素酸化物(NO_x)
- 地上の発生源からの窒素酸化物は、対流圏内の光化学においてのみ主要なかつ直接の役割を、成層圏内の光化学において間接の役割を果たすが、対流圏界面近くにおける窒素酸化物の注入は、対流圏上部及び成層圏のオゾンの変化を直接引き起こす可能性がある。
- (c) 塩素を含む物質
- (i) 完全にハロゲン化されたアルカン類、例えば CCl₄、CFCl₃ (CFC-11)、CF₂Cl₂ (CFC-12)、C₂F₅Cl (CFC-113)、C₂F₄Cl₂ (CFC-114)
- 完全にハロゲン化されたアルカン類は、人工的なものであり、塩素酸化物の元となる。この塩素酸化物は、特に高度三十キロメートルから五十キロメートルまでの領域におけるオゾンの光化学において決定的な役割を果たす。
- (ii) 部分的にハロゲン化されたアルカン類、例えば、CH₃Cl、CH₂Cl₂ (CFC-22)、CH₃CF₃、CH₂CF₃ (CFC-21)
- 一塩化メタンの発生源は、天然のものであるが、その他の部分的にハロゲン化されたアルカン類はこの(ii)に例示されたものの起源は、人工的なものである。部分的にハロゲン化されたアルカン類の気体は、また、成層圏の塩素酸化物の元となる。
- (iii) 臭素を含む物質
- 完全にハロゲン化されたアルカン類、例えば、CBr₄
- 完全にハロゲン化されたアルカン類の気体は、人工的なものであり、塩素酸化物と同様の挙動を示す臭素酸化物の元となる。
- (d) 水素を含む物質
- (i) 水素(H₂)
- 水素は、その発生源が天然及び人工のものであり、成層圏における光化学において副次的役割を果たす。
- (ii) 水(H₂O)
- 水は、その発生源が天然のものであり、対流圏内及び成層圏内の光化学において決定的な役割を果たす。水蒸気の成層圏における発生源には、メタンの酸化及び少量ではあるが水素の酸化が含まれる。
- 1 附屬書I 情報の交換
- 締約国は、情報の収集及び共有が条約の目的を達成するため及びとられるべき措置が適当かつ公平であることを確保するための重要な手段であることを認識する。よつて、締約国は、科学、技術、社会経済、商業及び法律に関する情

報を交換する。

2 締約国は、収集し及び交換する情報を決定するに当たり、情報の有用性及び取得費用を考慮すべきである。締約国は、更に、この附属書に基づき協力が、特許、企業秘密並びに秘密情報及び所有権の対象となる情報の保護に関する国内法令及び慣行に従って行われなければならないことを認識する。

3 科学上の情報

(a) 科学上の情報には、次のものを含む。
科学上の情報は、次のものを含む。
(a) 入手し得る国内的及び国際的資源の最も効果的な利用のため研究計画の調整を促進する目的で交換する政府及び民間で計画中又は実施中の研究に関する情報

(b) 放出に関する資料で研究に必要なもの

(c) 地球の大気中の物理及び化学並びにその変化についての感度の高き、特にオゾン層の状態及びオゾン層の気柱全量又は鉛直分布のあらゆる時間尺度における変化の結果として生ずる可能性のある人の健康、環境及び気候に対する影響に専門家が検討した刊行物に公表された科学的成果

(d) 研究成果の評価及び将来の研究に関する勧告

技術上の情報

技術上の情報には、次のものを含む。
(a) オゾン層を変化させる物質の放出を削減するための化学的代替品及び代替技術の利用可能性及び費用並びに計画中又は実施中の関連のある研究

(b) 化学的代替品その他の代替品及び代替技術の使用に伴う制限及び危険

5 附属書Iに掲げる物質に関する社会経済上及び商業上の情報

附属書Iに掲げる物質に関する社会経済上及び商業上の情報は、次のものを含む。

(a) 生産及び生産能力

(b) 使用及び使用形態

(c) 輸出入

(d) オゾン層を間接的に変化させる可能性のある人の活動に係る費用、危険及び利益並びに当該活動を規制するためにとられ又はとるべきことが検討されている措置が及ぼす影響に係る費用、危険及び利益

6 法律上の情報

法律上の情報には、次のものを含む。
(a) オゾン層の保護に関する国内法、行政措置及び法的な研究

(b) オゾン層の保護に関連のある国際取極(二国間取極を含む)

(c) オゾン層の保護に関連のある特許権の利用の可能性並びに特許権の実施許諾の方法及び条件

オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書

この議定書の締約国は、
オゾン層の保護のためのウィーン条約の締約国として、
同条約に基づく、オゾン層を変化させ又は変化させるおそれのある人の活動の結果として生じ又は生ずるおそれのある悪影響から人の健康及び環境を保護するために適当な措置をとる義務があることに留意し、
ある種の物質の世界的規模における放出が、人の健康及び環境に悪影響を及ぼすおそれのある態様でオゾン層の著しい破壊その他の変化を生じさせる可能性のあることを認識し、
この物質の放出が気候に及ぼす潜在的な影響を認識し、
オゾン層を保護するための措置が、技術的及び経済的考慮を払ったものであり、かつ、関連のある科学的知識に基づいたものであるべきことを認識し、
オゾン層を破壊する物質の放出を、科学的知識の発展の成果に基づき、かつ、技術的及び経済的考慮を払いつつ無くすることを最終の目標として、

この物質の世界における総放出量を衡平に規制する予防措置をとることによりオゾン層を保護することを決意し、
この物質に対する開発途上国の需要を満たすため特別な措置が必要であることを確認し、
国内的及び地域的に既にとられているある種のクロロフルオロカーボンの放出を規制する予防措置に留意し、
開発途上国の必要に特に留意しつつ、オゾン層を破壊する物質の放出の規制及び削減に関連のある科学及び技術の研究及び開発における国際協力を推進することが重要であることを考慮して、
次のとおり協定した。

第一条 定義

この議定書の適用上、
1 「条約」とは、千九百八十五年三月二十二日に採択されたオゾン層の保護のためのウィーン条約をいう。

2 「締約国」とは、文脈により別に解釈される場合を除くほか、この議定書の締約国をいう。

3 「事務局」とは、条約の事務局をいう。

4 「規制物質」とは、附属書Aに掲げる物質(他の物質と混合してあるかないかを問わない)をいう。ただし、製品(輸送又は貯蔵に使用する容器を除く)の中にあるものを除く。

5 「生産量」とは、規制物質の生産された量から締約国により承認された技術によつて破壊された量を減じた量をいう。

6 「消費量」とは、生産量に規制物質の輸入量を加え、輸出入量を減じた量をいう。

7 生産量、輸入量、輸出入量及び消費量の「算定値」とは、第三条の規定に従つて決定される値をいう。

8 「産業合理化」とは、経済効率を高めること又は工場閉鎖の結果として予想される供給の不足に対応することを目的として、生産量の算定値の全部又は一部をいづれかの締約国から他の締約国に移転することをいう。

第二条 規制措置

1 締約国は、この議定書が効力を生じた日から七番目の月の初日に始まる十二箇月の期間及びその後の十二箇月の期間ごとの附属書AのグループIに属する規制物質の消費量の算定値が千九百八十六年における当該物質の消費量の算定値を超えないことを確保する。当該物質の一又は二以上を生産する締約国は、これらの期間ごとの当該物質の生産量の算定値が千九百八十六年の生産量の算定値を超えないことを確保する。ただし、当該締約国の生産量の算定値は、第五条の規定の適用を受ける締約国の基礎的な国内需要を満たすため及び締約国間の産業合理化のためにのみ、千九百八十六年の算定値をその十パーセントを限度として超えることができる。

2 締約国は、この議定書が効力を生じた日から三十七番目の月の初日に始まる十二箇月の期間及びその後の十二箇月の期間ごとの附属書AのグループIIに属する規制物質の消費量の算定値が千九百八十六年における当該物質の消費量の算定値を超えないことを確保する。当該物質の一又は二以上を生産する締約国は、当該物質の生産量の算定値が千九百八十六年の生産量の算定値を超えないことを確保する。ただし、当該締約国の生産量の算定値は、第五条の規定の適用を受ける締約国の基礎的な国内需要を満たすため及び締約国間の産業合理化のためにのみ、千九百八十六年の算定値をその十パーセントを限度として超えることができる。

3 締約国は、千九百九十三年七月一日から千九百九十四年六月三十日までの期間及びその後の十二箇月の期間ごとの附属書AのグループIに属する規制物質の消費量の算定値が千九百八十六年における当該物質の消費量の算定値の八十パーセントを超えないことを確保する。当該物質の一又は二以上を生産する締約国は、これらの

の期間ごとの当該物質の生産量の算定値が千九百八十六年の生産量の算定値の八パーセントを超えないことを確保する。ただし、当該締約国の生産量の算定値は、第五条の規定の適用を受ける締約国の基礎的な国内需要を満たすため及び締約国間の産業合理化のため、千九百八十六年の生産量の算定値の十パーセントを限度として当該算定値の八パーセントを超えることができる。

4 締約国は、千九百九十八年七月一日から千九百九十九年六月三十日までの期間及びその後の十二箇月の期間ごとの附属書AのグループIに属する規制物質の消費量の算定値が千九百八十六年における当該物質の消費量の算定値の五十パーセントを超えないことを確保する。当該物質の二又は二以上を生産する締約国は、これらの期間ごとの当該物質の生産量の算定値が千九百八十六年の生産量の算定値の五十パーセントを超えないことを確保する。ただし、当該締約国の生産量の算定値は、第五条の規定の適用を受ける締約国の基礎的な国内需要を満たすため及び締約国間の産業合理化のため、千九百八十六年の生産量の算定値の五十パーセントを限度として当該算定値の五十パーセントを超えることができる。この4の規定は、会合において出席しかつ投票する締約国の三分の二以上の多数であつて締約国による附属書AのグループIに属する物質の消費量の算定値の合計の少なくとも三分の二を代表するものによる議決で締約国が別段の決定を行わない限り、適用する。当該別段の決定は、第六条の評価に照らして検討し及び行うものとする。

5 附属書AのグループIに属する規制物質の千九百八十六年の生産量の算定値が二十五キログラムに満たない締約国は、産業合理化のため、1、3及び4に定める限度にかかわらず、生産量を他の締約国に移転し又は他の締約国から受領することができる。ただし、関係締約国の生産量の算定値の合計がこの条に定める生産量の算定値の限度を超えないことを条件とする。

6 第五条の規定の適用を受けない締約国は、千九百八十七年一月一日前に国内法に基づき計画された施設のうち規制物質の生産のためのもので同年九月十六日以前に着工し又は契約したものがある場合には、千九百八十六年の生産量の算定値を決定するに当たり、当該物質の同年の生産量に当該施設の生産量を加えることができる。ただし、当該施設が千九百九十年十二月三十一日までに完成し、かつ、当該施設の生産量を加えた場合にも当該締約国の規制物質の消費量の算定値が一人当たり〇・五キログラムを超えないことを条件とする。

7 生産量の5の規定に基づく移転及び6の規定に基づく追加は、当該移転又は追加の時までに事務局に通報する。

8 (a) 条約第一条6に定義する地域的な経済統合のための機関の構成国である締約国は、この条に定める消費量に関する義務を共同して履行することを合意することができる。ただし、当該締約国の消費量の算定値の合計がこの条の定める限度を超えないことを条件とする。

(b) (a)の合意を行つた締約国は、当該合意に係る消費量の削減の日前に当該合意の内容を事務局に通報する。

(c) (a)の合意は、地域的な経済統合のための機関のすべての構成国及び当該機関がこの議定書の締約国となり、かつ、当該締約国の実施の方法を事務局に通報した場合にのみ、実施可能となる。

9 (a) 締約国は、第六条の評価に基づいて、次の事項を決定することができる。

(i) 附属書Aに掲げるオゾン破壊係数を調整すること及び調整する場合にその内容

(ii) 規制物質の生産量又は消費量を千九百八十六年の水準に対して更に調整し又は削減すること並びに調整し又は削減する場合にその範囲、量及び時期

(b) (a)の(i)及び(ii)の調整に関する提案は、その採択が提案される締約国の会合の少なくとも六箇月前に事務局が締約国に通報する。

(c) 締約国は、(a)の決定を行うに当たり、コンセンサス方式により合意に達するようあらゆる努力を払う。コンセンサスのためのあらゆる努力にもかかわらず合意に達しない場合には、当該決定は、最後の解決手段として、出席しかつ投票する締約国の三分の二以上の多数であつて締約国による規制物質の消費量の合計の少なくとも五十パーセントを代表するものによる議決で採択する。

(d) この9の決定は、すべての締約国を拘束するものとし、寄託者は、これを直ちに締約国に通告する。当該決定は、当該決定に別段の定めがある場合を除くほか、寄託者による通告の送付の日から六箇月を経過した時に効力を生ずる。

10 (a) 締約国は、第六条の評価に基づき及び条約第九条に定める手続に従つて、次の事項を決定することができる。

(i) いずれかの物質をこの議定書の附属書に追加し又は当該附属書から削除すること。

(ii) (i)の規定に基づいて追加し又は削除する物質に適用すべき規制措置の仕組み、範囲及び時期

(b) (a)の決定は、出席しかつ投票する締約国の三分の二以上の多数票による議決で受諾されていることを条件として効力を生ずる。

11 締約国は、この条の規定にかかわらず、この条の定める措置よりも厳しい措置をとることができる。

第三節 規制値の算定

締約国は、前条及び第五条の規定の適用上、附属書AのグループIごとに自国についての算定値を次の方法により決定する。

(a) 生産量の算定値については、

(i) 各規制物質の年間生産量に附属書Aに定める当該物質のオゾン破壊係数を乗じ、

(ii) (i)の規定により得られた数値を合計する。

(b) 輸入量及び輸出入量の算定値については、それぞれ、(a)の規定を準用して計算する。

(c) 消費量の算定値については、(a)の規定により決定される生産量の算定値に(b)の規定により決定される輸入量の算定値を加え、(b)の規定により決定される輸出入量の算定値を減ずる。ただし、非締約国への規制物質の輸出入は、千九百九十三年一月一日以降は、当該輸出入を行う締約国の消費量の算定に当たり減ずることができない。

第四節 非締約国との貿易の規制

1 締約国は、この議定書の締約国でない国から規制物質を輸入することをこの議定書の効力発生の日から一年以内に禁止するものとする。

2 次条1の規定の適用を受ける締約国は、千九百九十三年一月一日以降この議定書の締約国でない国に対し規制物質を輸出することができない。

3 締約国は、この議定書の効力発生の日から三年以内に、規制物質を含んでいる製品の表を条約第十条に定める手続に従つて附属書に定めるものとする。当該附属書に当該手続に従つて異議の申立てを行わなかつた締約国は、この議定書の締約国でない国から当該製品を輸入することを当該附属書の効力発生の日から一年以内に禁止するものとする。

4 締約国は、この議定書の締約国でない国から規制物質を用いて生産された製品（ただし、規制物質を含まないものに限り）を輸入することを禁止し又は制限することの実行可能性についてこの議定書の効力発生の日から五年以内に決定するものとする。締約国は、実行可能であると決定した場合には、当該製品の表を条約第十条に定める手続に従つて附属書に定める。当該

附屬書に對し当該手続に従つて異議の申立てを行わなかつた締約国は、この議定書の締約国でない国から当該製品を輸入することを当該附屬書の効力発生の日から一年以内に禁止し又は制限するものとする。

5 締約国は、規制物質を生産し及び利用するための技術をこの議定書の締約国でない国に輸出しないよう拘束する。

6 締約国は、規制物質の生産に役立つ製品、装置、工場又は技術をこの議定書の締約国でない国に輸出するための新たな補助金、援助、信用、保証又は保険の供与を行わないようにする。

7 5及び6の規定は、規制物質の封じ込め、回収、再利用若しくは破壊の方法を改善し、代替物質の開発を促進し又は他の方法により規制物質の放出の削減に寄与する製品、装置、工場及び技術については、適用しない。

8 この条の規定にかかわらず、この議定書の締約国でない国からの1、3及び4の輸入については、当該国が第二及びこの条の規定を完全に遵守していると締約国の会合において認められ、かつ、第二及びこの条の規定を完全に遵守していることを示す資料を第七條の規定に基づいて提出している場合には、許可することができる。

第五條 開発途上国の特別な事情

1 開発途上国である締約国で、当該締約国の規制物質の消費量の算定値が当該締約国についてこの議定書が効力を生ずる日において又はその後のこの議定書の効力発生の日から十年以内のいずれかの時点において一人当たり〇・三キログラム未満であるものは、基礎的な国内需要を満たすため、第二條の1から4までに定める規制措置の実施時期を十年遅らせることができる。ただし、当該締約国は、消費量の算定値が一人当たり〇・三キログラムを超えないようにする。当該締約国は、規制措置を実施するための基準として、千九百九十五年から千九百九十七

年までの各年の消費量の算定値の平均値又は消費量の算定値が一人当たり〇・三キログラムとなる値のいずれか低い値を使用することができ

2 締約国は、開発途上国である締約国による環境上安全な代替物質及び代替技術の取得を円滑にし及びその速やかな利用を援助することを約束する。

3 締約国は、開発途上国である締約国による代替技術及び代替製品の利用のため、補助金、援助、信用、保証又は保険の供与を二国間又は多数国間で促進することを約束する。

第六條 規制措置の評価及び再検討

締約国は、千九百九十年に及び同年以降少なくとも四年ごとに、科学、環境、技術及び経済の分野の入手し得る情報に基づいて、第二條に定める規制措置を評価する。締約国は、その評価の少なくとも一年前に、当該分野において認められた専門家から成る適当な委員会を招集し並びに委員会の構成及び付託事項を決定する。委員会は、その招集の日から一年以内に、その結論を事務局を通じて締約国に報告する。

第七條 資料の提出

1 締約国は、千九百八十六年における自国の規制物質の生産量、輸入量及び輸出量に関する統計資料又は、当該統計資料が得られない場合には、その最良の推定値を締約国となつた日から三箇月以内に事務局に提出する。

2 締約国は、締約国となつた年及びその後毎年自国の規制物質の年間生産量（締約国により承認された技術によつて破壊された量に關しては、別の資料に明示する）、年間輸入量並びに締約国及び非締約国それぞれに対する年間輸出量に関する統計資料を事務局に提出する。統計資料は、当該統計資料に係る年の末から遅くとも九箇月以内に送付する。

第八條 違反

締約国は、その第一回会合において、この議定書に對する違反の認定及び当該認定をされた締約

国の処遇に關する手続及び制度を検討し及び承認する。

第九條 研究、開発、周知及び情報交換

1 締約国は、自国の法令及び慣行に従い、開発途上国の必要を特に考慮して、次の事項に關する研究、開発及び情報交換を直接に又は関係国際団体を通じて促進することに協力する。

(a) 規制物質の封じ込め、回収、再利用若しくは破壊の方法を改善し又は他の方法により規制物質の放出を削減するための最良の技術、規制物質、規制物質を含んでいる製品及び規制物質を用いて製造された製品の代替品

(b) 規制物質を用いて製造された製品の代替品

(c) 関連のある規制のための戦略の費用及び利益

第十條 技術援助

1 締約国は、條約第四條の規定の範囲内及び開発途上国の必要を特に考慮して、この議定書への参加及びこの議定書の実施を円滑にするための技術援助を促進することに協力する。

2 締約国又はこの議定書の署名国は、この議定書の実施又はこれへの参加のための技術援助の要請を事務局に提出することができる。

3 締約国は、その第一回会合において、前条並びに1及び2の規定を実施する手段に關する審議（作業計画の準備を含む）を開始する。当該作業計画は、開発途上国の必要及び事情に特別の考慮を払つたものとする。この議定書の締約国でない地域的な経済統合のための機関又は国は、当該作業計画に定める活動に参加すること奨励されるべきである。

第十一條 締約国の会合

1 締約国は、定期的に会合を開催する。事務局は、この議定書の効力発生の日の後一年以内に（その期間内に条約の締約国会議の会合が予定されている場合には、当該会合と併せて）締約国の第一回会合を招集する。

2 締約国のその後の通常会合は、締約国が別段の決定を行わない限り、条約の締約国会議の会合と併せて開催する。締約国の特別会合は、締約国がその会合において必要と認めるとき又は締約国から書面による要請のある場合において事務局がその要請を締約国に通報した後六箇月以内に締約国の少なくとも三分の一がその要請を支持するとき、開催する。

3 締約国は、その第一回会合において、次のことを行う。

(a) 締約国の会合の手続規則をコンセンサス方式により採択すること。

(b) 第十三條2の財政規則をコンセンサス方式により採択すること。

(c) 第六條の委員会を設置し及びその付託事項を決定すること。

(d) 第八條の手続及び制度を検討し及び承認すること。

(e) 前条3の規定に従つて作業計画の準備を開始すること。

(f) 次条(c)の規定に基づいて事務局が作成する報告書を検討すること。

(g) 第二条に定める規制措置を第六条の規定に従って評価すること。

(h) 必要に応じ、この議定書及び附属書の改正の提案並びに新たな附属書の提案を検討し及び採択すること。

(i) この議定書の実施のための予算を検討し及び採択すること。

(j) この議定書の目的を達成するために必要となる追加的な活動を検討し及び行うこと。

5 国際連合、その専門機関及び国際原子力機関並びにこの議定書の締約国でない国は、締約国の会合にオブザーバーを出席させることができる。オゾン層の保護に関連のある分野において認められた団体又は機関（国内若しくは国際の又は政府若しくは非政府のもの）のいずれであるかを問わない。であつて、締約国の会合にオブザーバーを出席させることを希望する旨事務局に通報したものは、当該会合に出席する締約国の三分の一以上が反対しない限り、オブザーバーを出席させることを認められる。オブザーバーの出席及び参加は、締約国が採択する手続規則の適用を受ける。

第十二条 事務局
この議定書の適用上、事務局は、次の任務を遂行する。

(a) 前条に定める締約国の会合を準備し及びその会合のための役務を提供すること。

(b) 第七条の規定に基づいて提出された資料を受領し及び締約国の要請があつたときはその利用に供すること。

(c) 第七条及び第九条の規定により受領する情報に基づいて定期的に報告書を作成し、締約国に配布すること。

(d) 第十条の規定により受ける技術援助の要請を、当該技術援助の供与を促進するため締約国に通報すること。

(e) 非締約国に対し、締約国の会合にオブザーバーを出席させ及びこの議定書に沿つて行動するよう奨励すること。

(f) 非締約国のオブザーバーに適宜(c)の情報を提供し及び(d)の要請を通報すること。

(g) この議定書の目的を達成するため、締約国により課される他の任務を遂行すること。

第十三条 財政規定
1 この議定書の実施に必要な資金（この議定書に関する事務局の任務に必要なものを含む。）には、専ら締約国の分担金を充てる。

2 締約国は、その第一回会合において、この議定書の実施のための財政規則をコンセンサス方式により採択する。

第十四条 この議定書と条約との関係
条約における議定書に関する規定は、この議定書に別段の定めがある場合を除くほか、この議定書について適用する。

第十五条 署名
この議定書は、千九百八十七年九月十六日にモントリオールにおいて、同年九月十七日から千九百八十八年一月十六日までオタワにおいて及び同年一月十七日から同年九月十五日まではニューヨークにある国際連合本部において、国及び地域的な経済統合のための機関による署名のために開放しておく。

第十六条 効力発生
1 この議定書は、十一以上の国又は地域的な経済統合のための機関であつて、規制物質の千九百八十六年における推定消費量の合計が同年における世界の推定消費量の少なくとも三分の二を代表するものによりこの議定書の批准書、受諾書、承認書又は加入書が寄託されていること及び条約第十七条1に規定する要件が満たされていることを条件として、千九百八十九年一月一日に効力を生ずる。同日までに当該条件が満たされなかつた場合には、この議定書は、当該条件が満たされた日の後九十日目の日に効力を生ずる。

2 地域的な経済統合のための機関によつて寄託される文書は、1の規定の適用上、当該機関の構成国によつて寄託されたものに追加して数え

てはならない。

3 この議定書の効力発生後は、国又は地域的な経済統合のための機関は、その批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の日の後九十日目の日にこの議定書の締約国となる。

第十七条 効力発生後に参加する締約国
第五十条の規定の適用を受ける場合を除くほか、この議定書の効力が生じた日の後にこの議定書の締約国となる国又は地域的な経済統合のための機関は、当該国又は機関が締約国となつた日においてこの議定書の効力発生の日から締約国であつた国又は地域的な経済統合のための機関が負つている第二条及び第四条の規定に基づくすべての義務と同一の義務を直ちに履行する。

第十八条 留保
この議定書については、留保は、付することができない。

第十九条 脱退
この議定書の適用上、第五条1の規定の適用を受ける締約国を除くほか、条約第十九条の脱退に関する規定が適用される。第五条1の規定の適用を受ける締約国は、第二条の1から4までの義務を四年間負つた後いつでも、寄託者に対して書面による通告を行うことにより、この議定書から脱退することができる。脱退は、寄託者が脱退の通告を受領した日の後一年を経過した日又はそれよりも遅い日であつて脱退の通告において指定されている日に効力を生ずる。

第二十条 正文
アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とするこの議定書の原本は、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

千九百八十七年九月十六日にモントリオールで作成した。

附属書A 規制物質		質	オゾン破壊係数(注)
グループ	物		
グループI	CFCl ₃ (CFC-11)	—	—
	CF ₂ Cl ₂ (CFC-12)	—	—
	C ₂ F ₅ Cl(CFC-113)	—	—
	C ₂ F ₅ Cl ₂ (CFC-114)	—	—
グループII	C ₂ F ₅ Cl(CFC-115)	—	—
	CF ₃ BrC ₂ H ₄ Br(CF ₃ BrC ₂ H ₄ Br-1211)	—	—
	CF ₃ BrC ₂ H ₄ Br(CF ₃ BrC ₂ H ₄ Br-1301)	—	—
グループIII	CF ₃ BrC ₂ H ₄ Br(CF ₃ BrC ₂ H ₄ Br-2402)	—	—
	CF ₃ BrC ₂ H ₄ Br(CF ₃ BrC ₂ H ₄ Br-2402)	—	—

注 これらのオゾン破壊係数は、既存の知識に基づく概算値であり、定期的に再検討し及び修正するものとする。

承認を求めるの件
核物質の防護に関する条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づ

き、国会の承認を求める。

核物質の防護に関する条約

この条約の締約国は、

平和的目的のために原子力を開発し及び応用するすべての国の権利並びに原子力の平和的应用から得られる潜在的な利益に対するすべての国の正当な権利を認め、

原子力の平和的应用における国際協力を促進することが必要であることを確信し、

核物質の不法な取得及び使用がもたらす潜在的な危険を回避することを希望し、

核物質に関する犯罪は重大な関心事であること並びにこのような犯罪の防止、発見及び処罰を確保するための適当かつ効果的な措置を緊急にとる必要があることを確信し、

各締約国の国内法及びこの条約に従つて核物質の防護のための効果的な措置を定めるため国際協力が必要であることを認識し、

この条約が核物質の安全な移転を容易にすることを確信し、

国内において使用され、貯蔵され又は輸送される核物質の防護が重要であることを強調し、

軍事的目的のために使用される核物質の効果的な防護が重要であることを認め、また、当該核物質が嚴重に防護されており及び引き続き防護されることを了解して、

次のとおり協定した。

第一条

この条約の適用上、

(a) 「核物質」とは、プルトニウム（プルトニウム二三八の同位体濃度が八十パーセントを超えるものを除く）、ウラン二三三、同位元素ウラン二三五又は二三三の濃縮ウラン、ウランの同位元素の天然の混合率から成るウラ

ン（鉱石又は鉱石の残滓の状態のものを除く）及びこれらの物質の二又は二以上を含有している物質をいう。

(b) 「同位元素ウラン二三五又は二三三の濃縮ウラン」とは、同位元素ウラン二三五若しくは二三三又はこれらの双方を含有しているウランであつて、同位元素ウラン二三三に対するこれらの二同位元素の合計の含有率が、天然ウランにおける同位元素ウラン二三三に対する同位元素ウラン二三五の率より大きいものをいう。

(c) 「国際核物質輸送」とは、最初の積込みが行われる国の領域外への核物質の運送（輸送手段のいかんを問わない）であつて、当該国内の荷送人の施設からの出発をもつて開始し最終仕向国内の荷受人の施設への到着をもつて終了するものをいう。

第二条

1 この条約は、平和的目的のために使用される核物質であつて、国際核物質輸送中のものについて適用する。

2 この条約は、次条、第四条及び第五条の規定を除くほか、平和的目的のために使用される核物質であつて、国内において使用され、貯蔵され又は輸送されるものについても適用する。

3 平和的目的のために使用される核物質であつて国内において使用され、貯蔵され又は輸送されるものに関し締約国がこの条約（次条、第四条及び第五条を除く）により明示的に負う義務を除くほか、この条約のいかなる規定も、当該核物質の国内における使用、貯蔵及び輸送に関する当該締約国の主権的権利に影響を及ぼすものと解してはならない。

第三条

締約国は、国際核物質輸送中の核物質が、自国の領域内にある場合又は自国へ向けて若しくは自

国から出発して輸送を行つて自国の管轄下にある船舶若しくは航空機に積載されている場合に附屬書一に定める水準で防護されることを実行可能な限り確保するため、自国の国内法の枠内で、かつ、国際法に適合する範囲内で適当な措置をとる。

第四条

1 締約国は、国際核物質輸送中の核物質が附屬書一に定める水準で防護される保証を得られない限り、核物質を輸出し又はその輸出を許可してはならない。

2 締約国は、国際核物質輸送中の核物質が附屬書一に定める水準で防護される保証を得られない限り、この条約の非締約国から核物質を輸入し又はその輸入を許可してはならない。

3 締約国は、この条約の非締約国間における国際核物質輸送中の核物質が附屬書一に定める水準で防護される保証を得られない限り、核物質が自国の陸地若しくは内水又は空港若しくは海港を経由して自国の領域を通過することを認めない。ただし、当該保証を得ることが実行可能でない場合は、この限りでない。

4 締約国は、国内のある地点から他の地点まで国際的な水域又は空間を通過して輸送される核物質について、附屬書一に定める防護の水準を自国の国内法の枠内で適用する。

5 1から3までの規定に従い核物質が附屬書一に定める水準で防護される保証を取得すべき責任を負う締約国は、核物質が陸地若しくは内水を通過し又は空港若しくは海港に入ることが予定される国を事前に明らかにし、これに通報する。

6 1の保証を取得すべき責任は、合意によつて、輸入国として輸送に関係する締約国に負わせることができる。

7 この条のいかなる規定も、国の領域（領空及

び領海を含む）に対する主権及び管轄権に影響を及ぼすものと解してはならない。

第五条

1 締約国は、核物質を防護する責任並びに核物質が許可を受けることなく移動され、使用され若しくは変更された場合又はそのおそれが認められる場合に回収及び対応活動を調整する責任を有する自国の中央当局及び連絡上の当局を明らかにし、直接に又は国際原子力機関を通じて相互に通知する。

2 核物質が窃取され、強取され若しくはその他の方法で不法に取得された場合又はそのおそれが認められる場合には、締約国は、自国の国内法に従い、要請する国に対し、当該核物質の回収及び防護について可能な最大限において協力し及び援助するものとし、特に次のことを行う。

(a) 締約国は、核物質が窃取され、強取され若しくはその他の方法で不法に取得されたこと又はそのおそれが認められることについて、関係する国と認める他の国にできる限り速やかに通報し及び適当な場合には国際機関に通報するため、適当な措置をとる。

(b) 関係する締約国は、適当な場合には、危険にさらされた核物質を防護し、輸送容器及びコンテナの健全性を確認し又は不法に取得された核物質を回収することを目的として相互に又は国際機関と情報を交換し、また、次のことを行う。

(i) 外交上の経路その他の合意された経路を通じて、それぞれの活動を調整すること。

(ii) 要請される場合には、援助すること。

(iii) 前記の事態の結果として取得され又は紛失していた核物質の返還を確保すること。

関係する締約国は、この2に規定する協力の実施手段を決定する。

3 締約国は、適当な場合には、国際輸送中の核物質の防護の方式を立案し、維持し及び改善することについて指針を得るため、直接に又は国際機関を通じて相互に協力し及び協議する。

第六条

1 締約国は、他の締約国からこの条約に基づき、又はこの条約の実施のために行われる活動に参加することにより、秘密のものと受領する情報の秘密性を保護するため、自国の国内法に適合する範囲内で適当な措置をとる。締約国は、国際機関に対し情報を秘密性のものとして提供する場合に、当該情報の秘密性が保護されることを確保するため、措置をとる。

2 締約国は、この条約により、国内法上伝達が認められていない情報及び関係国の安全保障又は核物質の防護を害する情報の提供を要求されるものではない。

第七条

1 締約国は、自国の国内法により、故意に行う次の行為を処罰すべき犯罪とする。

(a) 法律に基づく権限なしに行う核物質の受領、所持、使用、移転、変更、処分又は散布であつて、人の死亡若しくは重大な傷害又は財産の實質的な損傷を引き起こし又は引き起こすおそれがあるもの

(b) 核物質の窃取及び強取

(c) 核物質の横領及び詐取

(d) 脅迫、暴行その他の威嚇手段を用いて核物質を要求する行為

(e) (i) 核物質を使用して人の死亡若しくは重大な傷害又は財産の實質的な損傷を引き起こすとの脅迫
(ii) (b)に定める犯罪を行うとの脅迫であつて、何らかの行為を行うこと又は行わないことを自然人若しくは法人、国際機関又は国に対し強要する目的で行うもの

(f) (a)から(e)までに定める行為の未遂
(g) (a)から(f)までに定める行為に加担する行為

2 締約国は、1の犯罪について、その重大性を

考慮した適当な刑罰を科することができるようにする。

第八条

1 締約国は、次の場合において前条に定める犯罪についての自国の裁判権を設定するため、必要な措置をとる。

(a) 犯罪が自国の領域内では又は自国において登録された船舶若しくは航空機内で行われる場合

(b) 容疑者が自国の国民である場合

2 締約国は、容疑者が自国の領域内に所在し、かつ、自国が1のいずれの締約国に対しても第十一條の規定による当該容疑者の引渡しを行わない場合において前条に定める犯罪についての自国の裁判権を設定するため、同様に、必要な措置をとる。

3 この条約は、国内法に従つて行使される刑事裁判権を排除するものではない。

4 1及び2の締約国のほか、国際核物質輸送における輸出国又は輸入国である締約国は、国際法に適合する範囲内で、前条に定める犯罪についての自国の裁判権を設定することができる。

第九条

容疑者が領域内に所在する締約国は、状況によつて正当であると認める場合には、訴追又は引渡しのために当該容疑者の所在を確保するため、自国の国内法により適当な措置(拘禁を含む。)をとる。この条の規定によりとられた措置は、前条の規定に従つて裁判権を設定しなければならぬ国及び適当な場合には他のすべての関係国に対し、遅滞なく通報する。

第十条

容疑者が領域内に所在する締約国は、当該容疑者を引き渡さない場合には、いかなる例外もなしに、かつ、不当に遅滞することなく、自国の法令による手続を通じて訴追のため自国の権限のある当局に事件を付託する。

第十一条

1 第七条に定める犯罪は、締約国間の現行の犯

罪人引渡条約における引渡犯罪とみなされる。締約国は、相互間で将来締結されるすべての犯罪人引渡条約に同条に定める犯罪を引渡犯罪として含めることを約束する。

2 条約の存在を犯罪人引渡し条件とする締約国は、自国との間に犯罪人引渡条約を締結していない他の締約国から犯罪人引渡しの請求を受けた場合には、随意にこの条約を第七条に定め

た犯罪に関する犯罪人引渡しのための法的根拠とみなすことができる。この犯罪人引渡しは、請求を受けた国の法令に定めるその他の条件に従う。

3 条約の存在を犯罪人引渡し条件としない締約国は、犯罪人引渡しの請求を受けた国の法令に定める条件に従い、相互間で、第七条に定める犯罪を引渡犯罪と認める。

4 第七条に定める犯罪は、締約国間の犯罪人引渡しに關しては、当該犯罪が発生した場所のみでなく、第八条1の規定に従つて裁判権を設定しなければならぬ締約国の領域内においても行われたものとみなされる。

第十二条

何人も、自己につき第七条に定める犯罪のいずれかに關して訴訟手続がとられている場合には、そのすべての段階において公正な取扱いを保障される。

第十三条

1 締約国は、第七条に定める犯罪についてとられる刑事訴訟手続に關し、相互に最大限の援助(当該訴訟手続に必要であり、かつ、自国が提供することができ、証拠の提供を含む。)を与える。この場合において、援助を要請された締約国の法令が適用される。

2 1の規定は、刑事問題に關する相互援助を全面的又は部分的に定める現行の又は将来締結される二国間又は多数国間の他の条約に基づく義務に影響を及ぼすものではない。

第十四条

1 締約国は、この条約を実施する自国の法令を

寄託者に通報する。寄託者は、当該情報をすべての締約国に定期的に伝達する。

2 容疑者を訴追した締約国は、実行可能な場合には、まず、訴訟手続の確定的な結果を直接の関係国に通報する。当該締約国は、また、当該確定的な結果を寄託者に通報するものとし、寄託者は、すべての国にこれを伝達する。

3 この条約のいかなる規定も、平和的目的のために使用される核物質であつて、国内において使用され、貯蔵され又は輸送されるものについて犯罪が行われた場合において、容疑者及び核物質が当該犯罪の行われた締約国の領域内に引き続き所在するときは、当該締約国に対し当該犯罪の刑事訴訟手続に關する情報の提供を要求するものと解してはならない。

第十五条

この条約の附属書は、この条約の不可分の一部を成す。

第十六条

1 寄託者は、この条約の効力発生の五年後に、この条約の実施状況並びにその時の状況に照らしてこの条約の前文、本文及び附属書の妥当性を検討するため、締約国の會議を招集する。

2 その後は、締約国の過半数による寄託者に対する提案に基づき、五年以上の間隔を置いて1に規定する會議と同様の目的を有する會議を更に招集することができる。

第十七条

1 この条約の解釈又は適用に關して締約国間に紛争が生じた場合には、当該締約国は、交渉又はすべての紛争当事国が受け入れることができるその他の平和的紛争解決手段により紛争を解決するため、協議する。

2 1に規定する紛争であつて1に定めるところによつて解決することができないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、決定のため仲裁又は国際司法裁判所に付託する。紛争が仲裁に付託される場合において、要請の日から六箇

月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しないときは、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所長又は国際連合事務総長に対し、一人又は二人以上の仲裁人の指名を要請することができる。紛争当事国の要請が抵触する場合には、国際連合事務総長に対する要請が優先する。

- 3 締約国は、この条約の署名、批准、受諾若しくは承認又はこれへの加入の際に、2に定める紛争解決手続の一方又は双方に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において、2に定める当該紛争解決手続に拘束されない。
- 4 3の規定に基づいて留保を付した締約国は、寄託者に対する通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第十八条

- 1 この条約は、千九百八十年三月三日からその効力発生までの期間、ウィーンにある国際原子力機関本部及びニュー・ヨークにある国際連合本部において、すべての国による署名のために開放しておく。
- 2 この条約は、署名国によつて批准され、受諾され又は承認されなければならない。
- 3 この条約は、その効力発生の後、すべての国による加入のために開放しておく。
- 4 (a) この条約は、国際機関並びに地域的な統合のための機関及びその他の性質を有する地域的な機関による署名又は加入のために開放しておく。ただし、当該機関が主権国家によつて構成され、かつ、この条約の対象となつていない事項に関する国際協定の交渉、締結及び適用を行う権限を有する場合に限る。

- (b) (a)に規定する機関は、その権限の範囲内の事項に関し、当該機関のために、この条約により締約国に帰せられる権利を行使し、及び責任を果たす。

- (c) 当該機関は、この条約の締約国となる際、寄託者に対し、当該機関に適用されないこの条約の条項及び当該機関の加盟国を示す宣言書を送付する。
- (d) 当該機関は、その加盟国が有する投票権のほか、いかなる投票権も有しない。

- 5 批准書、受諾書、承認書又は加入書は、寄託者に寄託する。

第十九条

- 1 この条約は、二十一番目の批准書、受諾書又は承認書が寄託された日の後三十日目の日に効力を生ずる。
- 2 二十一番目の批准書、受諾書又は承認書が寄託された日の後にこの条約を批准し、受諾し若しくは承認し又はこれに加入する国については、この条約は、その批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の後三十日目の日に効力を生ずる。

第二十条

- 1 締約国は、第十六条の規定の適用を妨げることなく、この条約の改正を提案することができる。改正案は、寄託者に提出するものとし、寄託者は、これをすべての締約国に対し直ちに送付する。締約国の過半数が寄託者に対し改正案の審議のための会議の招集を要請した場合に、寄託者は、当該会議に出席するようすべての締約国を招請するものとし、当該会議は、招請状の発送から三十日以後に開催される。寄託者は、この会議においてすべての締約国の三分の二以上の多数による議決で採択された改正をすべての締約国に対し速やかに送付する。
- 2 改正は、その批准書、受諾書又は承認書を寄託した締約国について、締約国の三分の二が批准書、受諾書又は承認書を寄託した日の後三十日目の日に効力を生ずる。その後は、改正は、その批准書、受諾書又は承認書を寄託する他のいずれの締約国についても、その寄託の日に効力を生ずる。

力を生ずる。

第二十一条

- 1 締約国は、寄託者に対して書面による通告を行うことにより、この条約を廃棄することができる。
- 2 廃棄は、寄託者が1の通告を受領した日の後百八十日で効力を生ずる。

第二十二条

- (a) 寄託者は、すべての国に対し、次の事項を速やかに通報する。
- (b) この条約の署名
- (c) 批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託
- (d) 第十七条の規定に基づく留保又はその撤回
- (e) 第十八条(c)の規定に基づいて機関が行う伝達
- (f) この条約の効力発生
- (g) この条約の改正の効力発生
- (h) 前条の規定に基づく廃棄

第二十三条

アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とするこの条約の原本は、国際原子力機関事務局長に寄託する。同事務局長は、その認証謄本をすべての国に送付する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けて、千九百八十年三月三日にウィーン及びニュー・ヨークで署名のために開放されたこの条約に署名した。

附属書I

附属書Iに区分する核物質の国際輸送において適用される防護の水準

- 1 国際核物質輸送中に貯蔵される核物質の防護の水準には、次のことを含む。
- (a) 第三群の核物質の貯蔵に当たっては、出入が規制されている区域内において行うこと。
- (b) 第二群の核物質の貯蔵に当たっては、警備

員若しくは電子装置による常時監視の下にあるり、かつ、適切な管理の下にある限られた数の入口を有する物理的障壁によつて囲まれた区域内又は防護の水準がこのような区域と同等である区域内において行うこと。

- (c) 第一群の核物質の貯蔵に当たっては、第二群について定められた防護区域であつて、更に、信頼性の確認された者に出入が限られ、かつ、適当な関係当局と緊密な連絡体制にある警備員の監視の下にある区域内において行うこと。(このこととの関連においてとられる具体的な措置は、攻撃又は許可なしに出入が行われること若しくは許可なしに核物質が持ち出されることを発見し及び防止することを目的とする。)

2 国際輸送中の核物質の防護の水準には、次のことを含む。

- (a) 第二群及び第三群の核物質の輸送に当たっては、特別の予防措置(荷送人、荷受人及び運送人の間の事前の取決め並びに輸出国及び輸入国それぞれの管轄権及び規制に服する自然人又は法人の間の事前の合意で輸送に係る責任の移転する日時、場所及び手続を明記したものを含む。)の下に行うこと。
- (b) 第一群の核物質の輸送に当たっては、第二群及び第三群の核物質の輸送について定められた前記の特別の予防措置をとるほか、更に、護送者による常時監視の下及び適当な関係当局との緊密な連絡体制が確保される条件の下に行うこと。
- (c) ウランが五百キログラムを超える量の天然ウラン(鉱石又は鉱石の残渣の状態のものを除く)が輸送される際の防護には、出荷の事前通告であつて輸送方式及び到着予定日時を明記するものと並びに積荷の受領の確認を含むこと。

附屬書Ⅰ 核物質の区分表

核物質	形態	第一群	第二群	第三群(注c)
1 プルトニウム (注a)	未照射(注b)	二キログラム以上	五〇〇グラムを超え二キログラム未満	一五グラムを超え五〇〇グラム以下
2 ウラン 二三五	未照射(注b) ウラン二三五の濃縮度が二〇パーセント以上のウラン	五キログラム以上	一キログラムを超え五キログラム未満	一五グラムを超え一キログラム以下
	未照射(注b) ウラン二三五の濃縮度が一〇パーセント以上二〇パーセント未満のウラン		一〇キログラム以上	一キログラムを超え一〇キログラム未満
	未照射(注b) ウラン二三五の濃縮度が天然ウランにおける混合率を超え一〇パーセント未満のウラン			一〇キログラム以上
3 ウラン 二三三	未照射(注b)	二キログラム以上	五〇〇グラムを超え二キログラム未満	一五グラムを超え五〇〇グラム以下
4 照射済燃料			劣化ウラン、天然ウラン、トリウム又は低濃縮燃料(核分裂性成分含有率一〇パーセント未満)(注d、注e)	

注a すべてのプルトニウム(プルトニウム二三八の同位体濃度が八〇パーセントを超えるプルトニウムを除く)。

注b 原子炉内で照射されていない核物質、又は原子炉内で照射された核物質であつて遮蔽がない場合にこの核物質からの放射線量率が一米ートル離れた地点で一時間当たり一〇〇ラド以下であるもの。

注c 第三群に掲げる最未満のもの及び天然ウランは、管理についての慎重な慣行に従つて防護するものとする。

注d 第二群についての防護の水準が望ましいが、いずれの国も、具体的な状況についての評価に基づき、これと異なる区分の防護の水準を指定することができる。

注e 他の燃料であつて、当初の核分裂性成分含有量により、照射前に第一群又は第二群に分類されているものについては、遮蔽がない場合にその燃料からの放射線量率が一米ートル離れた地点で一時間当たり一〇〇ラドを超える間は、防護の水準を一群下げることができる。

三月十八日本委員会に左の案件が付託された。

一、ジュネーヴ四条約追加議定書への加入に関する請願(第五一九号)(第五三五号)(第五五八号)

第五一九号 昭和六十三年三月八日受理

ジュネーヴ四条約追加議定書への加入に関する請願

請願者 静岡市中田二ノ五ノ八 石川喜一
紹介議員 青木 新次君

我が国は講和に際して、戦争犠牲者保護に関するジュネーヴ四条約に加入した。しかし、その後、昭和五十二年に、この条約の不備を補うために追加議定書が制定されたが、我が国は、この制定会議に参加したものの、いまだに加入の手続を取っていない。この議定書は、特に一般市民、非戦闘員を戦災から守ろうとするもので、例えば、緊急時における市民の危険区域からの予防退避や、無防備地区に対する攻撃の禁止、あるいは婦人、児童に対する特別の保護などを規定している。我が国は、平和憲法の下、再び戦争に参加することは考えられないが、あらゆる場合に備えてジュネー

ヴ四条約とその追加議定書を堅持し、戦禍が市民に及ばぬよう努力することは、原爆を体験した国民の悲願である。ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、ジュネーヴ四条約追加議定書に速やかに加入すること。

第五三五号 昭和六十三年三月九日受理

ジュネーヴ四条約追加議定書への加入に関する請願

請願者 香川県三豊郡豊浜町和田乙二、〇
紹介議員 九三 大平勝彦

この請願の趣旨は、第五一九号と同じである。

第五五八号 昭和六十三年三月十日受理

ジュネーヴ四条約追加議定書への加入に関する請願

請願者 山口県下関市彦島福浦町三ノ五ノ
紹介議員 三二 高橋勝
二木 秀夫君

この請願の趣旨は、第五一九号と同じである。

三月二十二日本委員会に左の案件が付託された。
(予備審査のための付託は三月四日)

一、国際復興開発銀行協定第八条(a)の改正の受諾について承認を求めるの件

三月二十五日本委員会に左の案件が付託された。

一、ジュネーヴ四条約追加議定書への加入に関する請願(第五八九号)(第五九〇号)(第六六七号)(第六六八号)

第五八九号 昭和六十三年三月十一日受理

ジュネーヴ四条約追加議定書への加入に関する請願

願

請願者 福島県郡山市中田町中津川字町一

○四全抑協福島県連合会内 宗像

健壽

紹介議員 鈴木 省吾君

この請願の趣旨は、第五一九号と同じである。

第五九〇号 昭和六十三年三月十一日受理

ジュネーヴ四条約追加議定書への加入に関する請願

願

請願者 札幌市中央区北六条西二六丁目山

京ビル全抑協北海道連合会内 林

庄治郎

紹介議員 北 修二君

この請願の趣旨は、第五一九号と同じである。

第六六七号 昭和六十三年三月十七日受理

ジュネーヴ四条約追加議定書への加入に関する請願

願

請願者 埼玉県秩父郡東秩父村皆谷四七一

尾石朝太郎

紹介議員 関口 恵造君

この請願の趣旨は、第五一九号と同じである。

第六六八号 昭和六十三年三月十七日受理

ジュネーヴ四条約追加議定書への加入に関する請願

請願者 福岡市東区貝塚団地四ノ一六 後

藤清明

紹介議員 遠藤 政夫君

この請願の趣旨は、第五一九号と同じである。

第百十一回国会外務委員会会議録第一号中正誤

ページ 段行 誤 正

三 三一 仲展 進展

五 四 終わり 施認 施設

七 二 八 バグダット バグダッド

昭和六十三年四月十四日印刷

昭和六十三年四月十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局